

国の制度及び予算に関する 提案・要望



左上・右下：(C) Yokohama City Visitors Bureau

左下：(C)横浜港客船フォトコンテスト

右上：横浜グリーンエクスポ 会場イメージパース (C) Japan Association for the International Horticultural Expo 2027, Yokohama

令和 8 年 7 月
横 浜 市

日頃から、横浜市政の推進に御理解と御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびの提案・要望は、「安心・安全な暮らし」「こどもと向き合うゆとりの創出」「魅力あふれる心地よいまち」「世界に誇れる都市づくり」「大都市の自治強化」の5つのテーマで、とりまとめています。

市民の安心・安全な暮らしの実現に向けては、物価高騰等に関する支援、防犯対策の強化、大規模災害時の対応力強化、がん検診の推進、地域公共交通支援の充実などを掲げています。

こどもと向き合うゆとりの創出に向けては、全国一律のこどもの医療費助成制度の創設や幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充など、居住自治体にかかわらず安心して、こどもを産み育てることができる社会の実現に向けた項目を盛り込みました。

魅力あふれる心地よいまちや世界に誇れる都市づくりの実現に向けては、横浜グリーンエクスポの成功に向けた協力・支援、港湾ロジスティクス強化に向けた国際コンテナ戦略港湾の推進などを掲げています。

大都市の自治強化に向けては、地域の実情に応じて大都市が能力を発揮し、国の成長にも資する「特別市」の法制化の実現などを盛り込みました。

全国的に人口減少や物価高騰など、多くの課題に直面する中でも、横浜市は、データ駆動型経営により政策の質や効果を高め、市民生活の一層の充実と持続的な成長を目指してまいります。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携しながら、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と新たな活力の創出に貢献してまいります。

関係府省におかれましては、このたびの提案・要望に対し、特段の御配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和8年7月

横浜市長

山中 竹春

提案・要望項目

安心・安全な暮らし

1-1 物価高騰に関する支援.....	1
1-2 防犯対策強化に係る取組への支援.....	3
1-3 大規模災害時の対応力強化.....	5
1-4 「交通空白」解消に向けた地域公共交通の充実への支援	7
1-5 横浜3号線の延伸の早期実現に向けた支援.....	9
1-6 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進.....	11
1-7 横浜環状南線・横浜湘南道路の整備推進.....	13
1-8 道路における令和の国土強靱化対策の推進.....	15
1-9 国土強靱化に向けた水道施設の更新・耐震化への支援.....	17
1-10 強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援.....	19
1-11 強靱で持続可能な河川事業への支援.....	21
1-12 安全で安心な港づくり.....	23
1-13 病院の耐震化対策の推進.....	25
1-14 がん検診の推進.....	27
1-15 小児・AYA世代のがん対策の推進.....	29
1-16 安定的な定期予防接種のための財政措置等の見直し.....	31
1-17 令和9年度報酬改定に向けた要望.....	33
1-18 福祉人材の確保・定着に向けた介護従事者等の処遇改善.....	35
1-19 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援.....	37
1-20 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正.....	39
1-21 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充.....	41
1-22 障害児・者の支援の充実.....	43

こどもと向き合うゆとりの創出

2-1 こどもの医療費助成制度の創設.....	45
2-2 出産費用の無償化に向けた丁寧な制度設計.....	47
2-3 こども性暴力防止法への対応.....	49
2-4 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充.....	51
2-5 保育者の確保・定着に向けた更なる取組の推進.....	53
2-6 時代に即した幼児教育・保育の推進.....	55
2-7 小学生の放課後対策の推進.....	57
2-8 困難な状況にあるこども・家庭への支援.....	59
2-9 国による学校給食費完全無償化の実現.....	61
2-10 いじめや不登校等への対応力向上に向けた支援の拡充.....	63
2-11 部活動の地域展開等の推進に係る支援.....	65
2-12 栄養教諭及び学校栄養職員の定数改善.....	67

魅力あふれる心地よいまち

3 - 1 中東情勢の影響拡大を踏まえた中小企業支援の強化	69
3 - 2 中小企業・小規模企業の持続的な賃上げ実現のための支援.....	71
3 - 3 国等の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大.....	73
3 - 4 地域未来戦略の推進.....	75
3 - 5 地方消費者行政の推進に向けた支援の拡充.....	77
3 - 6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化.....	79
3 - 7 アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化.....	81

世界に誇れる都市づくり

4 - 1 横浜グリーンエクスポの成功に向けた推進・支援.....	83
4 - 2 旧上瀬谷通信施設地区のまちづくり推進への支援.....	85
4 - 3 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援.....	87
4 - 4 港湾ロジスティクス強化に向けた国際コンテナ戦略港湾の推進.....	89
4 - 5 港湾の脱炭素化に向けた取組.....	91
4 - 6 カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充.....	93
4 - 7 循環型社会実現に向けた国際連携推進への支援強化.....	95
4 - 8 廃棄物分野における脱炭素化及び資源循環に向けた施策の推進.....	97
4 - 9 廃棄物処理施設等の老朽化対策の推進.....	99
4 - 10 焼却灰資源化の推進.....	101
4 - 11 地域における多文化共生の推進に向けた取組強化.....	103

大都市の自治強化

5 - 1 「特別市」の法制化の実現.....	105
5 - 2 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実.....	107
5 - 3 地方分権改革の推進.....	109
5 - 4 三大都市圏の政令指定都市等を核とした広域連携の促進.....	111
5 - 5 デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進.....	113
5 - 6 水道スマートメーター導入推進の支援.....	115

【巻末】提案・要望項目 府省別一覧.....	117
------------------------	-----

《 提案・要望内容 》

1-1 物価高騰に関する支援

【要望先：経済産業省、国土交通省、内閣府、総務省】

提案・要望

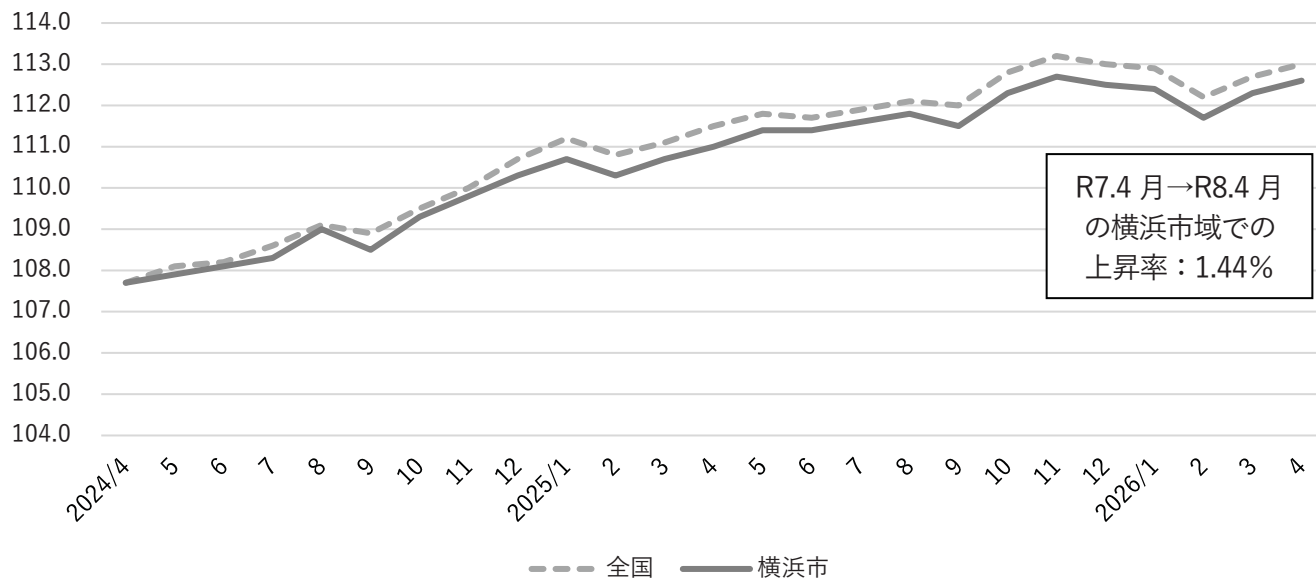
- 1 行政サービスの持続的な提供に向け、安定的な燃料調達を図るため、石油元売事業者や流通事業者に対し、地方自治体向けの燃料供給が安定して確保されるよう、国として必要な調整や働きかけを継続的に行うこと。また、燃料価格高騰に対する緊急的な財政支援を実施すること。
- 2 地方の実情に応じた物価高騰対策を実施できるよう、地方財政計画に基づく措置や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など必要な財政支援を実施すること。また、機動的な活用に向け、繰越措置の継続や運用改善、人口・事業者数など大都市の実情を十分に踏まえた公平な配分とすること。

補足説明

- (1) 昨今の中東情勢の緊迫化により、燃料価格の高止まりや調達の不安定化が続き、一部の入札では不調が生じている。公営交通や下水道をはじめとする行政サービスは、市民の移動手段や公衆衛生の確保の観点から不可欠であり、事業の停止は市民生活に深刻な影響を及ぼす。横浜市では、市内事業者との連携や国への働きかけ等により必要な燃料の確保に努めているが、事態の長期化が懸念される中、財政支援と調達対策の両面において国からの継続的な支援が不可欠である。
- (2) 全国的にみるとエネルギーや食料品価格等の上昇を背景に、消費者物価指数（総合）は上昇基調が続いている一方、市民の生活実感は依然として厳しく、可処分所得の実質的な減少が全ての市民に影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、横浜市では重点支援地方交付金を活用し、19歳以上を対象とした電子クーポン・商品券の配付や、小中学校給食費の負担軽減など、生活者支援を重視した対策を実施している。
- (3) 本来、物価高騰対策は全国共通の課題であり、国が全国的かつ包括的な対策を講じたうえで、地方自治体が地域の実情に応じた取組を展開することで、より効果的かつ効率的な対応が可能となる。令和8年6月の国補正予算により重点支援地方交付金が措置されたが、引き続き物価高騰や賃金上昇に伴い公共事業や行政サービスに係る経費が増大する中、地方自治体が地域の実情に応じた支援を講じるためには、地方財政計画に基づく措置や重点支援地方交付金など、国からの安定的かつ十分な財政支援が不可欠である。
- (4) 重点支援地方交付金においては、複数年度にわたる計画的な事業展開や不測の事態への迅速な対応を可能とするため、繰越措置の継続や予算流用の柔軟化など、実務に即した運用改善が求められる。さらに、大都市では人口や事業所の集中によるインフラ維持管理コストが高く、多様化する市民ニーズへの対応が求められるなど、行政需要が極めて大きい。重点支援地方交付金の配分に当たっては、財政力指数の高い地方自治体が不利にならないよう、人口・事業者数といった大都市の実情を十分に踏まえた、公平な配分方法とすることが必要である。

参考1 全国・横浜市の物価高騰の状況

消費者物価指数【総合】の推移（全国・横浜市）（R 6～）



出典：2020 年基準消費者物価指数（総務省統計局）を基に作成

参考2 毎月勤労統計調査賃金指数

（事業所規模 5 人以上）

（2020 年平均 = 100）

年	調査産業計	※現金給与総額	
		前年比	実質前年比
2021 年	100.3	0.3%	0.6%
2022 年	102.3	2.0%	-1.0%
2023 年	103.5	1.2%	-2.5%
2024 年	109.2	2.8%	-0.3%
2025 年	111.7	2.3%	-1.3%

出典：毎月勤労統計調査 2025 年分結果確報（厚生労働省）を基に作成

参考3 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の住民 1 人当たり交付限度額

【令和 6 年度分】 横浜市：1,359 円 全国政令指定都市平均：1,627 円

【令和 7 年度分】 横浜市：5,773 円 全国政令指定都市平均：6,771 円

提案・要望の担当

政策経営・国際戦略局経営戦略課長	遠藤	TEL 045-671-3912
行財政局財政課長	田島	TEL 045-671-2230
交通局経営管理課長	緒方	TEL 045-671-3134
下水道河川局下水道計画課長	中村	TEL 045-671-2613

1-2 防犯対策強化に係る取組への支援

【要望先：内閣官房、内閣府、総務省、消費者庁、国家公安委員会】

提案・要望

- 1 防犯インフラの整備・維持管理、高規格防犯インフラの導入、学校での防犯教育や住民向けの防犯講座の実施など、地方自治体が実施する防犯対策に対し、継続的・安定的な財政支援を創設すること。
- 2 法令に基づく IC チップを活用した本人確認を着実に実施するとともに、SNS をはじめとしたサイバー空間における対策や、詐欺電話の着信遮断や悪質商法に接触する機会を生じさせない環境の構築に向けた支援をさらに推進すること。
- 3 詐欺等に関するデータ分析結果や専門的知見を地方自治体に提供するとともに、無関心層などを含む国民の行動変容を促す新たな防犯施策の設計及び、地方自治体と連携した具体的な取組を推進すること。

補足説明

- (1) 近年、特殊詐欺や SNS を起点とする犯罪など、手口は一層複雑化・巧妙化し、被害は特定の世代にとどまらず社会全体に拡大している。横浜市においても刑法犯認知件数は令和 4 年以降増加傾向にあり、さらに横浜グリーンエキスポの開催に伴い国内外から多くの来街者が見込まれることから、誰もが安心して過ごせる防犯環境の確保が喫緊の課題となっている。
- (2) 横浜市では防犯対策を重点施策に位置づけ、防犯条例の制定や計画策定、防犯灯・防犯カメラの整備、見守りやパトロール支援、防犯講座の実施などを進めている。こうした中、担い手の高齢化や人材不足も深刻であるため、AI 防犯カメラやスマート防犯灯の導入などデジタル技術の活用を積極的に進めている。しかし、防犯インフラの整備や維持には多額の財政負担が伴い、これらの取組を継続的に推進するには、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のような臨時措置にとどまらない、恒久的な財政支援が不可欠である。
- (3) 特殊詐欺等については、啓発中心の取組のみでは限界があり、犯罪接触機会そのものを減少させる制度的対応が求められている。このため、本人確認の厳格化や SNS・通信分野における詐欺誘導対策、詐欺電話の遮断措置の仕組み構築など、全国一律の対応を国主導で一層推進する必要がある。
- (4) 詐欺被害拡大の背景には「自分は被害に遭わない」といった無関心や心理的要因も指摘されていることから、国においては犯罪データの分析結果や専門的知見を地方自治体に提供するとともに、行動変容を促す効果的な防犯施策を設計する必要がある。これにより、地方自治体における地域に根差した取組の一層の推進が期待される。
- (5) これらの課題については、首都圏の 1 都 3 県及び 5 政令指定都市で構成する九都県市首脳会議においても共通認識のもと、同様の要望を取りまとめている。

参考 1 横浜市の刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移(横浜市内)		
年	刑法犯認知件数(件)	犯罪率 (人口1,000人当たり)
令和3年	12,746	3.38
▼		
令和7年	18,925	5.02

参考 2 防犯インフラの整備・維持管理にかかる費用



参考 3 特殊詐欺被害額・被害件数(令和7年中)

特殊詐欺認知状況【SNS型投資・ロマンス詐欺を除く】(暫定値)

	認知件数	前年比	被害額	前年比
全国	27,758	+6,715	約 1,414.2 億円	+約 695.4 億円
東京都	4,350	+856	約 281.8 億円	+約 128.8 億円
神奈川県	2,479	+480	約 135.6 億円	+約 69.0 億円
千葉県	1,206	+262	約 73.4 億円	+約 31.4 億円
埼玉県	1,806	+220	約 79.5 億円	+約 25.6 億円
横浜市	1,039	+137	約 66.3 億円	+約 38.1 億円

SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺認知状況

	認知件数	前年比	被害額	前年比
全国	42,900	+11,620	約 3,241.2 億円	+約 1,250.4 億円
東京都	5,880	+1,509	約 555.5 億円	+約 215.4 億円
神奈川県	3,330	+793	約 279.7 億円	+約 123.5 億円
千葉県	1,547	+455	約 135.8 億円	+約 65.9 億円
埼玉県	2,283	+443	約 145.9 億円	+約 54.0 億円

参考 4 横浜市消費生活総合センターにおける消費生活相談の件数と合計契約金額の推移

	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数 (電話+面接相談)	14,732 件	15,004 件	16,343 件	17,167 件
相談案件に係る 契約金額総額	99 億 8,570 万円	122 億 7,277 万円	125 億 4,816 万円	141 億 8,742 万円

※令和7年度の相談件数及び契約金額は速報値

提案・要望の担当

市民局地域防犯支援課長 佐藤 TEL 045-671-2601
経済局消費経済課長 山口 TEL 045-671-2573

1-3 大規模災害時の対応力強化

【要望先：内閣府、経済産業省、総務省、国土交通省】

提案・要望

- 1 災害時の避難所環境の向上に向け、国主導による大型資機材を活用した被災地支援の方針を策定すること。また、首都圏域内における備蓄拠点の増設など、広域的な支援体制を強化すること。併せて、地方自治体の老朽化した防災備蓄庫の更新・建替えに対する財政支援を行うこと。
- 2 感震ブレーカーや家具転倒防止器具の設置促進に向け、従来の補助制度を拡充するとともに、普及啓発から購入・取付までを一体的に支援する財政支援を創設すること。また、延焼リスクの高い地域の新築住宅への感震ブレーカー設置の義務化を検討すること。

補足説明

- (1) 横浜市では、令和7年度に全国に先駆けてTKBユニットを配備し、内閣府や有識者と運用検討を進めている。一方、大型資機材は、導入・維持管理等の負担が大きく、地方自治体独自に必要な量を配備することは困難である。国が主体的に整備し、発災時には国の調整のもと、地方自治体が保有する資機材も含め、迅速かつ効果的に活用できる統一的な運用方針の策定が必要である。
- (2) 生活用品や飲料水、食料等の備蓄品についても、購入や更新、保管場所の確保の負担が大きい。地方自治体が発災初期の対応体制を確保したうえで、国が広域的に物資を備蓄・供給する体制を整備することが、効率性・実効性の観点から有効である。このため、国のプッシュ型支援物資について、品目や備蓄量の一層の拡充を図るとともに、広域災害時における円滑な分配・供給体制を整備する必要がある。特に、直下地震の発生リスクが高く人口が集中する首都圏域においては、立川防災合同庁舎1か所のみでは対応が困難であり、早急な増設が求められる。
- (3) 阪神・淡路大震災を契機に整備された防災備蓄庫は、一斉に老朽化が進行しているが、財政面の制約から更新が十分に進んでいない。
- (4) 大規模震災による電気火災や家具転倒による死傷者が多数発生している状況を踏まえ、横浜市では、地震火災対策の重点対策地域を設定するとともに、高い減災効果を有する感震ブレーカーや家具転倒防止器具について、令和11年に設置率80%の目標を掲げ、設置を促進している。
- (5) 感震ブレーカー設置に係る国の支援制度は、制度内容や対象地域が省庁ごとに異なるほか、ハード整備と一体的な予算措置に限定されるなどの制約がある。首都直下地震の切迫性が高まる中、地方自治体への支援拡充に加え、延焼リスクの高い地域の新築住宅への設置義務化を含めた面的な対策が必要である。
- (6) 横浜市において、家具転倒防止器具の取付支援に加え購入費補助を実施した結果、申請件数が前年度比で約4倍に増加しており、財政的支援の有効性が確認された。一方で、器具の購入や設置・取付に対する国の支援制度は十分とは言えず、更なる制度整備が求められる。

参考1 TKB ユニット導入に係る令和7年度の内閣府との取組

内閣府や有識者等による「TKB ユニット導入に向けたアドバイザー会議」を3回開催
 検討内容：運用時の担い手、TKB ユニットの展開場所、運用方法等

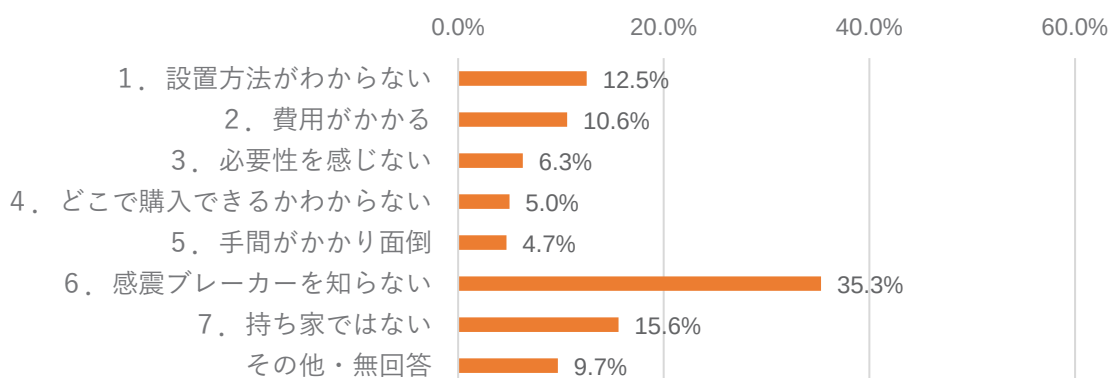
参考2 横浜市地震防災戦略における感震ブレーカー及び家具転倒防止器具の設置率

	R6 時点	R11 目標値	R15 目標値
感震ブレーカー	31.4%*	80%	推進
家具転倒防止器具	57.3%*	80%	推進

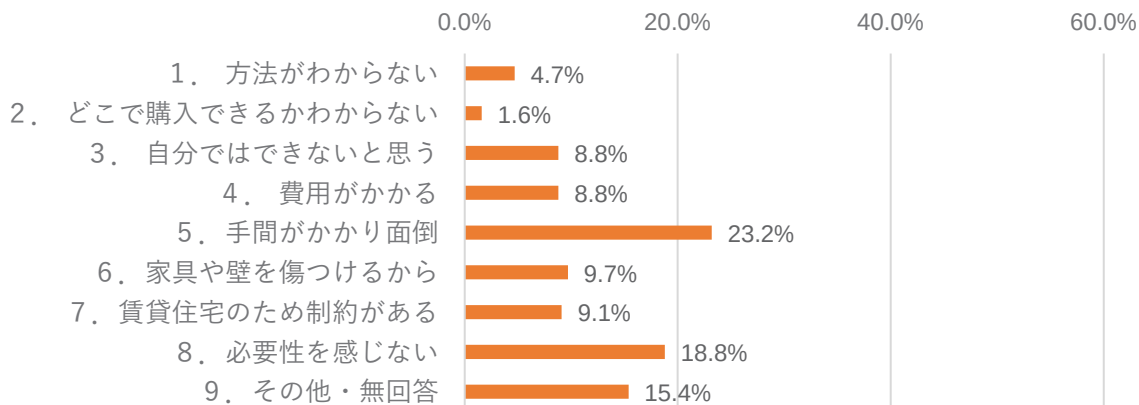
※重点対策地域及び対策地域での設置率

参考3 横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査結果（令和6年度実施）

問 「感震ブレーカー」を設置していない理由（1つ選択）



問 家具を固定していない理由



参考4 感震ブレーカーの設置促進に係る支援制度（R8.2月時点）

	対象地域	支援内容
経済産業省	著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体	漏電調査に伴う各自治体の補助制度の周知・広報
総務省	著しく危険な密集市街地の未解消地区	購入・取付費用への支援
国土交通省	住宅市街地整備計画における重点整備地区	普及啓発、購入・取付費用への支援

提案・要望の担当

防災・危機管理統括本部防災企画課長	小森	TEL 045-671-2019
防災・危機管理統括本部地域防災課長	伊藤	TEL 045-671-4095
防災・危機管理統括本部地域防災課避難等支援担当課長	田中	TEL 045-671-4360

1-4 「交通空白」解消に向けた地域公共交通の充実への支援

【要望先：国土交通省】

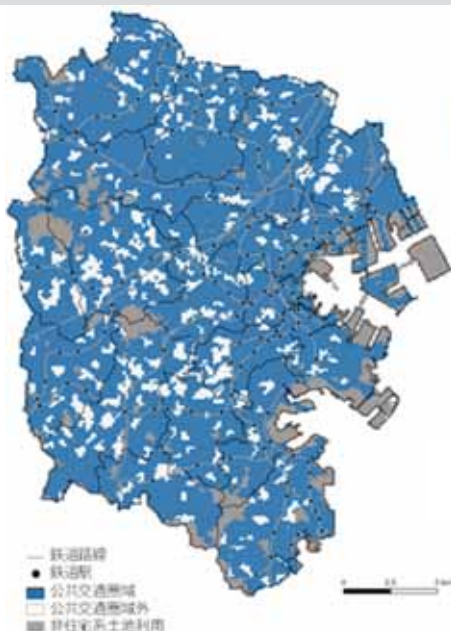
提案・要望

- 1 地域公共交通については、市民が交通サービスを認知し、利用が定着するまでに一定期間を要することから、複数年度にわたり連続して実施する実証運行についても、国の支援対象とすること。
- 2 新たな「交通空白」が生じないよう、既存バス路線の維持に向けて、バス運転士の待遇改善・人材確保に対する財政支援の充実を図ること。
- 3 自動運転サービスの社会実装後においても、交通事業者が安定的にサービスを提供できるよう、財政支援の対象を拡充すること。

補足説明

- (1) 横浜市は、丘陵地を含め市域全体に住宅地が広がっているため、鉄道駅やバス停までのアクセス路が急な坂道や階段となっている地域が多く存在している。勾配を考慮して補正した道路距離をもとに、鉄道駅から 800m 以内、バス停から 300m 以内を公共交通圏域とすると、公共交通圏域外、いわゆる交通空白地が郊外部を中心に点在している。
- (2) 今後、高齢化の進展に伴う運転免許の返納者の増加や身体能力の低下により、移動に制約を受ける市民の増加が見込まれる。一方で、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少に加え、運転士の人材不足や高齢化などにより、経営環境が悪化し、路線バスの減便や最終便の繰上げを余儀なくされるなど、市民生活を支える公共交通の維持が困難な状況に直面している。
- (3) こうした課題を踏まえ、横浜市では令和 7 年 4 月より「みんなのおでかけ交通事業」を開始し、市が地域の意向を確認するなどのプッシュ型支援を行うとともに、地域に適した運行として定着・持続させるために、実証運行（最大 3 年間）と本格運行に対する費用補助を行い、交通空白地の解消に向けた取組を推進している。しかし、地域公共交通の導入には、車両の確保が難しく実証運行開始までに時間を要するほか、定着に向けての住民周知や利用促進、実証運行データに基づく運行計画の改善など、切れ目のない長期的な取組が不可欠である。こうした中、現行の実証運行に対する国の補助制度は対象期間が実質的に 6 か月程度であり、複数年度に渡る継続的な支援を行うことができず、十分な検証や定着を図る上で課題がある。
- (4) バス運転士の確保は、事業者の経営努力だけでは限界があることから、横浜市では月額 3 万円を上限とする住宅手当への補助事業を創設した。こうした地方自治体の取組を後押しする観点からも、国における待遇改善・人材確保に対する財政支援の充実が必要である。
- (5) 横浜市では、交通空白地の解消や運転士確保に向けた支援に加え、自動運転サービスの実用化に向けた実証運行にも取り組んでいる。国においては、急速に開発が進む AI ベースによる自動運転の技術支援を進めるほか、事業化に必要な初期投資への支援や本格運行に対する財政支援など、交通事業者が事業を継続できる環境整備が求められる。

参考1 横浜市地域公共交通計画の基本方針と公共交通圏域の関係



交通空白地（公共交通圏域外）
を公共交通圏域に変える

地域公共交通を **増やす**

公共交通圏域
を守る

地域公共交通を **守る**

持続性を高める

地域公共交通を
積極的に **使う**

→新たな地域交通の導入

「横浜市みんなのおでかけ交通事業」創設
行政からのプッシュ型の支援と、本格運行
時の運行経費の補助など支援を開始

→バスネットワークの維持

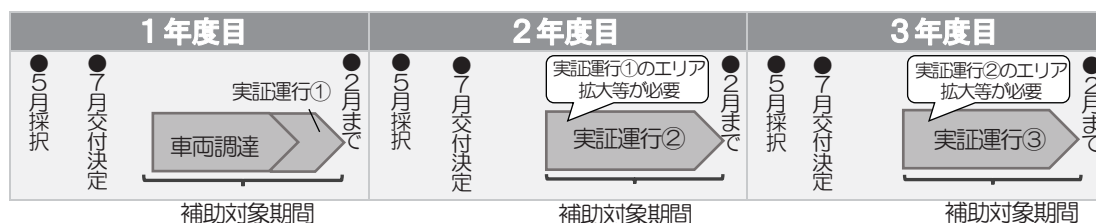
「運転士確保に向けた住宅手当補助制度」創設
離職率の高い採用後5年目までの運転士を
対象に、最大3万円/月の住宅費を補助し、
5年間で250人の人材確保につなげる

→交通DX・GX・共創の推進 等

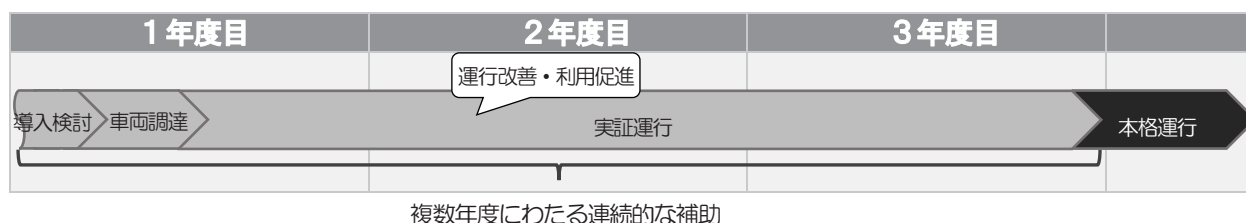
「新たな交通サービス」創設
バスやタクシーなど、運転士不足の解消等
に向け、自動運転技術を活用した実証実験
を支援

参考2 「交通空白」解消等・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）の課題

●現行の補助制度に基づく実証運行及び補助対象期間（イメージ）

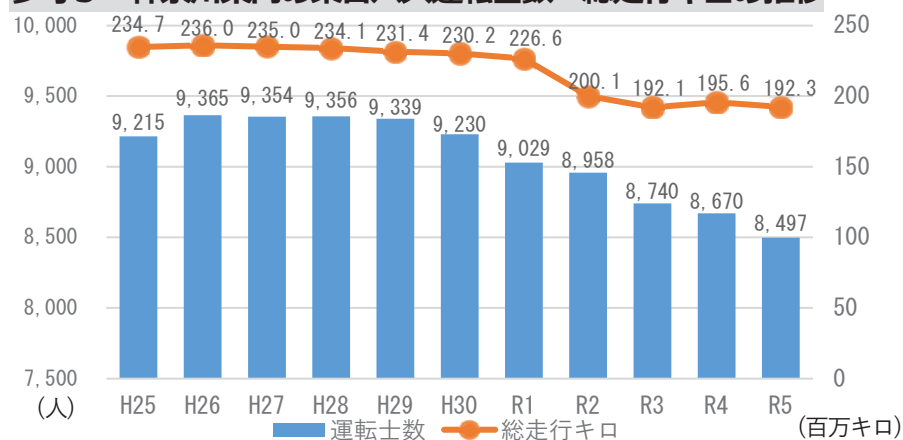


●地域公共交通を地域に定着させるために必要な実証運行及び補助対象期間（イメージ）



複数年度にわたる連続的な補助

参考3 神奈川県内の乗合バス運転士数・総走行キロの推移



参考4 自動運転の実証実験



提案・要望の担当

道路・交通政策局交通政策課長

古性

TEL 045-671-3515

道路・交通政策局交通政策課道路担当課長

金子

TEL 045-671-2746

道路・交通政策局交通政策課バス交通担当課長

寺井

TEL 045-671-2760

道路・交通政策局地域交通推進課長

水谷

TEL 045-671-2755

1-5 横浜3号線の延伸の早期実現に向けた支援

【要望先：国土交通省】

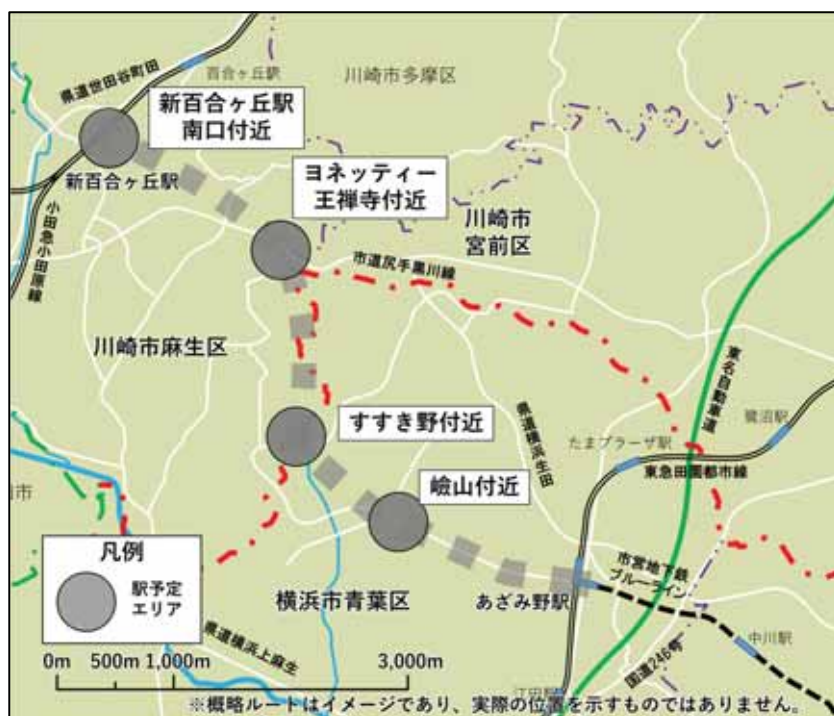
提案・要望

横浜3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、早期の事業化に向けて鉄道事業許可を行うとともに、都市の持続的な発展を支える都市鉄道の整備に係る予算の拡充を図ること。

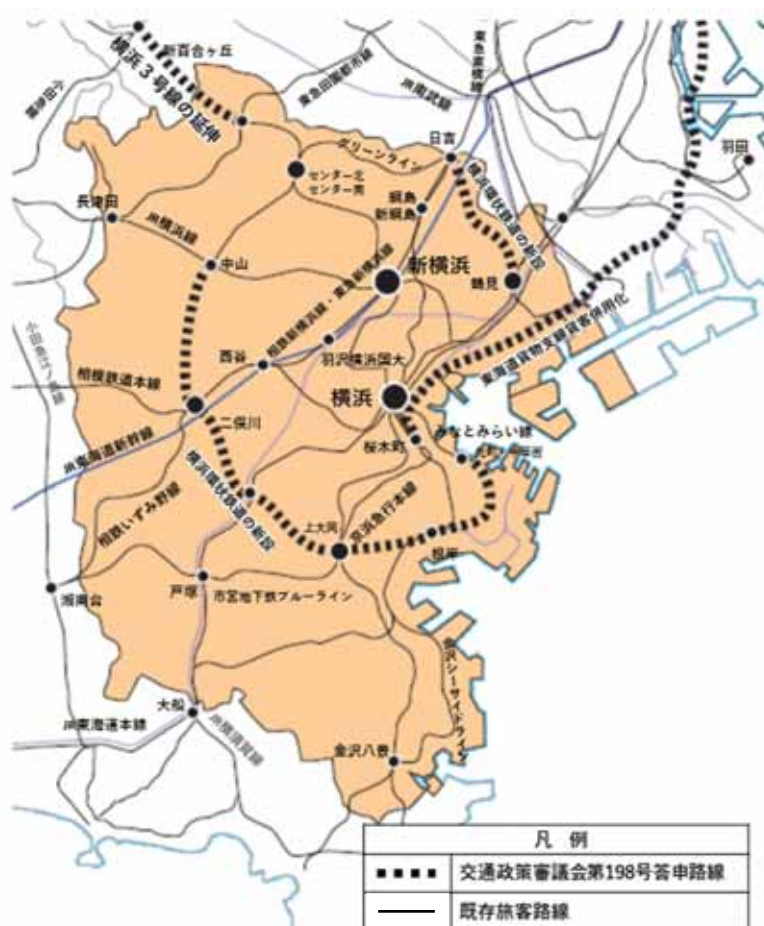
補足説明

- (1) 横浜3号線の延伸区間（あざみ野～新百合ヶ丘）（以下「本路線」という）は、交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけられた「横浜市北部や川崎市北部と横浜市中心部とのアクセス利便性の向上」が期待される重要な路線である。この位置付けを踏まえ、横浜市と川崎市が連携し、延伸の実現に向けた取組を進めてきた。
- (2) 本路線は、両市にまたがる生活圏を結ぶものであり、平成31年1月には、両市の合意のもと、横浜市交通局を事業主体として事業化の判断を公表した。しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や物価高騰など、事業化判断時には想定していなかった社会経済情勢の変化が顕在化している。こうした状況を踏まえ、川崎市と連携しながら、建設コスト削減に向けた検討を進めるとともに、新駅周辺のまちづくりの具体化など、需要創出につながる取組を推進し、本路線の事業化を目指している。
- (3) 人口減少局面を迎える中であっても、地域の持続的な発展を図るためには、本路線の早期事業化と沿線におけるまちづくりを一体的かつ並行して進める必要がある。沿線まちづくりの進展は鉄道計画の実現性と密接に関係していることから、将来のまちづくりの展望を見据えた早期の鉄道事業許可が必要である。
- (4) 都市鉄道は、都市の社会経済活動を支え、国際競争力の向上に資する重要な基幹インフラである。都市の持続的な発展を実現するため、今後も計画的かつ着実な整備を推進していく必要があり、多くの都市においても整備計画が具体化している。このため、都市鉄道整備に係る予算を十分に確保するとともに、支援措置を一層拡充するなど、国による積極的な支援が不可欠である。

参考1 横浜3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）



参考2 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案・要望の担当

道路・交通政策局交通政策課長

交通局建設改良課長

古性

六渡

TEL 045-671-3515

TEL 045-671-3172

1-6 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進

【要望先：国土交通省】

提案・要望

- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業を着実に推進するため、必要な事業費を確実に確保すること。
- 2 主要渋滞箇所の解消に向け、幹線道路ネットワーク整備への支援を拡充するとともに、渋滞ボトルネック対策を一層推進すること。
- 3 交通安全対策の推進に向け、子どもの移動経路等を含む幹線道路の整備やETC2.0 データ等の利活用に対する支援を継続すること。
- 4 直轄国道の整備を推進するとともに、補助国道整備に必要な事業費を確保すること。

補足説明

- (1) 鶴ヶ峰駅付近は踏切が多く、慢性的な交通渋滞が発生するとともに、消防・救急などの緊急活動にも支障が生じている。また、鉄道により地域が分断されていることから、歩行者の回遊性や街並みの連続性が損なわれている。さらに、本事業と連動した市街地再開発事業が進行しており、事業の遅れは今後のまちづくり全体に重大な影響を及ぼす。このため、多額の事業費を要するものの、令和15年度までには確実に整備を完了させる必要がある。
- (2) 横浜市は、「神奈川県移動性向上委員会」等を通じて渋滞対策を推進しているほか、「横浜市中期計画2026～2029」で、主要渋滞箇所118箇所を今後1割削減する目標を掲げている。渋滞の根本的解消に向け、渋滞対策に資する幹線道路ネットワーク整備を国の重点施策の対象とすることが必要である。また、渋滞のボトルネック対策として、一般国道1号戸塚警察署交差点の立体化、第三京浜羽沢インターチェンジの横浜方面出入口の設置、横浜新道の付加車線の設置などを推進することが求められる。さらに、物流への影響に配慮し、第三京浜・横浜新道の激変緩和措置の継続、合理的な高速道路料金の割引制度、混雑状況に応じた料金施策の実施が必要である。
- (3) 交通安全対策として、桜木東戸塚線（平戸地区）、横浜逗子線（釜利谷六浦地区）、山下長津田線（鴨居地区）の整備を推進するとともに、子どもの移動経路である市道上白根第99号線における歩行空間の確保に対する継続的な支援が必要である。あわせて、生活道路の交通安全対策を目的としたETC2.0 データ等の利活用についても、継続した支援が求められる。
- (4) 渋滞対策や歩行者安全対策を図るため、直轄国道では、一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道15号幸ヶ谷歩道橋の整備、一般国道16号下川井インター交差点及び屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号の整備等や老朽化した横断歩道橋の早期補修が必要である。なお、整備実施において、地方自治体に過度な財政負担が生じないよう、事業費負担の平準化が求められる。また、横浜港と内陸南部工業地域の相互機能強化や渋滞対策の観点から、補助国道では、一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区の整備を進める必要がある。

参考1 連続立体交差事業の平面図及び縦断面図

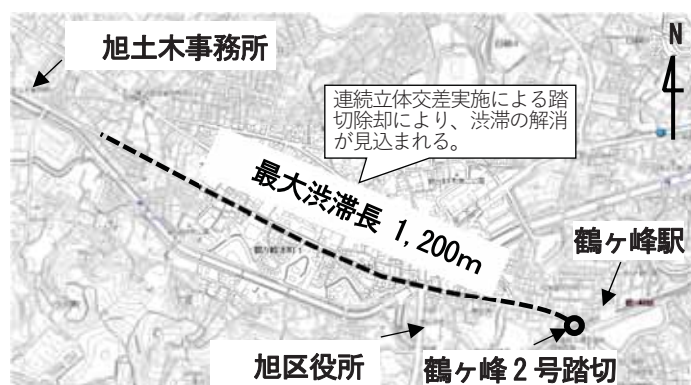


参考2 鶴ヶ峰2号線踏切の状況

■ 渋滞の様子

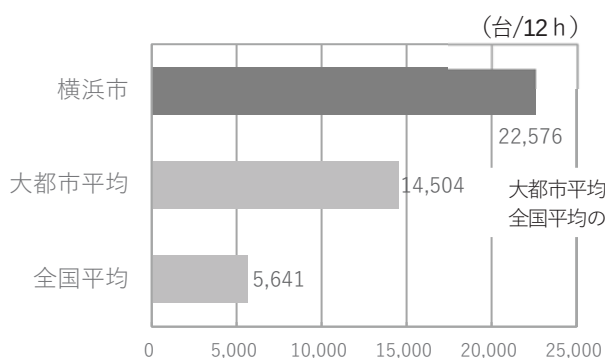


■ 最大渋滞長（R2.9.10 測定）

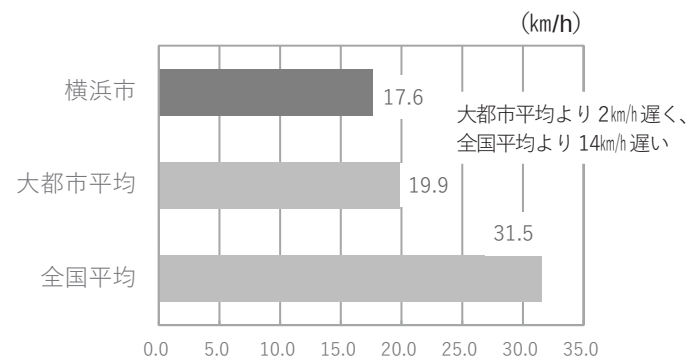


参考3 道路交通の状況（令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査）

■ 平均交通量（平日12時間）



■ 朝夕旅行速度



提案・要望の担当

道路・交通政策局道路政策課長
道路・交通政策局事業推進課長
道路・交通政策局横浜環状道路調整課長
道路・交通政策局建設課鉄道交差調整担当課長

金澤 TEL 045-671-2282
植田 TEL 045-671-2937
坂入 TEL 045-671-3985
根本 TEL 045-671-2757

1-7 横浜環状南線・横浜湘南道路の整備推進

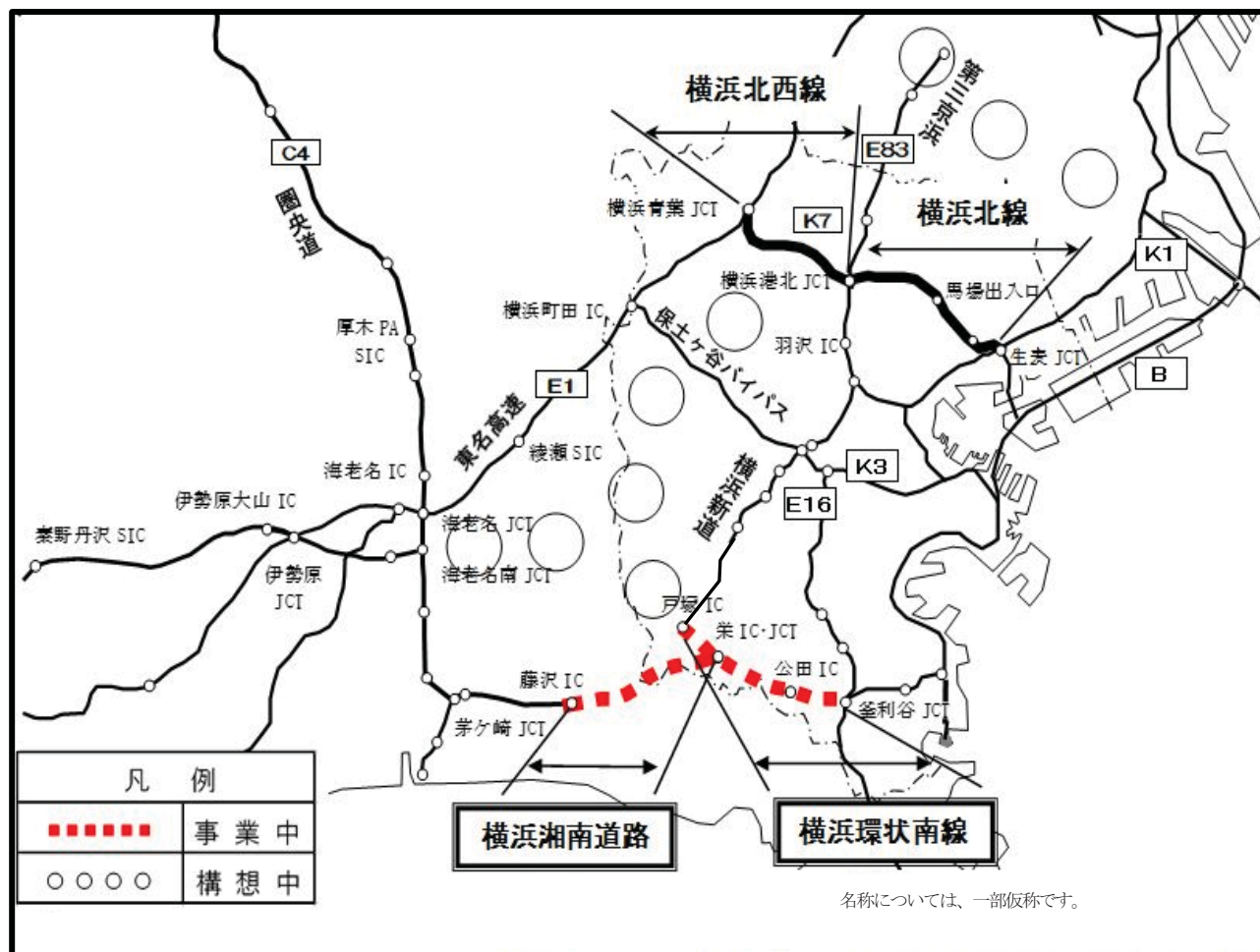
【要望先：国土交通省】

提案・要望

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路について、地域の安全・安心と施工時の安全確保を最優先に据えつつ整備を進めるとともに、開通時期を早期に明示すること。
- 2 横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分については、徹底したコスト縮減や有料道路事業制度の更なる活用により地方負担の軽減を図ること。併せて、IC アクセス道路の整備に必要な事業費を確実に確保すること。
- 3 横浜環状南線における換気所への脱硝装置の設置など、環境に十分配慮した取組を着実に推進すること。

補足説明

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路（以下「本線」という）が完成すれば、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の競争力強化が図られるとともに、保土ケ谷バイパスをはじめとする市内幹線道路の混雑緩和にも大きく寄与することが期待される。圏央道がもたらす経済の好循環効果を最大限に発揮させるためにも、早期開通が強く求められている。
- (2) 令和4年8月の圏央道連絡調整会議では、本線の開通時期を見直すことが公表され、現在、本区間は圏央道において唯一、具体的な開通時期が示されていない区間となっている。地元の期待が非常に大きいことから、トンネル掘進の状況等を踏まえ、速やかに開通時期を具体的に示す必要がある。
- (3) 令和5年1月の国の事業評価監視委員会では、本線の事業費が大幅に増額されることが明らかにされた。本事業は、有料道路事業と直轄国道事業の合併施行であることから、事業費の増額は横浜市の財政に大きな影響を及ぼす恐れがある。このため、地方の財政負担が過度なものとならないよう、必要な措置を講じることが求められる。
- (4) 本線の整備効果を最大限に発揮させるためには、周辺地区とのアクセス性向上が不可欠である。環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線）の整備に必要な事業費を着実に確保し、本線開通に遅れを生じさせることなく、ICアクセス道路の整備についても着実に進める必要がある。
- (5) 横浜環状南線については、地域住民から換気所への脱硝装置の設置など環境への配慮を求める声が多く寄せられており、環境負担の低減に向けた取組を積極的に推進することが必要である。



提案・要望の担当

道路・交通政策局事業推進課長

植田 TEL 045-671-2937

道路・交通政策局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

小野澤 TEL 045-671-2889

1-8 道路における令和の国土強靱化対策の推進

【要望先：国土交通省、総務省】

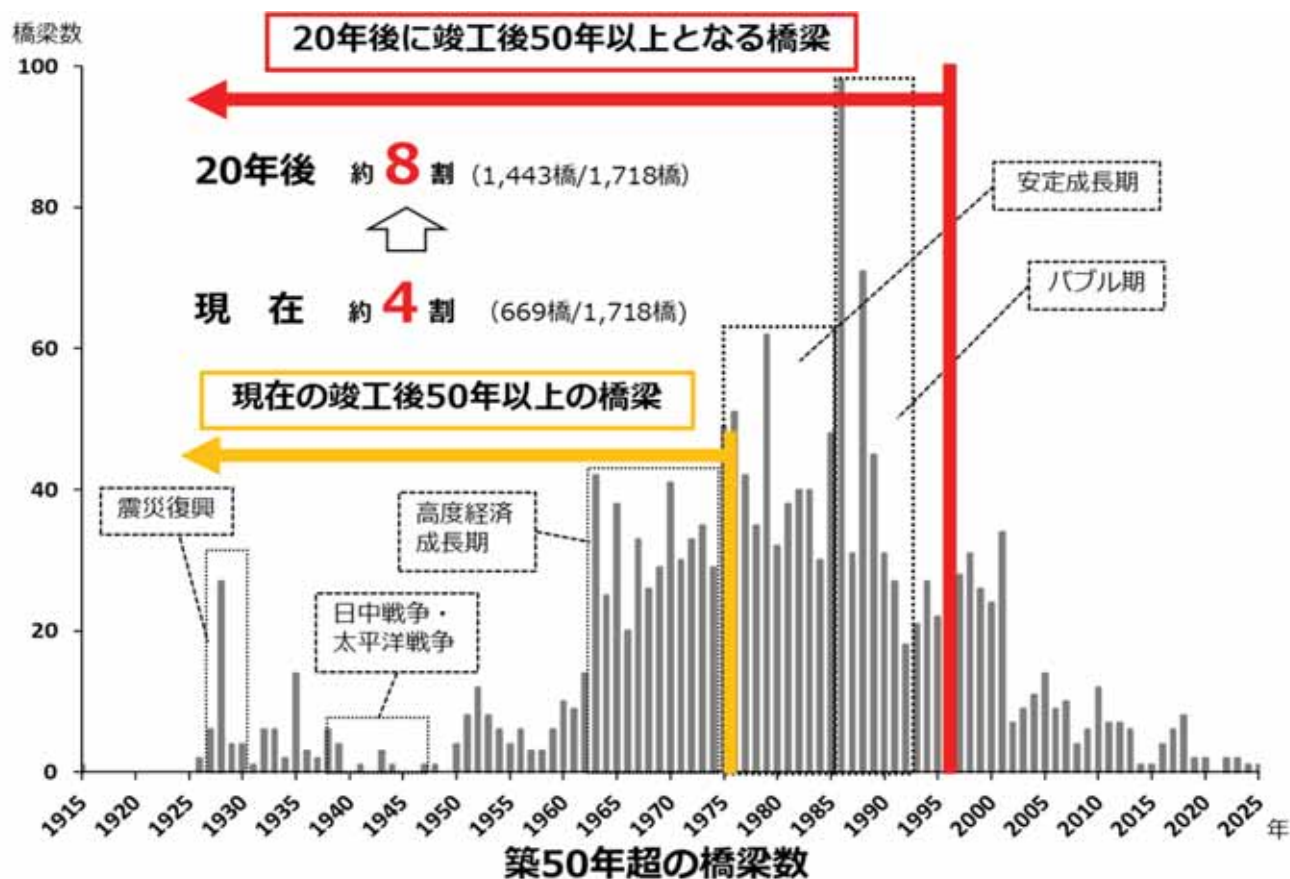
提案・要望

- 1 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化実施中期計画に基づく財政支援の拡充を図るとともに、災害対策を一層加速させるため、交付金制度における重点配分対象を拡大すること。
- 2 無電柱化の推進に向けた財政支援を継続するとともに、省スペース化・低コスト化につながる手法の普及・実用化を図ること。
- 3 長期的な視点で計画的かつ継続的に老朽化対策を進められるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」を恒久的な制度とすること。

補足説明

- (1) 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を着実に推進するためには、国土強靱化実施中期計画に基づく財政支援の拡充が必要である。特に、緊急輸送路を含む幹線道路ネットワークの整備や橋梁の耐震化などの地震対策等における中長期的な取組については、交付金制度の重点配分の対象とする必要がある。加えて、国土強靱化地域計画に基づいて実施している路線整備や、緊急輸送路上に位置する橋梁の耐震対策に対しても、さらなる財政支援が求められる。
- (2) 災害時の救急活動や応急復旧の速やかな展開など、無電柱化の効果を早期に発現させるため、無電柱化推進に向けた財政支援を継続するとともに、省スペース・低コストで実施可能な手法の普及や実用化が必要である。
- (3) 高度経済成長期に整備した道路施設の老朽化が進んでおり、施設等の更新・長寿命化等が喫緊の課題となっている。横浜市が管理する橋梁約 1,700 橋のうち、約 8 割にあたる橋が 20 年後に竣工後 50 年以上となり、適切な修繕を行わなければ事故や通行止めリスクが高まる。このため、現状の事後保全型管理から、予防保全型管理への転換を目指し、コスト縮減を図りながら、効率的かつ持続可能な維持管理を進める必要がある。その実現には、長期にわたって多額の財源を必要とすることから、令和 8 年度までの時限措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化が不可欠である。

参考1 竣工後50年以上の橋梁数と全体に占める割合



参考2 公共施設等適正管理推進事業債 長寿命化事業（道路施設）の横浜市活用実績

(単位：百万円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込額)
957	1,016	958	1,077

提案・要望の担当

道路・交通政策局事業推進課長 植田 TEL 045-671-2937

1-9 国土強靱化に向けた水道施設の更新・耐震化への支援

【要望先：国土交通省】

提案・要望

- 1 水道施設の強靱化を一層推進するため、防災・安全交付金等について、必要額を十分に反映した当初予算を着実かつ継続的に確保するとともに、補助率の引上げや対象施設の拡充など、財政支援の更なる強化を図ること。
- 2 水道施設の更新・長寿命化事業、事業統合や経営の一体化を伴わずに実施する施設の統廃合（撤去を含む）による再構築事業を対象とした、新たな財政支援制度を創設すること。

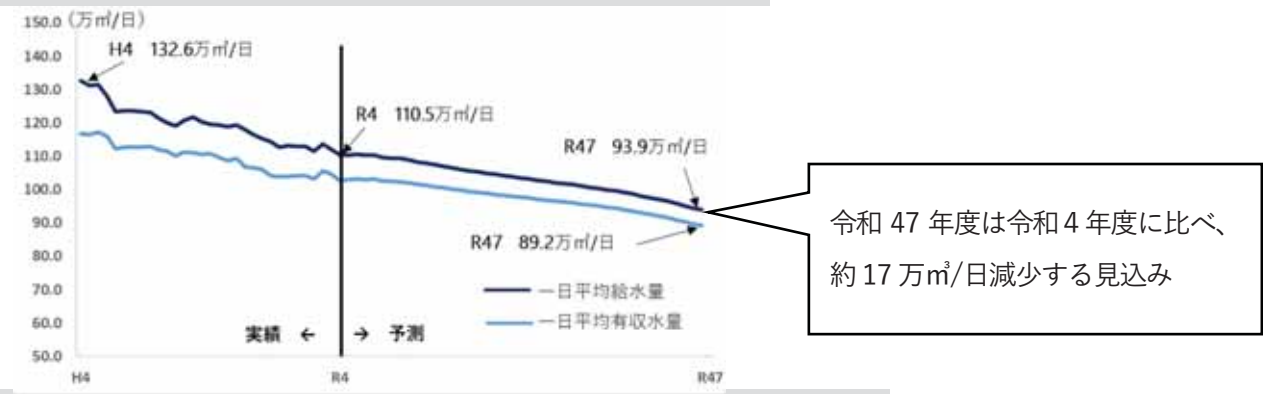
補足説明

- (1) 高度経済成長期に整備した多くの水道施設が更新時期を迎えており、浄水場の再整備や管路の更新・耐震化、さらには保全・維持管理に係る費用が増大している。一方で、人口減少などの影響により、使用水量と水道料金収入は減少傾向にある。さらに、物価高騰等に伴う工事費の上昇も重なり、経営環境は極めて厳しい状況に置かれている。このような状況のもとで、老朽化対策を着実に推進するためには国による安定的かつ継続的な財政支援が必要である。
- (2) 横浜市においては、第1次国土強靱化実施中期計画を受け、被災時に大きな影響を及ぼす急所施設の耐震化を優先的に進めており、導水施設・浄水場・配水池については令和22年度、送水管については令和41年度までの完了を目指している。また、地域防災拠点などの重要施設に接続する配水支管は令和26年度、配水本管は令和41年度を目標に耐震化を進めている。こうした取組を確実に推進していくには、補助率の引上げや対象施設の拡充など、国による財政支援の更なる強化が不可欠である。
- (3) 水道施設の強靱化に係る国の財政支援は補正予算も活用することで確保されているが、この場合、地方自治体は実質翌年度のみの施工となる。水道管路は道路下に布設されており、既設地下埋設物や関係機関との協議等を伴う工事であるため、単年度かつ短期間での実施には構造的な制約がある。このため、安定的に事業を実施できるよう、当初予算による措置が必要である。
- (4) 水道施設の更新や長寿命化を図るための事業については、管路更新の一部を除き、国の財政支援の対象外となっている。しかし、電気・機械等の設備や配水池等の土木構造物を耐用年数以上に使用するための調査・検討、大規模修繕及び更新等は持続可能な経営基盤を構築する観点から極めて重要なため、これらを対象とした新たな補助金・交付金制度の創設が求められる。
- (5) 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道事業団の5事業者は、水需要の減少や水道施設の老朽化、自然災害や水質事故への対応、脱炭素化などの共通課題に対応するため、連携して水道施設の撤去を含めた再構築に取り組んでいる。一方で、事業統合や経営の一体化を伴わない施設の統廃合については、国の財政支援の対象外とされている。水道事業を将来にわたり持続可能なものとするためには、事業統合や経営の一体化に限らず、多様な形態の広域連携についても、国の財政支援の対象とする必要がある。

参考1 水道料金収入と建設改良費の推移



参考2 一日平均給水量と一日平均有収水量の実績と予測



参考3 急所施設や重要施設に接続する管路の耐震化スケジュール

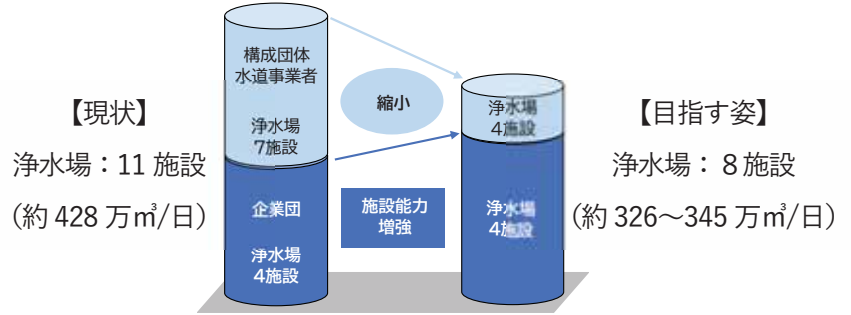
	R5	~R12	~R22	~R41
導水施設 (うち導水管のみ)	69% (94%)	72% (95%)	100% (100%)	
浄水場	51%	78%	100%	
送水管	66%	計画的に更新を実施 →		100%
配水池	96%	98%	100%	

	R5		R11		R15		~R26		~R41
重要施設	地域防災拠点 (459か所)	287 63%	→	384 84%	→		459 100%		
	応急復旧活動拠点 (41か所)	37 90%	→	41 100%					
	災害拠点病院等 (116か所)	33 28%	→	81 70%	→	116 100%			
重要施設に接続する配水本管 (616か所)		109 18%	→	113 18%	→				616 100%

※上段：耐震化済み施設数 下段：全施設に占める耐震化済み施設の割合

参考4 事業統合や経営の一体化を伴わない水道施設の再構築

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団の5事業者は、水道事業共通の課題解決に向け、事業統合や経営の一体化を伴わない水道施設の再構築の実現に向け取組を推進している。



提案・要望の担当
水道局経理課長 田中 TEL 045-671-3129

1-10 強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

【要望先：国土交通省】

提案・要望

- 1 将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、老朽化対策や中大口径の下水道管の部分改築、水再生センターの再構築等への支援を拡充すること。
- 2 激甚化・頻発化する豪雨災害に備え「事前防災」の観点を取り入れた浸水対策や、震災時における重要施設の排水機能・緊急輸送路等の交通機能確保に向けた地震対策への予算を確保すること。
- 3 地球温暖化対策実行計画が掲げる温室効果ガスの削減目標達成に向け、下水道施設の改築事業を着実に推進するための予算を確保すること。

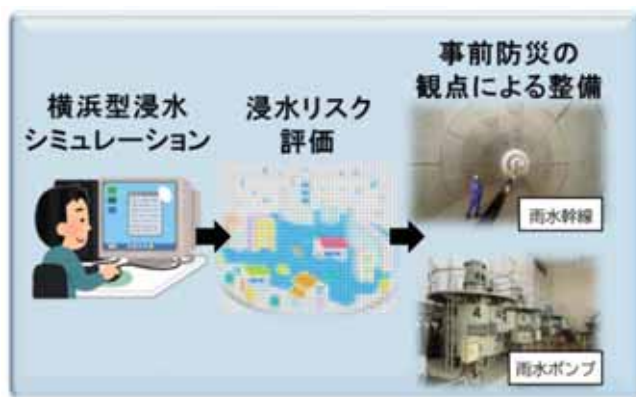
補足説明

- (1) 汚水処理機能の停止や、下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を未然に防ぐため、高度成長期以降に集中的に整備された膨大な下水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- (2) 「第1次国土強靱化実施中期計画」では下水道の老朽化対策などが盛り込まれ、令和7年度補正予算及び令和8年度予算では、全国特別重点調査で「要対策箇所」と判定された管路の改築事業に限り、部分改築が補助対象として認められた。しかし、老朽化対策をより効率的に推進するためには、それ以外の老朽化対策事業の部分改築についても対象とする必要がある。
- (3) 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の第3次提言では、リダンダンシーやメンテナビリティ確保の具体的方策が示され、令和8年度から下水道施設リダンダンシー強化事業が創設された。一方、メンテナビリティ向上に資する事業は支援が拡充されておらず、下水道管路の戦略的な再構築には、更なる支援の拡充が必要である。
- (4) 「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」では、2040年頃に横浜市では降雨量が1.1倍になると示された。横浜市では、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線整備などの再度災害防止に加え、「データを活用した事前防災」の観点を取り入れた「横浜市下水道浸水対策プラン」に基づき、浸水リスクの高い地区から優先的に浸水対策を行っている。
- (5) 令和6年能登半島地震でも、トイレ機能が確保できないことによる衛生環境の悪化が深刻な問題となった。感染症発生等のリスクを踏まえ、災害時のトイレ機能の確実な確保が不可欠である。また、災害時の交通機能確保に向け、緊急輸送路や鉄道軌道下等の耐震化が必要である。
- (6) 「地球温暖化対策計画」では「2035年度、2040年度の温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減」と示された。横浜市では、更新に合わせた高効率・省エネルギー設備の導入や、年間約4,000トンの温室効果ガス削減が見込まれる新技術を導入した汚泥焼却炉の建設に着手しているが、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ・創エネに係る抜本的・革新的な技術開発と継続的な財政支援が必要である。

参考1 中大口径管テレビカメラ調査



参考2 データを活用した事前防災による浸水対策



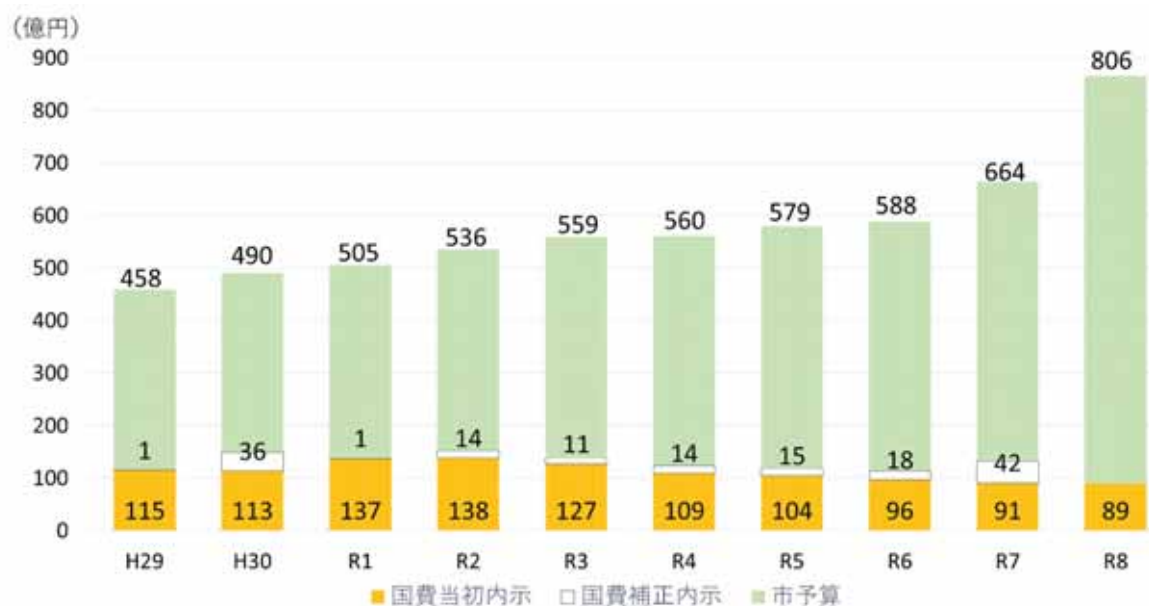
参考3 能登半島地震における下水道施設の被害状況



参考4 高性能汚泥焼却炉の導入



参考5 下水道整備費と国費の推移



提案・要望の担当

下水道河川局下水道計画課長

中村

TEL 045-671-2613

1-11 強靱で持続可能な河川事業への支援

【要望先：国土交通省】

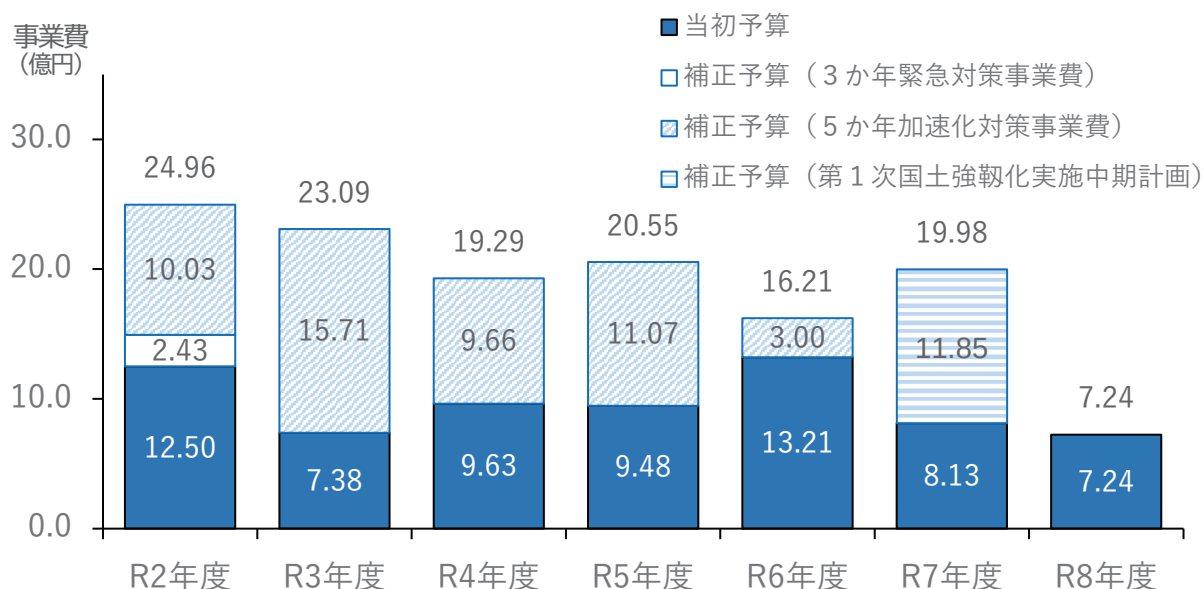
提案・要望

- 1 激甚化・頻発化する風水害に備え、国土強靱化の更なる加速化・深化を図るため、流域治水の取組を推進する予算を確保すること。
- 2 環境と共生し市民と共につくる「環共」をテーマとする「横浜グリーンエクスポ」を契機として、河川水辺環境の保全・創出を一層推進するため、良好な河川水辺環境の整備に係る支援を拡充すること。

補足説明

- (1) 国は、防災・減災、国土強靱化の取組として、流域のあらゆる関係者が協働する流域治水の取組を推進するため、「流域治水プロジェクト 2.0」を策定し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を進めている。また、令和7年6月に「第一次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、国土強靱化施策の更なる加速化・深化が進められている。
- (2) 護岸整備が未完了の区間では、現在でも台風などによる浸水被害が発生しており、市民の生命や財産、都市機能を守るためには、早急に河川改修をはじめとする治水対策を着実に進める必要がある。昨今の気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害に備えるため、横浜市では整備水準をこれまでの時間降雨量 50mm から約 60mm に引き上げ、河川改修を進めている。治水安全度の更なる向上のためには、安定的な財源確保が不可欠である。
- (3) 河川環境施策をより効果的に実施するため、国は、有識者による「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」検討会を設置し、令和6年5月に提言を公表するとともに、地域特性を活かした水辺空間の魅力や価値の向上に資する取組を進めている。
- (4) ネイチャーポジティブや WELL-BEING の実現など、河川水辺環境に期待される役割が高まる中、横浜市では間近に控える「横浜グリーンエクスポ」の開催を好機と捉え、令和8年3月に「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」を策定し、河川水辺拠点創出に向け、子どもを中心としたワークショップの開催や地域団体との連携などの取組を進めている。
- (5) 河川水辺環境は都市部に残る貴重な自然環境であることから、治水対策に併せ、良好な河川水辺環境の保全・創出を推進する必要がある。市民が自然を身近に感じ、学び、憩うことができる空間を整備し、市民生活の「質」の向上と「環境との共生」を実現するため、必要な財源を確保するとともに、補助対象となる事業規模に係る交付要件の緩和が必要である。

参考1 河川改修補助事業の横浜市予算の推移



参考2 未改修区間における被害発生状況

河川名	護岸整備率	気象原因	被害状況
今井川	73.6%	H16 年台風 22 号	床上・床下 114 戸
帷子川	73.4%	H25 年 4 月大雨	床上・床下 31 戸
		H26 年台風 18 号	床上・床下 18 戸
日野川	46.6%	R 元年 9 月大雨	床上・床下 45 戸



帷子川浸水被害



日野川浸水被害

参考3 良好な河川水辺環境の例



坊中の水辺(いたち川)



一本橋めだか広場(梅田川)

提案・要望の担当

下水道河川局河川流域調整課長

吉野

TEL 045-671-2818

提案・要望

- 1 津波・高潮・高波による浸水被害から人命及び財産を守るため、海岸保全施設等の早期整備に向け、国庫補助率の引上げを含む必要な財政支援を講じること。
- 2 震災時における緊急物資等の海上輸送拠点を確保するため、山下ふ頭2号岸壁について、国直轄事業として耐震強化岸壁の早期整備を行うこと。
- 3 港湾厚生施設の機能拡充・整備や通勤環境の改善、物流の適正化を推進し、港湾労働者が働きやすく、かつ、生産性の高い港湾の実現に向けた取組を支援すること。
- 4 SOLAS 制限区域における保安体制を万全なものとするため、警備員の増員や労働環境の改善に対する支援を行うこと。

補足説明

- (1) 近年、津波・高潮・高波による浸水被害が頻発している一方で、海岸保全施設の整備に大幅な遅れが生じている。市街地で生活する多くの市民の人命や財産を守るため、止水壁（胸壁）等の海岸保全施設を着実に整備し、早期に完成させることが不可欠である。
- (2) 今後30年以内に南関東地域でM7クラスの地震が発生する確率は約70%と推定されているが、横浜港における耐震強化岸壁の整備率は依然として低く、十分な防災対応が困難な状況にある。大規模地震発生時には、緊急物資の受入・幹線貨物輸送機能の確保など、港湾が果たす防災機能が極めて重要となる。首都直下地震等に備え、これらの機能を確実に発揮するため、耐震性能を高めた係船施設である耐震強化岸壁に位置づけられている山下ふ頭2号岸壁について、早期の整備が必要である。
- (3) 港湾業界では就労者の確保が喫緊の課題となっており、女性の活躍促進を含めた労働環境の改善や、コンビニ・休憩所・トイレ・駐車場等の福利厚生施設の充実が求められている。また、埋立により整備されてきた港湾エリアは、市街地や鉄道駅から離れた場所に立地することが多く、通勤の利便性にも課題がある。このため、バス等の公共交通機関の運行環境の整備や、運行経費・設備整備に対する支援が必要である。加えて、物流の適正化を図るため令和7年6月に改正された「貨物自動車運送事業法」は、いまだ全面施行に至っていない。適正原価の告示やその遵守義務は物流の適正化に不可欠であることから、早期の施行が求められる。
- (4) SOLAS 制限区域の出入口ではテロ行為を未然に防止するため、厳格な出入管理が義務付けられているが、警備業務における人的負担は非常に大きい。高水準の保安対策を確実に実施するため、警備員詰所等の関連施設の整備に対する補助制度の創設や、警備強化のための警備要員の増員、人的警備を補完する保安設備の維持・強化に係る経費等への財政支援が必要である。

参考1 横浜港における海岸保全施設



大黒ふ頭に整備した胸壁

参考2 港湾就労者の通勤状況



早朝から混雑する 100m超のバス待ちの列

参考3 横浜港における福利厚生施設

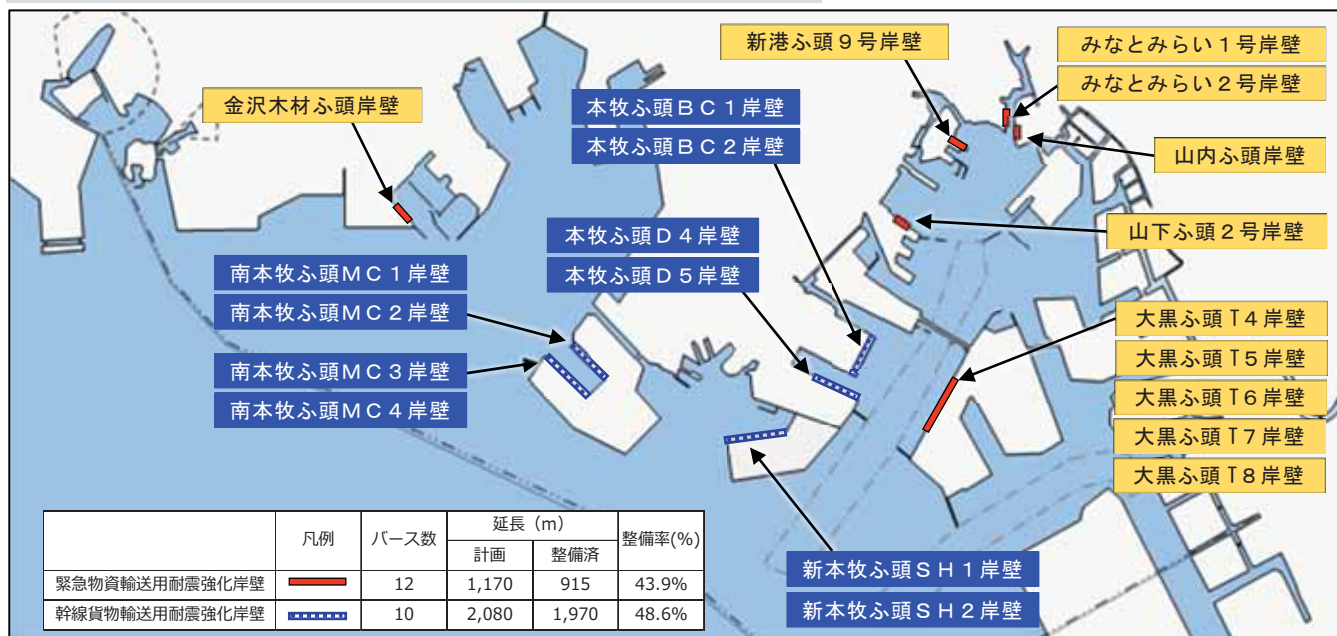


道路上まで続く駐車場待ちのトラック車列



本牧A突堤にオープンしたポートストア

参考4 横浜港における耐震強化岸壁の整備状況 (R8.3.31)



※新港ふ頭9号岸壁は1岸壁2バース換算

提案・要望の担当

港湾局政策調整課長	上田	TEL 045-671-2877
港湾局山下ふ頭再開発調整課長	桑山	TEL 045-671-7325
港湾局物流運営課長	飯島	TEL 045-671-2873
港湾局施設管理課長	屋代	TEL 045-671-7221

1-13 病院の耐震化対策の推進

【要望先：厚生労働省、国土交通省】

提案・要望

- 1 病院施設の耐震化を推進するために、医療施設等耐震整備事業における基準面積及び基準単価の引上げを行うとともに、全ての病院が補助を受けられるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 既に耐震性能を有する病院の再整備にあたっては、免震構造の導入など、発災時の病院機能の維持に資する耐震化について、補助対象とすること。
- 3 給水管の耐震化を促進するために、給水管の耐震基準となる指針を整備するとともに、配水管の分岐から受水槽までの給水管について、水道事業者が指定できるようにすること。
- 4 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業について、新たに給水管の耐震化を行う全ての病院が補助を受けられる制度を創設し、必要な財源を確保すること。

補足説明

- (1) 「医療施設等耐震整備事業」では、基準面積（2,300 ㎡）や最大基準単価（439,780 円/㎡）によって補助上限が定められている。また、地方公共団体、地方独立行政法人、社会福祉法人恩賜財団済生会等が設置する病院や既に耐震性能を有している病院の建替等は補助対象外である。
- (2) 震災時に安全かつ迅速に医療を提供するためには、建物や給水管の耐震化が不可欠である。しかし、物価高騰や人件費上昇等により病院経営が厳しく、必要な対策が十分に進んでいないことから、国による財政支援の拡充が必要である。
- (3) 令和7年に神奈川県が実施した調査では、横浜市内の耐震基準未滿（耐震性不明も含む）の18病院のうち13病院が、延べ床面積2,300 ㎡を大幅に超過しており、基準面積については現状に即した見直しが必要である。また、現行の最大基準単価（439,780 円/㎡）は、令和8年度の地方交付税算定に用いられる公立病院の新設・建替の建築単価の上限額（850,000 円/㎡）と比較すると、十分とは言えず、基準単価の引上げが必要である。
- (4) 発災時の地域医療提供体制の確保に重要な役割を果たす病院の再整備等においても、設備保全と機能継続を確実に担保するため、免震構造等による耐震化について財政支援が必要である。
- (5) 水道事業者が整備する配水管とは異なり、病院が整備する給水管には耐震基準が存在しないため、耐震化の進捗状況を把握できない。また、配水管の分岐から受水槽までの給水管の管種について水道事業者が指定できないため、耐震性が担保されない恐れがある。
- (6) 給水設備の補助制度の対象は、受水槽や地下水利用設備に限られているため、給水管耐震化への補助制度を新設し、対策を進める必要がある。

参考1 補助制度（令和7年度）の概要

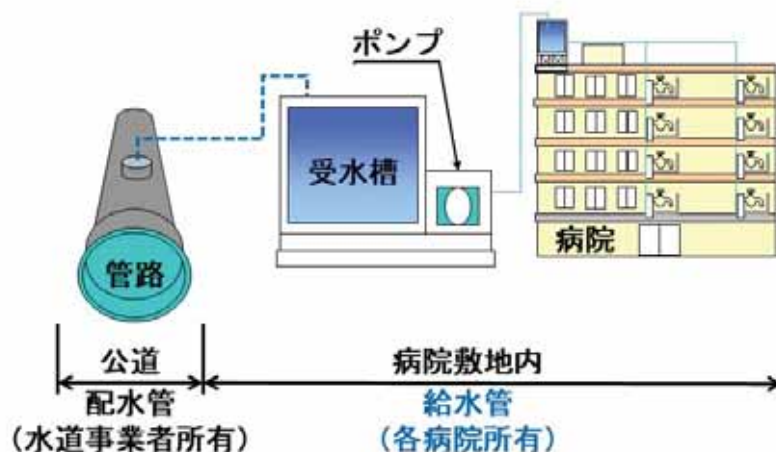
分類	名称	補助対象	補助上限	交付条件
建物	医療施設等耐震整備事業	補強が必要と認められる救命救急センターや病院群輪番制病院等の開設者が事業実施主体である医療施設の耐震化整備	Is 値が 0.3 未満の病院で免震化工法により実施する場合、5 億円強 (基準面積 2,300 m ² × 最大基準単価 439,780 円 × 補助率 0.50)	Is 値 0.3 未満の建物を有する病院の新築建替の場合は、整備区域病棟の病床数を 10%以上削減し、医療法上の許可病床数を削減すること。等
給水設備	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	救命救急センターや病院群輪番制病院等の開設者が事業実施主体である医療施設の給水設備（受水槽及び地下水利用施設）	受水槽の場合、5,500 万円強（基準額 167,974 千円 × 補助率 0.33） 地下水利用設備等の場合、2,600 万円強（基準額 78,989 千円 × 補助率 0.33）	浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。等

※主に地方公共団体、地方独立行政法人等を除く医療機関が対象

参考2 横浜市内の病院の補助制度の活用状況

分類	名称	開始時期	過去の申請状況
建物	医療施設耐震整備事業	平成 26 年度	平成 26 年・27 年：1 病院 令和元年・2 年：1 病院
給水設備	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	令和 3 年度	なし

参考3 配水管の分岐から受水槽までの給水管のイメージ図



提案・要望の担当

医療局救急・災害医療課長	向井	TEL 045-671-3740
医療局地域医療課長	田口	TEL 045-671-4819
水道局担当課長（危機管理担当）	野村	TEL 045-671-3104

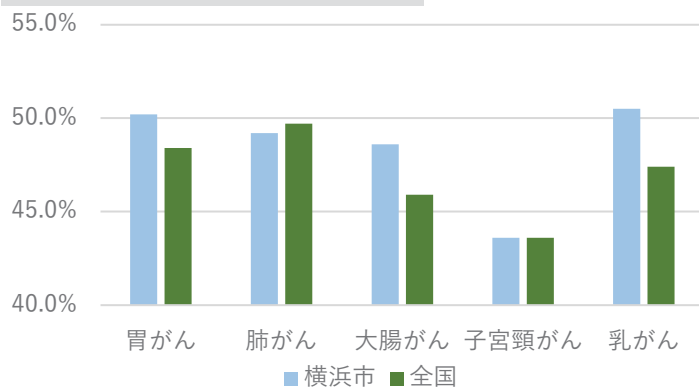
提案・要望

- 1 受診者数の増加や地方自治体の実施内容に応じた財源を明確にし、必要な財政支援を一層強化すること。
- 2 受診率目標の達成に向けて、自治体検診 DX を活用し、職域での受診状況も含めて地方自治体が市民の検診受診データを一体的に把握できる仕組みを構築すること。

補足説明

- (1) がん検診による早期発見・早期治療は、患者のQOL維持に加え、経済的損失の回避という点でも有効であり、受診率向上は極めて重要である。特に職域検診による受診者は全体の約30～60%を占めており、受診率向上に向けては企業等における取組も併せて推進する必要がある。
- (2) 国は「第4期がん対策推進基本計画」において、がん検診受診率目標を50%から60%へ引き上げ、地方自治体に一層の受診率向上を求めている。また、令和7年7月の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正により、精度管理の観点から、住民の職域等における受診状況の把握と、それを踏まえた受診勧奨・精密検査勧奨が市町村の努力義務とされた。
- (3) 横浜市では、令和6年2月の国の指針改正を踏まえ、令和6年度に子宮頸がん検診へHPV検査単独法を導入した。また、国の実証事業に採択されたことを受け、今後、低線量CTによる肺がん検診の試行実施も予定している。さらに、令和7年度からは「働く世代」に対する受診勧奨として、協会けんぽ被扶養者や健康組合等への働きかけを進めている。
- (4) がん検診事業では、地方自治体の人口規模により受診者数や勧奨方法に違いがあり、必要経費の差が生じている。特に委託費等は受診者数の増加に伴い、累積的に増大する傾向にあり、人口規模の大きい地方自治体ほど負担が重くなっている。また、横浜市では、国が求めるがん検診受診率60%の達成に向け、創意工夫を重ね様々な取組を推進している。そのため、地方交付税措置とは別に、地方自治体の取組を適正に評価し、その成果に応じた財政支援を講じることが必要である。少なくとも受診率目標の対象年齢である69歳までは国が必要な財源を確保し、受診者数や実施内容に応じた財源の明確化と地域の実情に応じた財政支援の強化が不可欠である。
- (5) がん検診受診者の6～8割は、職域検診や任意検診により受診しているが、現状では、これらの受診状況を地方自治体が把握する仕組みが整備されておらず、効果的な受診勧奨を行う上での課題となっている。地方自治体が、職域や任意のがん検診情報も含めた受診状況を一体的に管理する仕組みの構築が必要である。そのため、自治体検診DXの「医療保険等向け中間サーバ」を活用し、職域での受診状況を網羅的かつ正確に把握することが求められる。
- (6) これらの課題については、20政令指定都市と東京都で構成する大都市衛生主管局長会においても共通認識とされており、指針の改正を受け、早期の実現が不可欠である。

参考1 横浜市がん検診受診率

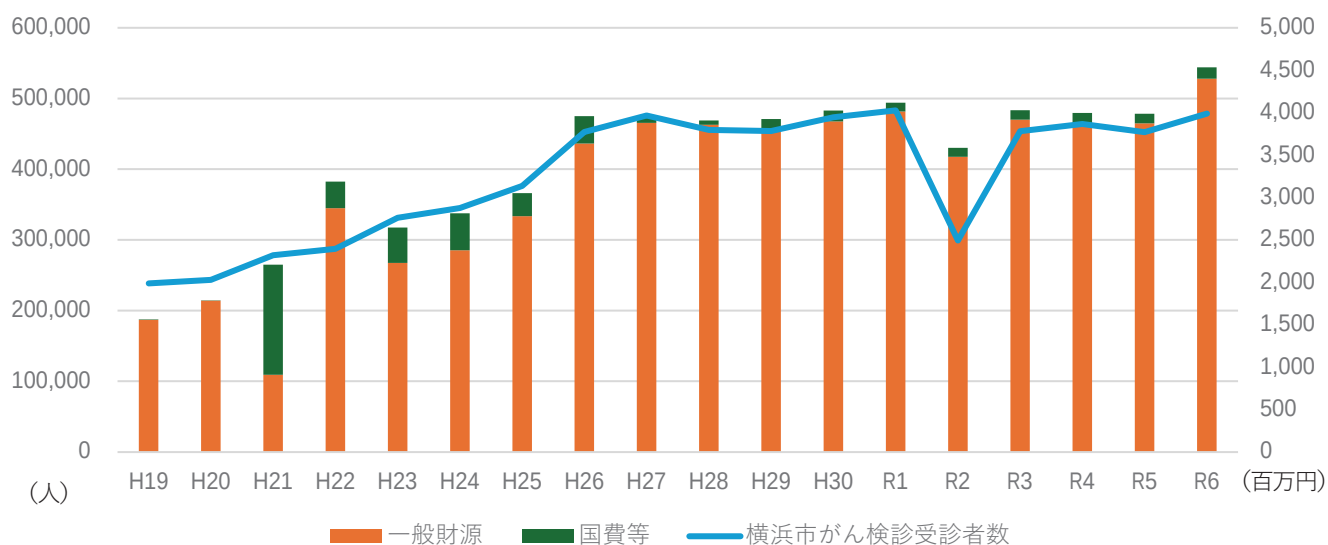


(出典：令和4年国民生活基礎調査)

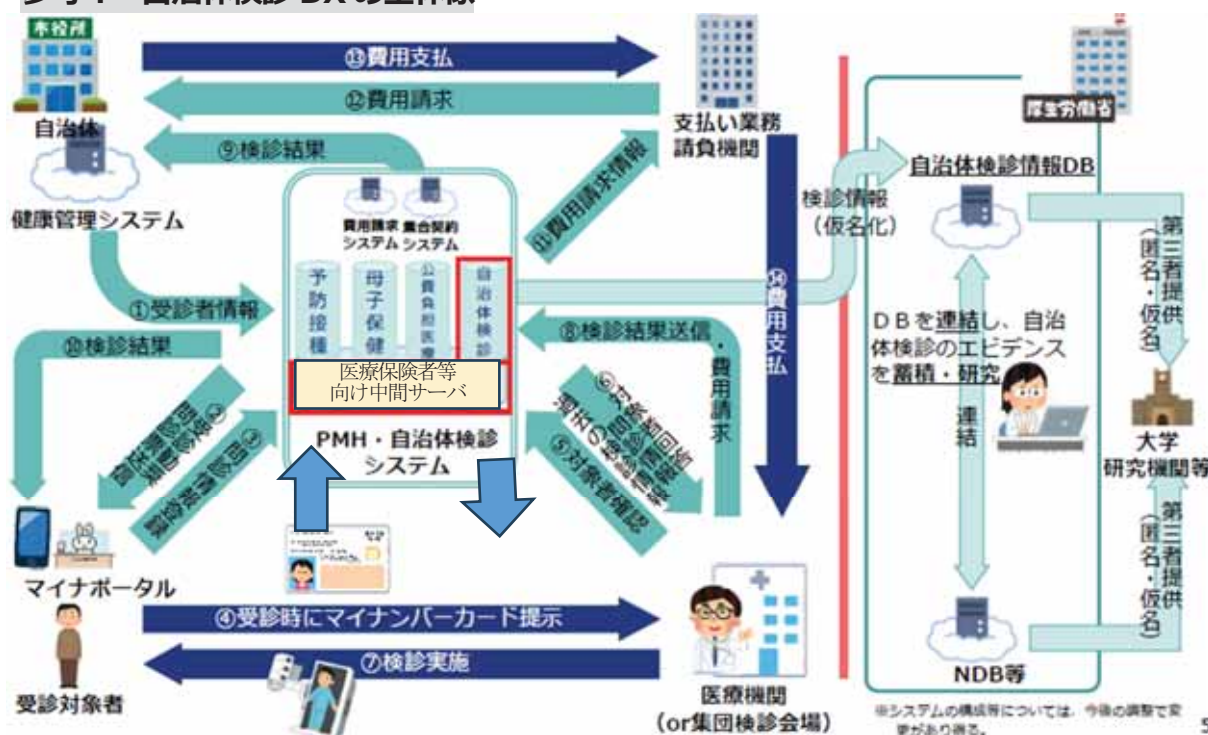
参考2 がん検診受診者増に向けた主な取組

実施年度	横浜市の実施内容
R6年度～	がん検診実施医療機関検索サイト (約1,400か所)の整備 子宮頸がん検診にHPV検査単独法を導入
R7年度～	健康保険組合との連携(職域での検診受診勧奨) 21～24歳への子宮頸がん検診無料クーポン送付 65歳へのがん検診無料クーポン送付
R8年度	65歳以上のがん検診・精密検査無料化

参考3 横浜市がん検診にかかる所要額(決算)



参考4 自治体検診DXの全体像



提案・要望の担当

医療局がん・疾病対策課担当課長 長澤 TEL 045-671-4845

1-15 小児・AYA 世代のがん対策の推進

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

- 1 小児・AYA 世代のがん患者の在宅療養に係る費用の支援制度を創設すること。
- 2 妊よう性温存治療に関する費用助成について、検体の凍結保存の更新料を対象とするなど助成対象を拡充すること。

補足説明

- (1) 小児やAYA 世代（思春期・若年成人）のがん患者の在宅療養は介護保険制度の対象外であり、また国による支援制度も存在しないことから、在宅療養に必要な介護サービスの利用費用を全額自己負担している。
- (2) このため横浜市では、全国に先駆けて平成 28 年度から、介護保険の対象外となる 20 歳～40 歳未満の末期がん患者を対象に、訪問介護や福祉用具貸与等の在宅療養に必要なサービス利用料等について、9 割補助（上限月 54,000 円）の助成制度を開始した。さらに令和 2 年度には、年齢要件の下限を撤廃し、40 歳未満の末期がん患者へ対象を拡大している。
- (3) 国の費用助成制度では、妊よう性温存治療が支援対象となっている一方で、妊娠を目的とした治療を開始するまでの間に必要となる精子・卵子等の凍結保存更新料は助成対象外となっている。妊よう性温存治療から温存後生殖補助医療を受けるまでの期間は患者により大きく異なり、特に小児がん患者では長期間に及ぶため、保存更新料の負担が大きい。全ての患者が最適な時期に温存後生殖補助医療を受けられるよう、検体の保存更新に係る費用助成が必要である。
- (4) 横浜市では、切れ目のない支援を目的に、令和 6 年度から 43 歳未満の市民を対象に、凍結した検体の保存更新料に対する 7 割補助（卵子・胚（受精卵）・卵巢組織：上限 3 万円、精子：上限 1 万 5 千円）の助成制度を開始した。さらに、国の助成対象外となっている、妊よう性温存治療を受けないと決定した場合のカウンセリング費用についても、43 歳未満の市民を対象に、7 割補助（上限 1 万円）の助成を実施している。
- (5) 横浜市をはじめ一部の地方自治体では、小児・AYA 世代のがん患者に対し、在宅療養費や凍結検体の保存更新料等への助成を行っているが、地方自治体によって実施状況や制度内容に差があり、支援制度が存在しない地方自治体も少なくない。小児・AYA 世代のがん患者が居住地にかかわらず必要な支援を受けられるよう、国による支援制度の整備が必要である。

参考 1 横浜市の40歳未満のがん患者の在宅療養に係る費用助成実績

年度	R4	R5	R6	R7
支払人数(人)	22	32	31	35
支出金額(円)	2,141,920	4,284,500	3,536,000	3,573,580

参考 2 神奈川県内の40歳未満のがん患者の在宅療養に係る費用助成実施状況

実施市町村 (20市町村)	横浜市、鎌倉市、大和市、川崎市、海老名市、相模原市、藤沢市、横須賀市、葉山町、大磯町、愛川町、茅ヶ崎市、伊勢原市、秦野市、座間市、厚木市、南足柄市、二宮町、山北町、清川村
未実施市町 (13市町)	三浦市、逗子市、綾瀬市、寒川町、平塚市、松田町、中井町、大井町、開成町、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町

参考 3 横浜市の妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新料の助成実績

年度	R6	R7
助成人数(人)	8	30
助成金額(円)	206,990	704,020

参考 4 他都市のがん患者の妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新料等の助成制度

○カウンセリング費用の助成

自治体	助成回数	対象となる費用	補助対象年齢
横浜市	1回	カウンセリング費用：7割（上限1万円）/回	初診日の年齢が満43歳未満
横須賀市	1回	カウンセリング費用：7割（上限1万円）/回	初診日の年齢が満43歳未満
名古屋市	1回	カウンセリング費用：2分の1（上限7,150円）/回	初診日の年齢が満43歳未満

○保存更新料の助成

自治体	助成期間	対象となる費用	補助対象年齢
横浜市	患者の年齢が43歳に達するか、上限回数（38歳以下は5年）に達するまで	卵子、卵巣組織、胚（受精卵）：3万円/年 精子：1.5万円/年	支払日における年齢が43歳未満の方
東京都	患者の年齢が43歳に達するか、上限回数（39歳までは6回、40歳から42歳までは3回）に達するまで	精子、卵子、卵巣組織、胚（受精卵）：3万円/年	凍結保存時に43歳未満
佐賀県	3年間のうち連続した2年間	卵子、卵巣組織、胚（受精卵）：3万円/年 精子：1.5万円/年	初回の凍結保存時に43歳未満の方
横須賀市	38歳以下は5年、39歳以上43歳未満は43歳に達するまでの年数	卵子、卵巣組織、胚（受精卵）：3万円/年 精子：1.5万円/年	支払日における年齢が43歳未満の方
高崎市	43歳に達するまで	精子、卵子、卵巣組織、胚（受精卵）：5万円/年	更新日の年齢が43歳未満

提案・要望の担当

医療局がん・疾病対策課長 三室 TEL 045-671-2957

1-16 安定的な定期予防接種のための財政措置等の見直し

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

- 1 近年、ワクチン接種費用が高額化する中であっても、希望する全ての対象者が等しくワクチン接種を受けられるよう、公費負担分は全額国庫負担とするなど、財政措置を拡充すること。
- 2 おたふくかぜなど、定期接種化が検討されているワクチンについて、接種の安全性・有効性等を十分に確認したうえで、早急に定期接種化を実現すること。
- 3 新たなワクチンの定期接種化等にあたっては、早期に方針を示し、地方自治体における十分な準備期間を確保すること。

補足説明

- (1) 定期接種の費用は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担している。地方交付税措置が講じられているが、A類予防接種では費用の9割程度、B類予防接種では費用の3割程度に留まっている。
- (2) 国は、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消に向け、平成26年に「予防接種に関する基本的な計画」を策定し、新たなワクチンの定期接種化を進めた。その結果、平成28年度以降、带状疱疹ワクチンを含め11種類のワクチンが新たに定期接種化された。
- (3) 定期接種の対象となるワクチンの追加に伴い事業費も年々増加しているが、費用は全額市費負担のため、人口規模が大きい横浜市では財政負担が極めて重い状況となっている。また、带状疱疹ワクチン等、標準的な接種費用が著しく高額なワクチンが増えていることから、市町村間で自己負担額に大きな差が生じている。こうした状況も踏まえ、指定都市市長会からも早急な財源措置の拡充を国に要望している。
- (4) 定期予防接種は、対象となる疾病や事務処理要綱など国が実質的に決定している、いわば国主導の公衆衛生施策である。特にB類予防接種で設定される自己負担額のあり方については、本来国が方針を示すべきであるが、現状では各市町村の裁量に委ねられているため、地域間で負担額に大きな差が生じている。このため、市町村の財政力や接種希望者の経済的状況にかかわらず、希望する全ての接種対象者が等しく接種することができるよう、全額国庫負担とする制度等への見直しなど、実費に見合った確実な財政措置が必要である。
- (5) おたふくかぜワクチンについては、多くの先進国（G7加盟国では日本を除く全ての国）が定期接種化しているが、日本ではいまだ任意接種となっている。
- (6) 近年、翌年度からの新規事業実施や制度改正について、秋以降に急遽決定される事態が続いている。この時期での決定は、地方自治体の次年度予算編成において混乱を招くだけでなく、追加的な事務負担を生じさせている。また、住民への周知期間や医療機関との調整期間を圧迫するなど、深刻な影響を及ぼしている。

参考1 近年定期接種化されたワクチンの標準的な接種費用（厚生労働省による）

定期接種開始（横浜市）	ワクチン名	標準的な接種費用（税込）
令和5年度	子宮頸がん予防（HPV）ワクチン	80,000～100,000 円※ 3 回分の金額
令和6年度	新型コロナワクチン	15,600 円
令和7年度	带状疱疹ワクチン（組換えワクチン）	44,120 円 ※ 2 回分の金額
	带状疱疹ワクチン（生ワクチン）	8,860 円
令和8年度	RS ウイルス母子免疫ワクチン	30,090 円
	20 価成人用肺炎球菌ワクチン	11,720 円
	高用量インフルエンザワクチン	9,520 円

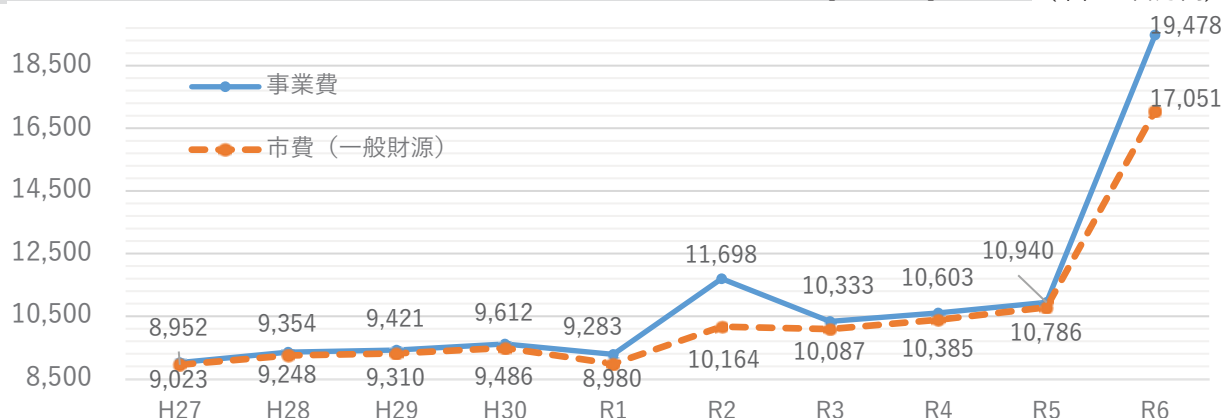
参考2 新型コロナ・带状疱疹ワクチンの自己負担額（令和7年度）

都市名	新型コロナワクチン	带状疱疹ワクチン	
		生ワクチン	不活化ワクチン
さいたま市	12,100 円	5,000 円	18,200 円
横浜市	7,000 円	4,000 円	10,000 円
大田区	2,500 円	4,000 円	11,000 円
渋谷区	無料	無料	無料

参考3 近年定期接種化されたワクチン

平成28年度	B型肝炎ワクチン
令和元年度	風しん第5期定期接種（MR ワクチン）
令和2年度	ロタウイルスワクチン
令和5年度	9 価 HPV ワクチン
令和6年度	5 種混合ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン(15 価)、 新型コロナワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン(20 価)
令和7年度	带状疱疹ワクチン
令和8年度	RS ウイルス母子免疫ワクチン、高用量インフルエンザワクチン（10 月）
定期接種化が検討されているワクチン	おたふくかぜワクチン、経鼻投与型インフルエンザワクチン HPV ワクチン（男性への接種）、RS ウイルスワクチン（高齢者） など

参考4 過去10年間の横浜市の定期予防接種にかかる事業費(決算額)の推移（単位：百万円）



提案・要望の担当

医療局健康安全課長 竹澤 TEL 045-671-2442

1-17 令和9年度報酬改定に向けた要望

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

- 1 人件費や物価の高騰など社会経済状況等の変化や事業所の経営実態を踏まえ、介護・障害福祉サービス等の基本報酬について、安定的な運営が確保されるよう適切な見直しを行うこと。
- 2 介護予防支援の介護報酬及び介護予防ケアマネジメントについて、国の基準額を要介護1相当の水準まで引き上げること。
- 3 ケアプランデータ連携システムを導入している事業所の取組が適切に評価されるよう、同システムの活用を評価する報酬体系へ見直すこと。

補足説明

- (1) 介護報酬等の基本報酬は、介護事業経営実態調査等を踏まえ、サービス種別や要介護度、事業所・施設の所在地等に応じた平均的な費用を基に決定し、3年に1度改定されている。障害福祉サービス等報酬も同様に見直しが行われており、次回改定はいずれも令和9年度に予定されている。これらの報酬及び各種加算は、社会保障審議会において、事業所の経営概況や職員の処遇状況、利用者ニーズ等を総合的に勘案して決定されている。
- (2) 一方、令和6年度改定以降、物価の上昇や賃金水準の引上げ、人材確保を巡る競争の激化など、介護・障害福祉サービス事業を取り巻く環境は大きく変化している。令和9年度改定において、こうした現状が十分に反映されなければ、経営の継続が困難となる事業者が増加するおそれがある。改定にあたっては、各種調査で得られた収支差率を一律に評価するのではなく、提供サービスの特性、事業規模、併設事業所の有無など、個々の経営実態を踏まえたきめ細かな評価が必要である。
- (3) 要支援者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、要介護者向け居宅介護支援と比較して業務量の差は限定的であるにもかかわらず、報酬水準には約2.5倍の開きがある。介護予防支援は国が定める介護報酬に基づいて行われており、介護予防ケアマネジメントについても、実質的には国の基準に基づいて報酬が決められている。現行制度の下では、業務量や責任に見合った水準とは言い難く、このことが居宅介護支援事業者による介護予防支援事業所の指定や地域包括支援センターからの委託を敬遠する要因となっている。介護予防の重要性が一層高まる中、地域包括支援センターの負担軽減と介護予防施策の推進を図るためにも、業務の実態を適確に反映した報酬・基準額への見直しが必要である。
- (4) 介護ニーズの増大と人材不足が深刻化する中、国は生産性向上を目的として、ケアプランデータ連携システムの運用を開始し、各種支援策を講じてきた。しかし、現時点では同システムの導入は十分に進んでいるとは言えず、業務効率化の効果が広く行き渡っている状況にはない。一時的な導入支援にとどまらず、同システムの活用が適切に評価され、継続的な導入のインセンティブとなるよう、介護報酬上の措置を講じることが必要である。

参考1 報酬改定の変遷（平成30年度以降）

※は期中改定

改定時期	介護報酬	障害福祉サービス等報酬
平成30年度	0.54% ○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○多様な人材の確保と生産性の向上 ○介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.47% ○障害者の重度化・高齢化への対応 ○医療的ケア児への支援や就労支援の質向上 ○新サービス（自立生活援助・就労定着支援・居宅訪問型児童発達支援等）の報酬・基準設定
令和元年10月（※）	2.13% （処遇改善1.67%） ○介護人材の処遇改善 ○消費税の引上げ（10%）への対応	2.00% （処遇改善1.56%） ○障害福祉人材の処遇改善 ○消費税の引上げ（10%）への対応
令和3年度	0.70% （コロナ対応0.05%） ○感染症や災害への対応力強化 ○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止の取組の推進 ○介護人材の確保・介護現場の革新 ○制度の安定性・持続可能性の確保	0.56% （コロナ対応0.05%） ○感染症・災害への対応力強化 ○地域移行・地域生活の支援／相談支援の質向上 ○就労支援の効果的推進、障害児支援の充実
令和4年10月（※）	1.13% ○介護人材の処遇改善（月9千円相当）	○福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を新設（月額平均9,000円相当の賃上げ）
令和6年度	1.59% （処遇改善0.98%） ○地域包括ケアシステムの深化・推進 ○自立支援・重度化防止に向けた対応 ○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○制度の安定性・持続可能性の確保	○経営実態等を踏まえた基本報酬や各種加算の見直し ○処遇改善の整理・要件見直し、強度行動障害等への支援体制充実、ICT活用・業務継続体制の強化等
令和8年6月（※）	2.03% （処遇改善1.95%） ○介護人材の処遇改善（最大月1.9万円相当）	1.84% ○障害福祉従事者全体を対象とした処遇改善の拡充（上位区分〈Ⅰロ・Ⅱロ〉の新設等） ○生産性向上・協働化の取組を要件化（特例要件） ○相談支援（計画・地域・障害児）への処遇改善加算の新設

参考2 横浜市内のケアプランデータ連携システムの導入状況（令和8年4月時点）

		全事業所数※	システム導入	
			事業所数	割合
居宅介護支援		867	450	51.9%
介護予防支援		208	84	40.4%
居宅・地域密着型サービス		4,241	1,082	25.5%
居宅・地域密着型 サービスの内訳	居宅サービス	3,236	820	25.3%
	地域密着型サービス	1,005	262	26.1%
合計		5,316	1,616	30.4%

※ 居宅療養管理指導は事業所数から除外

提案・要望の担当

健康福祉局障害施策推進課長	中村	TEL 045-671-3569
健康福祉局障害施設サービス課長	大津	TEL 045-671-2377
健康福祉局高齢在宅支援課長	吉原	TEL 045-671-2368
健康福祉局介護事業指導課長	野池	TEL 045-671-4251

1-18 福祉人材の確保・定着に向けた介護従事者等の処遇改善

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

- 1 介護従事者・障害福祉職員等の処遇改善について、物価高騰や賃上げの動向に迅速かつ的確に対応し、利用者の負担増とならないよう、介護報酬等の枠組みとは別に、全額国庫負担による支援を行うこと。
- 2 介護職員や障害福祉職員等を対象とした居住費補助事業を創設するなど、居住費の負担軽減に向けた支援策を講じること。

補足説明

- (1) 介護従事者や障害福祉職員等の処遇については、令和6年度及び令和8年度の報酬改定により、処遇改善加算の加算率が引き上げられたものの、全産業平均の賃金水準と比較すると、依然として低い水準にとどまっている。報酬改定による処遇改善では、制度上、物価や賃金の上昇に迅速かつ的確に対応することが難しい。そのため、他産業との賃金格差が更に拡大し、これまで以上に人材確保が困難となるおそれがある。
- (2) 障害福祉分野においては、国による障害福祉サービス費等の報酬に加え、横浜市独自に補助金を上乗せしているものの、低賃金を理由として人材が定着せず、サービス水準の低下が懸念されている。
- (3) 処遇改善加算は介護報酬等の枠組みの中で措置されているため、事業者が介護従事者等の処遇改善を目的として加算を算定すると、利用者の自己負担が増加することとなる。そのため、利用者負担の増加を避ける観点から、加算の算定を見送り、十分な処遇改善を行えない事業者も存在している。こうした状況を踏まえると、利用者の負担増とならない形で処遇改善を進めるため、介護報酬等の枠組みとは別の、国の財政負担による直接的な支援が必要である。
- (4) 人材確保策の一つとして、保育士では、平成27年度から宿舍借り上げ支援事業（上限額：月82,000円）が実施されている一方、介護職員等及び障害福祉職員等を対象とした同様の支援制度は整備されていない。
- (5) 横浜市では、介護人材の確保を目的として、全額市費負担により介護職員を対象とした居住費補助を実施しているが、財源確保が大きな課題となっている。また、障害福祉職員等を対象とした居住費補助についても、同様に財源確保が課題となっており、現時点では実施に至っていない。今後、介護職員・障害福祉職員等の必要性が一層増加することが見込まれる中、こうした人材確保に向けた支援策を、地方自治体が独自に、かつ、長期的に継続していくことには限界がある。このため、国において居住費補助等を含む新たな補助制度を創設するなど、支援を拡充していくことが必要である。

参考1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】

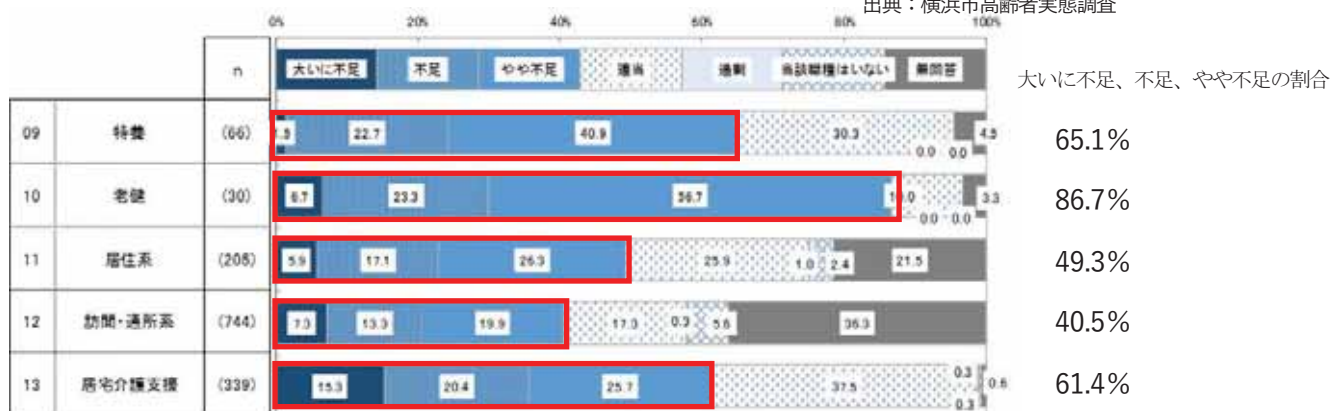


参考2 賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金の推移【全国】



参考3 横浜市内の施設 (事業所) 職員の不足状況 (令和7年度)

出典：横浜市高齢者実態調査



提案・要望の担当

健康福祉局高齢健康福祉課長	鴨野	TEL 045-671-2355
健康福祉局介護事業指導課長	野池	TEL 045-671-4251
健康福祉局障害施策推進課長	中村	TEL 045-671-3569
健康福祉局障害施設サービス課長	大津	TEL 045-671-2377

1-19 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

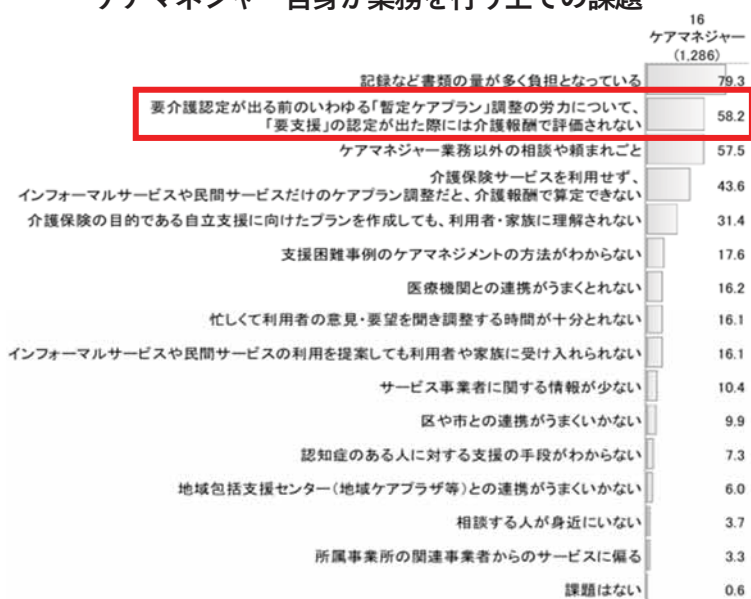
- 1 介護支援専門員（ケアマネジャー）について、業務範囲を明確化すること。あわせて、いわゆる「シャドーワーク」については、その担い手を整理するとともに、やむを得ずケアマネジャーが担う場合における適切な報酬上の評価基準を策定すること。
- 2 サービス利用の有無に関わらず、一連のケアマネジメントプロセス全体を適切に評価する仕組みを構築すること。

補足説明

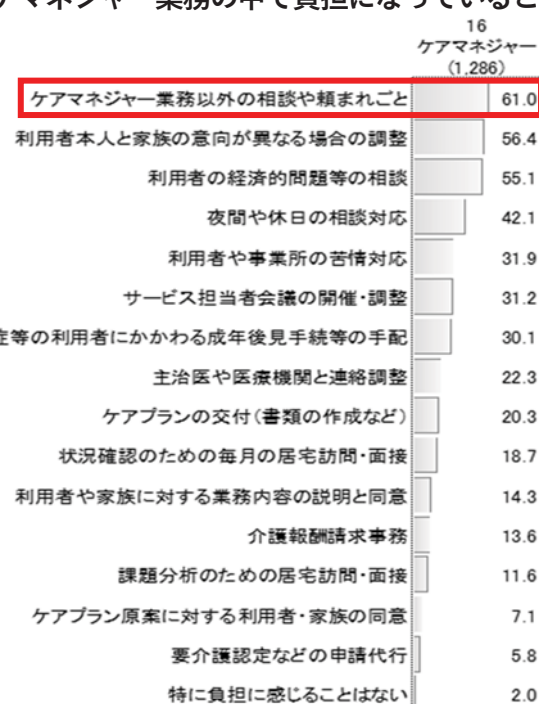
- (1) いわゆるシャドーワークは、介護支援専門員にとって大きな業務負担となっており、本来業務への集中を妨げる要因となっている。一方で、緊急性ややむを得ない事情等から、現状はケアマネジャーが対応せざるを得ないケースも少なくない。
- (2) 令和6年12月に取りまとめられた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」（厚生労働省）の中間整理では、ケアマネジャーが専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に専念できるよう、負担軽減に向けた環境整備の一環として、業務の種類や主な事例が示された。また、「保険外サービスとして対応しうる業務」や「他機関につなぐべき業務」については、市町村が主体となり関係者と協議のうえ、地域課題として整理することとされている。しかし、生産年齢人口の減少等により、企業や地域団体における人材確保は年々困難となっており、市町村の調整機能のみによって担い手の整理を進めることには限界がある。そのため、現場からは、結果としてケアマネジャーが引き続きこれらの業務を担わざるを得ないのではないかとの懸念が示されている。
- (3) 令和7年度厚生労働省補正予算における「医療・介護等支援パッケージ」では、「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」が創設され、シャドーワークに関する相談窓口の設置が補助対象とされた。しかし、ケアマネジャーの業務範囲やシャドーワークの定義は依然として明確となっておらず、ケアマネジメントプロセス全体をどのように評価するかについても、具体的な制度設計には至っていない。
- (4) ケアマネジャーが本来業務に注力できる環境を整備するためには、国において、業務範囲を明確化した指針等を策定することが不可欠である。その上で、シャドーワークの解消に資するサービスを担う多様な企業や団体の参入を促進するための事業創設やルール整備、財政的支援を進めるとともに、やむを得ずケアマネジャーがシャドーワークを担った場合には、報酬上の評価を行う仕組みの構築が求められる。
- (5) あわせて、現行、初回相談やアセスメント、関係機関との連携、計画作成など一連のケアマネジメントプロセスを実施しても、利用者の入院や死亡等によりサービス利用に至らない場合は、介護報酬を算定できない仕組みについて、実態を踏まえた評価のあり方の検討が必要である。

参考1 ケアマネジャー自身が業務を行う上での課題／業務の中で負担になっていること

ケアマネジャー自身が業務を行う上での課題



ケアマネジャー業務の中で負担になっていること



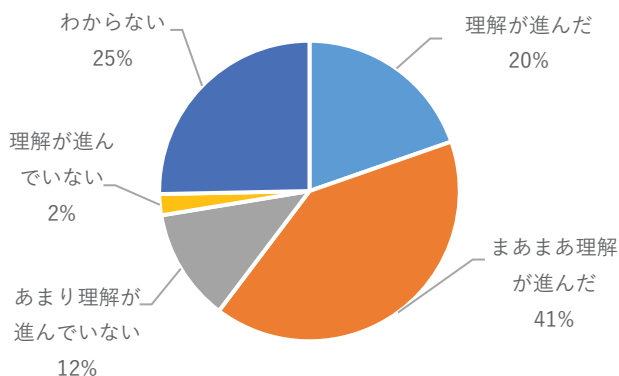
【出典】令和4年度 横浜市高齢者実態調査

参考2 ケアマネジャーリーフレットアンケート

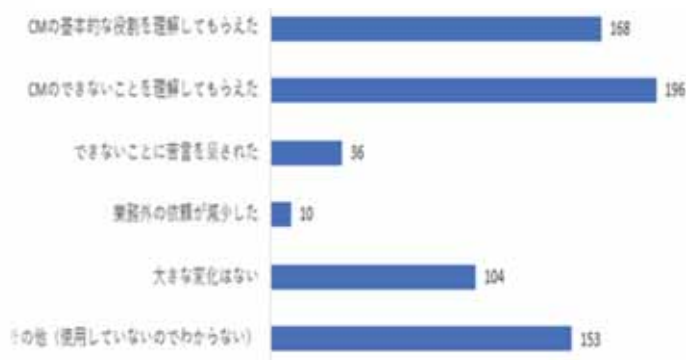
横浜市ではシャドーワークの改善に向け、ケアマネジャーの業務と役割を正確に理解してもらうことを目的としたリーフレットを発行し、介護保険サービスの利用開始時や契約時等に活用している。

本リーフレットについては、ケアマネジャーを対象としたアンケートにより、一定の効果が認められている。

リーフレットの使用により、ケアマネジャーの理解が進んだと思うか



リーフレットを使用した際の利用者、家族の反応 (n=529)



【出典】横浜市独自調査

参考3 ケアマネジメントプロセスを行っても給付管理に至らなかったケース

情報提供や相談、ケアプラン作成やサービス調整等を行ったが給付管理に至らなかった人数(令和元年9月中)									(n=2,074ケアマネジャー)
	全体	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	
居宅介護支援事業所の介護支援専門員	2,074	1,106	496	238	93	27	43	71	
	100.0%	53.3%	23.9%	11.5%	4.5%	1.3%	2.1%	3.4%	

43.3%

【出典】第190回社会保障審議会介護給付費分科会（居宅介護支援・介護予防支援の報酬・基準について（検討の方向性））

提案・要望の担当

健康福祉局高齢在宅支援課長

吉原

TEL 045-671-2368

1-20 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

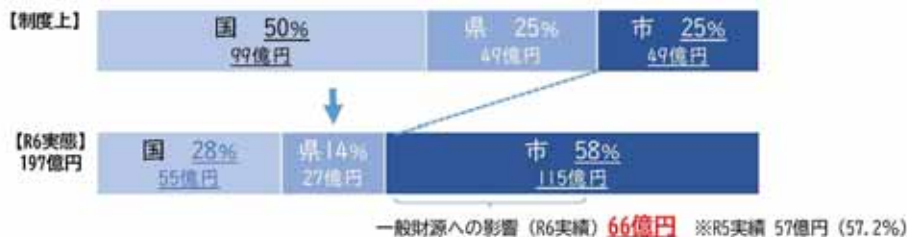
- 1 訪問系サービスでは、国庫負担基準(以下「国基準」という)と実際の給付実態との乖離が各種データにより明らかであることから、令和9年度報酬改定に併せ、国基準を廃止し、他の負担金事業と同様に給付実額を算定基礎とすること。
- 2 上記是正までの措置として、まずは実態との乖離が特に大きい国基準等について見直しを行い、「居宅介護」に係る国基準の引上げを行うこと。また、国基準と利用実態が著しく乖離し、サービス利用が多い地方自治体ほど財政負担が増大する「重度訪問介護」について、国基準を廃止すること。

補足説明

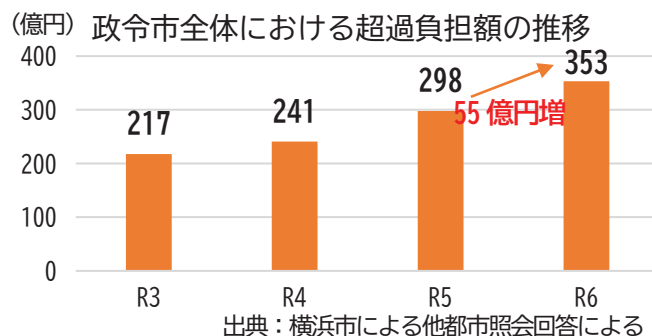
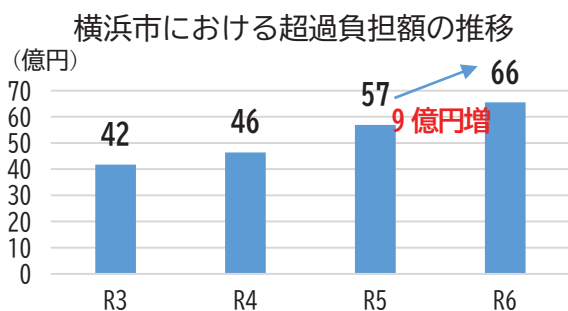
- (1) 国が推進している、施設入所等から地域における生活への移行やその維持・継続を実現するためには、訪問系サービス等の安定的な確保が不可欠である。しかし、訪問系サービスに係る「自立支援給付費負担金」については、障害者総合支援法において国の費用負担が義務付けられているにもかかわらず、法の趣旨を超えて政令により市町村に対する国庫負担の上限額が定められている。そのため、障害者の地域移行を積極的に進めている市町村ほど、国庫負担の不足分について、市町村が負担せざるを得ず、地域移行推進の障壁となっている。
- (2) 横浜市では、障害者の地域移行等の進展により訪問系サービスの利用が年々増加しており、これに伴い、同サービスに係る超過負担額は令和5年度に57億円、令和6年度に66億円となり、増加傾向にある。また、全国で400を超える地方自治体において、同様の超過負担が生じている状況にある。このため、横浜市では、国基準と給付実態の乖離をデータにより明らかにし、その是正を国に求めてきた。しかし、令和8年度の臨時報酬改定においては、処遇改善加算の見直しに伴う給付費増額分に対し、国庫負担基準の引上げが行われたものの、依然として国基準は給付実態を十分に反映した水準とは言えず、抜本的な改善には至っていない。
- (3) 国基準は、障害者総合支援法が施行された平成24年度に、市町村間のサービスのばらつきをなくすとの趣旨から、全国の市町村の支給実績の9割程度を満たす水準として設定されたが、令和4年度においては、支給実績の74.6%にとどまっている。令和6年度に国基準の見直しが行われたが、政令市全体における超過負担は拡大しており、更なる見直しが不可欠である。
- (4) 横浜市における超過負担拡大の要因分析では、例えば、24時間365日の対応が必要となる重度訪問介護では、国の基準額に対し実際の給付額が約4倍となるなど、国基準と乖離が極めて大きいことが判明している。このように長時間の支援を必要とする重度障害者※の利用割合が高い地方自治体ほど、財政負担がより重くなる構造となっている。一方で、国においては全国レベルでの利用実態調査が実施されておらず、実態と乖離した国基準の運用が継続されている。

※強度行動障害がある方、ALS（筋萎縮性側索硬化症）で人工呼吸器を利用している障害者等

参考1 障害者総合支援法関連負担金（訪問系サービス）（横浜市の状況）

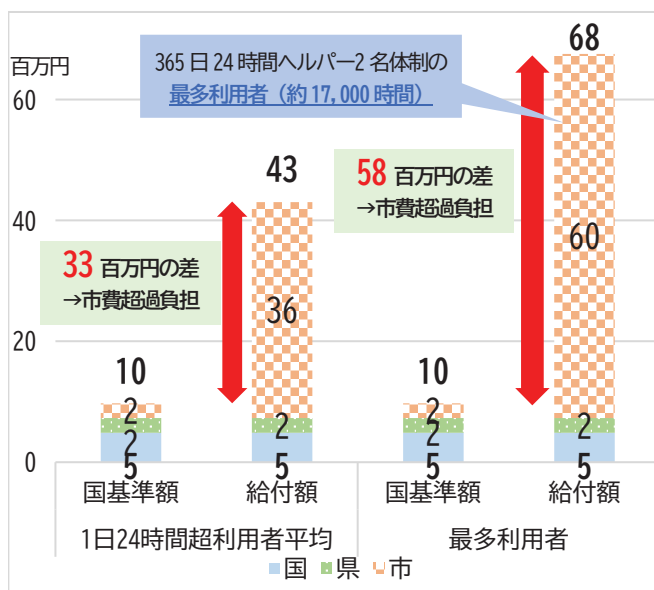


参考2 超過負担額の推移



参考3 重度訪問介護の給付額・国基準額と横浜市・県内市町村利用者数

【給付額・国基準額の乖離】



【横浜市・県内市町村の10万人あたり利用者数】

	重度訪問介護 利用者数	人口	10万人あたり 利用者数
横浜市	470人	377万人	12.5人
県内他市町村	402人	545万人	7.4人

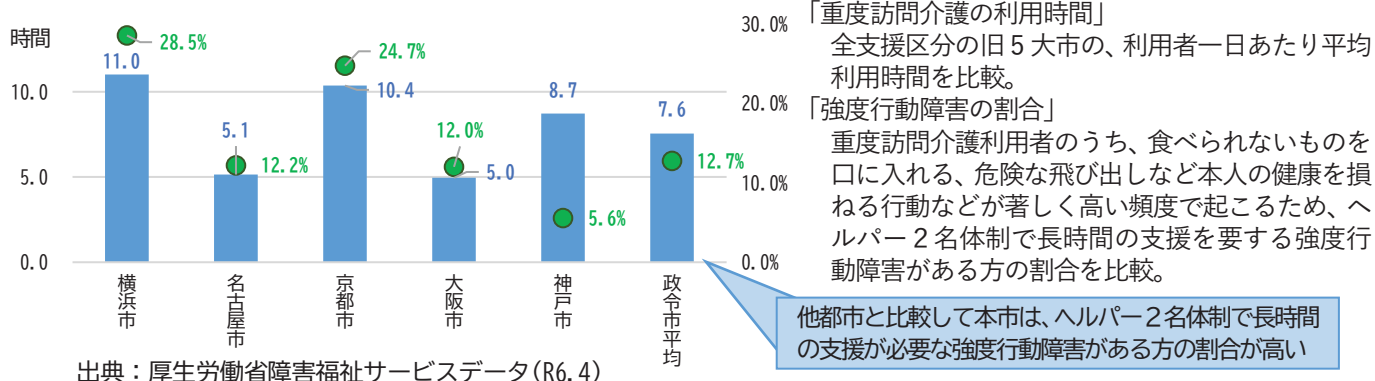
【神奈川県内の重度訪問介護利用者等の偏在状況】

	横浜市	県下他 市町村
市町村人口	41%	59%
重度訪問介護利用者	54%	46%
24時間365日利用者	79%	21%

※数値はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

参考4 重度訪問介護の利用時間と利用者に占める強度行動障害がある方の割合

■ 1日あたり平均利用時間 ● 重度訪問介護利用者における強度行動障害がある方の割合



提案・要望の担当

健康福祉局障害自立支援課長

飯野

TEL 045-671-4130

1-21 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

【要望先：厚生労働省】

提案・要望

- 1 計画相談支援について、訪問等の一定の要件を整備した上で、無償とされてきた「基本相談」が適切に評価されるよう、報酬算定を見直すこと。
- 2 自立生活援助について、基本報酬の引上げを行うとともに、現行では原則1年とされている利用期間を3年間に見直すこと。
- 3 地域生活支援事業について、移動支援、日常生活用具の給付、意思疎通支援及び相談支援等、障害者の地域生活を支える重要な事業であることから、補助率の上限が確保されるよう、必要な予算措置を講じること。

補足説明

- (1) 計画相談支援は、障害のある方が障害福祉サービス等を利用するための支援計画を作成する重要な役割を担っているが、基本報酬が低水準であることから、事業所不足が課題となっている。特に大都市部では深刻であり、横浜市では利用者の約2割が計画相談を受けられず、セルフプランを選択せざるを得ない状況にある。このため、新規事業所の開設促進や提供体制の安定化に向け、相談員の新規雇用への補助や事業所開設に向けた説明会の開催など、独自の取組を進めている。
- (2) 国の令和6年度報酬改定では、基本報酬の拡充や各種加算の新設が行われたものの、生活上の助言や関係機関との日常的な連絡調整等の「基本相談」は、依然として評価対象とされていない。介護保険制度の居宅介護支援事業と比較しても、計画相談支援の報酬水準は低く、事業の安定的な運営を阻害する要因となっている。このため、訪問等に係る一定の要件を整備した上で、「基本相談」を適切に評価し、事業者の採算性向上が図られる報酬算定へ見直す必要がある。
- (3) 自立生活援助は、一人暮らし等の障害者に対し、定期的な訪問や随時の相談対応を通じて地域生活を支える制度であるが、利用期間が原則1年間と短期間であることや基本報酬が低いこと、請求要件が厳格で対象者が限定されることなどから、事業所数・利用者数ともに伸び悩んでいる。
- (4) 横浜市では、平成13年度から支援員体制を手厚くした「障害者自立生活アシスタント事業」を実施し、支援期間を限定しない長期的かつ継続的な伴走支援を行ってきた。こうした取組を通じて、障害のある方の地域生活定着に向けた効果が確認されている。これらの実績を踏まえ、自立生活援助については、基本報酬の引上げにより事業の採算性を確保するとともに、利用期間を原則1年から3年へ延長することで、地域生活への定着を一層進める必要がある。
- (5) 地域生活支援事業は、地方自治体が地域特性に応じて実施する重要な事業であるにもかかわらず、国50%以内、都道府県25%以内とされる補助制度に対し、令和6年度の国の補助率は24.7%にとどまっている。この結果、横浜市では約29億円の超過負担が発生しており、財政運営を大きく圧迫している。事業を安定的かつ継続的に実施していくためには、国において補助率の上限確保を前提とした十分な予算措置を講じることが不可欠である。

参考1 横浜市の計画相談の報酬単価（介護保険制度のケアマネジャーとの比較）

	介護保険	計画相談
標準のモニタリング頻度設定	毎月	3 か月
計画作成費・モニタリング費	15,690円(共通)	17,229円・14,335円
対応回数/年	作成1回 モニタリング11回	作成1回 モニタリング3回
1ケース当たりの収入/年	188,280円	60,234円
プラン策定率（R7.3時点）	約100%※数名のセルフ有	62.0%※介護保険利用者含む

参考2 セルフプラン率(=計画相談に繋がっていない人の割合 R7.3 時点)

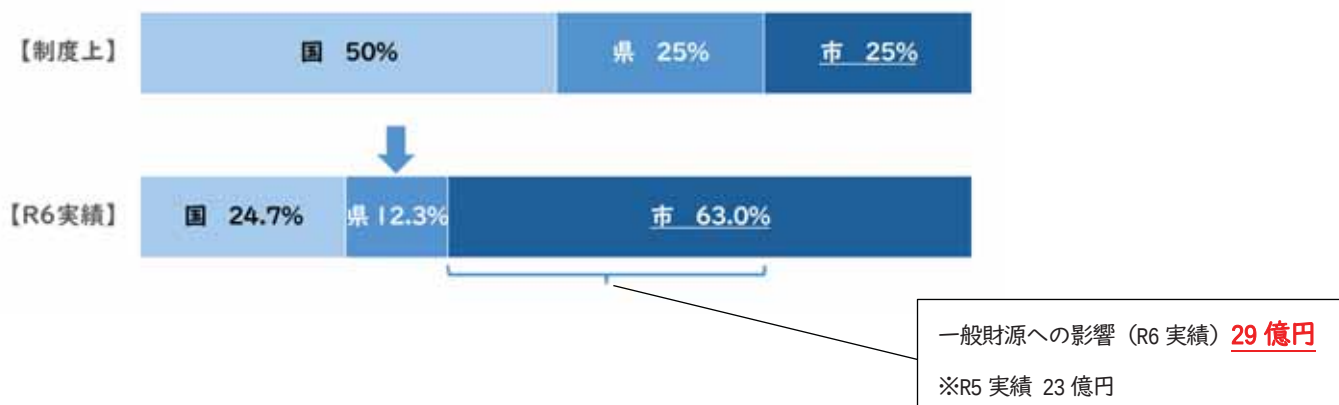
	横浜市	川崎市	相模原市	神奈川県(全体)
対象者数(障害福祉サービス支給決定者数)	28,555人	8,534人	6,923人	71,691人
セルフプラン率	38.0%※	64.4%	34.3%	39.5%

※このうち、「本来は計画相談の利用を希望する方」の割合は約18%

参考3 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国】自立生活援助	【横浜市】障害者自立生活アシスタント
開始時期	平成30年4月	平成13年10月
対象者	地域で一人暮らしをしている方	地域で一人暮らしをしている方 <u>一人暮らしを目指す方も含む</u>
支援内容	月2回以上の居宅訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応	居宅や <u>居宅外</u> (職場・通所先、病院等)訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則1年（市町村審査会を経て更新可）	<u>終了者の平均は3年</u> (期間の定めなし)
支援員	利用者25人に対して支援員1人が目安 (別にサービス管理責任者も配置)	利用者25人に対して <u>支援員2人</u> が目安 (1人は障害者支援の <u>経験が5年以上</u>)
報酬額	25人の場合年間 約515万円	利用者の人数によらず年間 約1,000万円

参考4 障害者総合支援法関連負担金地域生活支援事業補助金（横浜市の状況）



提案・要望の担当

健康福祉局障害施策推進課長 中村 TEL 045-671-3569

1-22 障害児・者の支援の充実

【要望先：厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁】

提案・要望

- 1 児童発達支援センターについて、自治体規模等に応じた財政支援に見直すとともに、基本相談支援に対する報酬制度を創設すること。
- 2 障害児通所支援の利用者負担について、保護者負担額が急激に増加することがないように、所得区分と負担上限額の細分化を図ること。
- 3 児童から成人への移行期において支援が途切れることがないように、児童期から成人期までを包括的に支援できる制度を整備すること。
- 4 医療的ケア児・者等の実態を継続的かつ正確に把握する仕組みを構築するとともに、災害時にも適切な医療的ケアが提供される体制を整備すること。
- 5 保育所・学校等における医療的ケア児の安定的な受入れ環境の整備や必要な看護師配置に向け、財政支援を拡充すること。

補足説明

- (1) 児童発達支援センターは地域の障害児支援の中核を担っているが、国の財政支援は上限額が設定され、地方自治体の規模を反映できていない。特に巡回支援専門員は、センター数や相談件数にかかわらず補助額が一律であり、地域の実情に応じた体制整備やアウトリーチが困難になっている。また、日常生活における相談支援（基本相談支援）が報酬算定の対象外であり、継続的な支援が困難である。計画策定にとどまらず、基本相談を含めた支援が求められる。
- (2) 障害児通所支援では、利用者負担区分は3区分のみであり、所得のわずかな増加でも利用者負担が年間で40万円近く増加する場合がある。継続利用を妨げる要因となっていることから、保育料のように所得段階を細分化し、負担が緩やかに増加する制度への見直しが必要である。
- (3) 居宅訪問型児童発達支援は、放課後等デイサービスと異なり、満18歳を超える利用が認められていない。生活介護事業所では、報酬加算の制約から看護師配置や送迎の実施が十分に進んでいない。「18歳の壁」を解消し、児童期と成人期をつなぐ包括的な制度の早期整備が求められる。
- (4) 医療的ケア児・者支援の実態把握が不十分であり、支援のための施策検討を困難にしていることから、診療報酬明細書の活用等により、国が実態把握を行う必要がある。また、災害時に事業所が被災した場合でも、連携型・地域BCPに基づき他事業所が代替サービスを提供できるよう、訪問看護指示書や代行訪問に係る報酬算定の明確化が必要である。
- (5) 保育所等の看護職員雇用費助成は医療的ケア児の在籍園に限定されており、安定的な受入体制確保が困難となっている。横浜市では在籍状況によらない補助により受入体制の安定化を図っており、今後のニーズ拡大を見据え、国においても在籍の有無によらない財政支援に見直す必要がある。また、特別支援学校では医療的ケア児の増加等に伴う財政負担の増加が課題となっている。

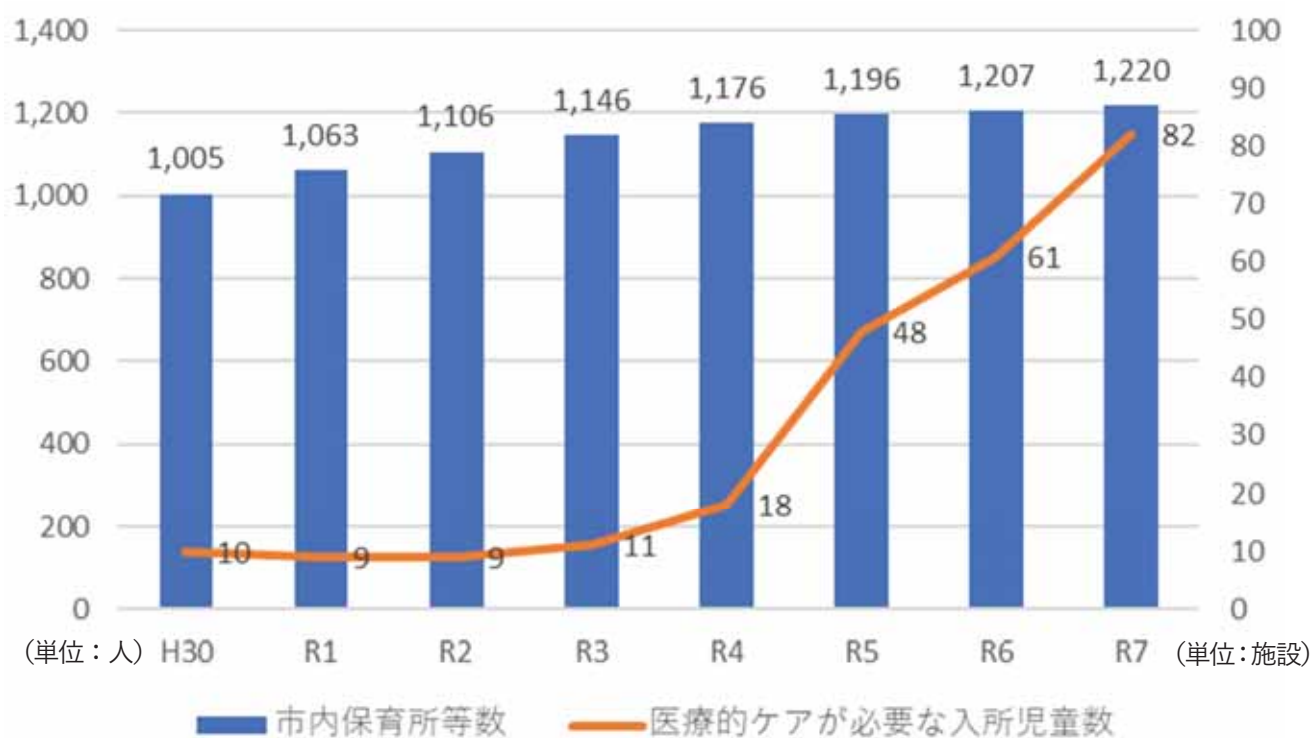
参考1 横浜市における障害児通所支援の利用者負担状況（児童発達支援事業）

	H30	R6
負担なし	194 人(6.2%)	330 人(5.7%)
負担上限：4,600 円	2,429 人(77.4%)	3,935 人(68.6%)
負担上限：37,200 円	514 人(16.4%)	1,475 人(25.7%)
利用者数 計	3,137 人	5,740 人

参考2 特別支援学校に在籍する医療的ケア児数（全国：文部科学省調査）

年度	医療的ケア児数	増減
令和4年度	8,361 人	－
令和5年度	8,565 人	+204 人
令和6年度	8,700 人	+135 人

参考3 市内保育所等における医療的ケア児の受入児童数



提案・要望の担当

こども青少年局障害児福祉保健課長	山崎	TEL 045-671-4277
こども青少年局保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木	TEL 045-671-2706
こども青少年局保育・教育運営課長	槇村	TEL 045-671-2365
健康福祉局障害施策推進課長	中村	TEL 045-671-3569
健康福祉局障害施設サービス課長	大津	TEL 045-671-2377
医療局地域医療課在宅医療連携担当課長	石川	TEL 045-671-3609
教育委員会事務局特別支援教育課担当課長	平	TEL 045-671-3187

2-1 こどもの医療費助成制度の創設

【要望先：こども家庭庁】

提案・要望

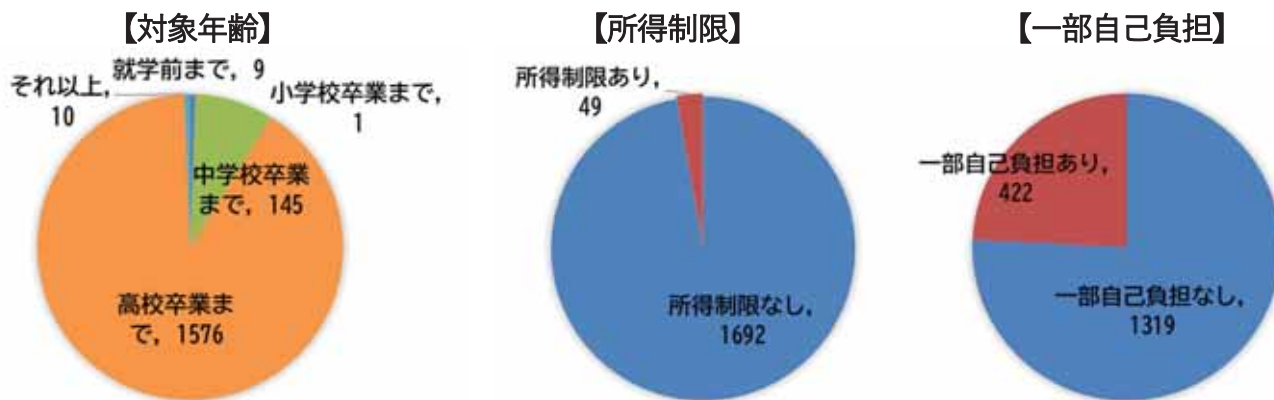
- 1 全てのこどもが、18歳に達する年度末まで、居住地にかかわらず安心して必要な医療を受けられるよう、こどもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度を創設すること。
- 2 長期的に安定した全国一律の医療費助成制度となるよう、国と地方自治体が連携し、共同で制度設計を行う体制を構築すること。

補足説明

- (1) こどもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割の自己負担が課されている。これに対し、全ての市区町村が独自の医療費助成を実施している一方で、助成の対象年齢や所得制限、一部自己負担の有無など、その内容は市区町村ごとに異なっている。なお、現状では9割以上の市区町村において、18歳に達する年度末までを助成の対象年齢としている。
- (2) 横浜市では、こどもの医療費助成制度について段階的な拡充を進めてきた。令和5年8月には中学3年生までを対象として所得制限及び一部負担金を撤廃し、全てのこどもの医療費を無償化した。さらに、令和8年6月からは無償化の対象年齢を18歳に達する年度末まで拡大している。
- (3) 国は、医療費助成の拡充等により被保険者の受診行動が変化し、受診率の上昇等を通じて小児医療提供体制や医療保険財政に影響を及ぼす可能性を指摘している。しかし、横浜市において、所得制限及び一部負担金を撤廃した制度拡充の前後を比較したところ、1人当たりの受診日数に大きな変化は見られておらず、過度な受診増加にはつながっていないことが確認されている。
- (4) 国を挙げてこどもを産み育てやすい社会の実現に取り組む中、こどもの医療費助成は、子育て世代の経済的負担を軽減し、こどもたちが必要な医療をためらうことなく受けられる環境を整える上で重要な施策である。しかしながら、市区町村が独自に助成を行っている現状では、同じ医療を受けた場合であっても、居住地によって自己負担額に差が生じるなど、不公平な状況が生じている。地方自治体間の制度差を解消し、こどもの医療をナショナル・スタンダードとして保障するため、国主導による全国一律の医療費助成制度の創設が必要である。
- (5) 横浜市会においても、令和7年9月に「こどもの医療費助成制度の創設を求める意見書」を可決し、国に対する要望活動を行っている。また、市民や市民団体からも、地方自治体によって助成内容が異なる現状の是正を求める意見や要望が寄せられている。
- (6) 全国一律の制度を構築するにあたっては、現在、市区町村ごとに所得制限等の制度設計が異なっている実態を踏まえ、国と地方自治体が連携し、共同で制度設計の検討を進めていくことが必要である。

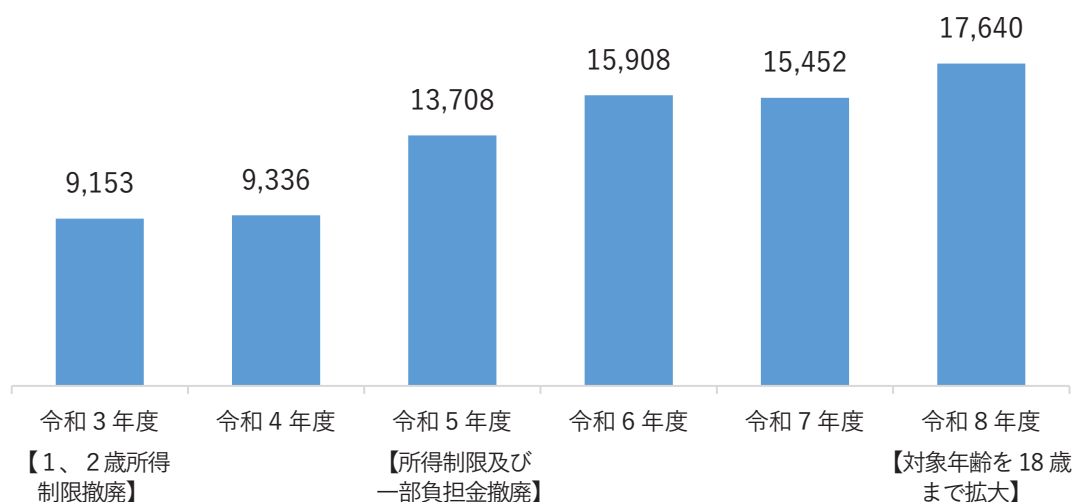
参考1 こどもの医療費（通院分）の自己負担分への助成状況（市区町村数）

全ての市区町村（1,741）が独自助成を実施しているが、助成内容は異なる。



出典：子ども家庭庁 令和7年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」

参考2 横浜市における事業費の推移（単位：百万円）



※令和6年度までは実績額、令和7年度は実績見込額、令和8年度は予算額

参考3 横浜市における制度拡充による受診行動の分析（診療期間ごとの1月分の平均）

制度拡充（令和5年8月）前後における1人当たりの受診日数に大きな変化はなし。

	令和4年8月～令和5年7月	令和5年8月～令和6年7月
医療費／人	2,563.60 円	3,019.97 円
受診件数／人	1.31 件	1.47 件
受診日数／人	<u>1.80 日</u>	<u>1.94 日</u>

※受診件数・・・レセプトの件数（病院ごと・診療科目ごとに1月分をまとめて作成）

受診日数・・・受診した回数（延べ日数）

提案・要望の担当

健康福祉局医療援助課長

服部

TEL 045-671-3694

2-2 出産費用の無償化に向けた丁寧な制度設計

【要望先：厚生労働省、こども家庭庁】

提案・要望

- 1 出産費用の保険適用にあたっては、費用が高額な大都市圏においても、安全かつ安心して出産できる医療提供体制が確保されるよう、地域の実態を踏まえた適切な制度設計を行うこと。
- 2 経過措置として現行制度の適用を認める場合には、妊産婦の経済的負担の早期軽減を図る観点から、新制度へ速やかに移行できるよう必要な措置を講じること。

補足説明

- (1) 令和6年度における室料差額等を除いた出産費用の平均額は、都道府県間で20万円以上の差が生じており、神奈川県は586,664円と全国で2番目に高い水準となっている。
- (2) 横浜市が令和5年度に実施した出産費用の実態調査によれば、市内の分娩取扱施設における基礎的費用の平均額は548,224円、中央値は555,000円であり、出産育児一時金（50万円）を上回っていた。これを踏まえ、横浜市では令和6年度から独自に最大9万円の助成を実施し、市内公的病院における基礎的費用を実質的に全額カバーしている。
- (3) 令和8年5月29日に、出産育児一時金に代わる給付方式の導入を含む「健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した。この給付方式の導入にあたり、分娩1件当たりの基本単価が十分でない場合には、分娩取扱施設における人員体制の維持が困難となるほか、経営の持続性にも影響を及ぼすことが懸念される。また、地域間で出産費用に大きな差がある現状を踏まえると、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が低下しないよう、全国一律の基本単価に加え、各地域の分娩取扱施設の実情を適切に反映する加算制度の設計が不可欠である。
- (4) 経過措置として現行制度（出産育児一時金）の適用が継続される場合、大都市圏においては、出産育児一時金のみでは出産費用を賄うことが困難であり、妊産婦の経済的負担の軽減が図られるとは言えない。このような状況は、新制度が目指す「妊婦が安心して出産できる環境の整備」にも影響を及ぼすおそれがある。また、横浜市のように独自助成による負担軽減を実施している地方自治体においては、現行制度との並行運用により、財政負担の継続に加え、事務負担の増加も懸念される。以上を踏まえ、新制度への円滑な移行に向けて、国においては分娩取扱施設への丁寧な説明を行うなど、必要な措置を講ずることが求められる。



2-3 こども性暴力防止法への対応

【要望先：こども家庭庁】

提案・要望

こども性暴力防止法の施行に当たり、法により義務付けられた対象事業者等及び認定取得を目指す事業者等が、円滑に制度へ適合できるよう、財政的支援のほか、事務負担の軽減、情報管理体制の整備等を含めた、総合的な支援を講じること。

補足説明

- (1) 令和8年12月に施行される「こども性暴力防止法」は、保育・教育等、こどもと日常的に関わる場における性暴力を未然に防止し、こどもの心身の安全を確保するための制度として、極めて重要かつ意義深いものである。令和8年1月には法施行ガイドラインも策定され、事業者や地方自治体が講じるべき具体的な措置や制度運用の基本的な考え方が示されたところである。
- (2) 一方で、本法に基づく取組を実施するに当たっては、犯罪事実確認に係る手続、職員研修の実施、内部規程の整備、機微な個人情報を適切に取り扱うための厳格な情報管理体制の構築など、新たな事務対応や体制整備が必要となる。特に、保育所や学校等の現場においては、こどもや家庭を取り巻く課題の複雑化・多様化に伴い、人材不足や業務量の増加が顕在化しており、法施行に伴う追加的な対応が、現場や地方自治体のさらなる負担増につながることを懸念される。とりわけ、小規模事業者や人的・財政的余力に乏しい事業者においては、体制整備や個人情報管理への対応が十分に進まないおそれがある。
- (3) 本法の目的を確実に達成し、すべてのこどもが安心して生活・活動できる環境を整備するためには、制度を所管する国の責任において、義務対象事業者等が円滑に制度へ対応できるよう、制度対応に要する導入経費や運用経費、並びに個人情報の適正管理に係るシステム整備費などに対する財政的支援の充実をはじめ、事務負担の軽減や情報管理体制整備等に対する総合的な支援措置を講じることが不可欠である。
- (4) 法制度上、義務対象とされる事業は限定されているものの、本法の趣旨やこどもの安全確保に対する社会的要請の高まりを踏まえれば、義務対象外とされている認定対象事業においても、こどもの安全確保に向けた適切な対応を講じていく必要がある。特に、放課後児童健全育成事業や認可外保育事業、乳幼児一時預かり事業など、公共性の高い事業については、法施行後の運用状況を検証しつつ、将来的に義務対象事業とすることについて、検討を行う必要がある。

参考1 横浜市が関連する義務及び認定対象の事業・施設（令和7年4月1日現在、学校は除く）

○義務対象施設（2,141 施設）

認可保育所等（市立含む）	947
地域型保育事業	273
児童相談所	4
児童発達支援	302
放課後等デイサービス	521
居宅訪問型児童発達支援	6
保育所等訪問支援	55
障害児入所施設	8
乳児院	3
母子生活支援施設	8
児童養護施設	11
児童心理治療施設	1
児童自立支援施設	2
計	2,141

○認定対象施設（1,063 施設） 計 3,204 施設

横浜保育室	9
認可外保育施設	375
乳幼児一時預かり事業	39
病児保育事業	29
放課後児童健全育成事業	571
自立援助ホーム	9
子育て短期支援事業	22
ファミリーホーム	8
意見表明等支援事業	1
計	1,063

参考2 安全確保措置の詳細

事項	事業者等の主な対応
従業員の犯罪事実確認	・ 服務規律等（就業規則、職員採用時の確認・誓約手続等）の整備・周知 ・ 現従業員（短期間の労働者やボランティアなども対象）及び採用予定従業員の確認 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理（組織体制・情報管理規程の整備、研修、漏えい・セキュリティ対策）
研修の実施	・ 性暴力防止・人権・通報対応等
事業所環境の整備	・ ハード面：物理的環境の見直しによる密室状態の回避、掲示など ・ ソフト面（巡回の実施、複数の見守り強化）
相談体制の整備	・ 内部・外部での窓口の設置や周知 ・ 日常観察 ・ 児童に対する定期的な面談・アンケート
被害疑い時の調査・支援	・ 発覚時の初期対応 ・ 一時的な接触回避策としての防止措置 ・ 保護者への連絡・説明 ・ 関係機関等との連携

提案・要望の担当

こども青少年局企画調整課長 許田 TEL 045-671-4280

2-4 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充

【要望先：こども家庭庁】

提案・要望

- 1 「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」について、まずは多子世帯への保育料等の負担軽減に係る年齢条件及び施設利用条件を早期に撤廃すること。あわせて、撤廃に伴い地方自治体で必要となるシステム改修等の準備経費について、国が確実に財政措置を講じること。
- 2 そのうえで、第2子保育料の無償化後に、第1子まで拡充するなど、段階的な制度拡充を含めた、更なる経済的負担軽減策を示すこと。

補足説明

- (1) 横浜市では、国の基準額を踏まえつつ、市独自の取組として保育料の軽減を行っており、低所得者層では国基準のおおむね5割程度、中間層から高所得者層においても7～8割程度を保護者負担としている。また、多子世帯については、国制度に加え、横浜市が認定する認可外保育施設（横浜保育室）等を利用する世帯に対しても、独自の軽減措置を講じている。
- (2) 一方で、国の多子軽減制度は、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に限り適用されるため、きょうだいの年齢差がある場合や、認可保育所に空きがなく、やむを得ず認可外保育施設等を利用している場合には対象外となっている。出産時期や保育施設の利用形態は必ずしも家庭の希望どおりにならない中で、きょうだいの年齢差等によって支援に差が生じることへの不公平感は大きく、制度の見直しを求める切実な声が多く寄せられている。
- (3) 現在、政令指定都市の9割が、多子世帯への軽減策を独自に拡充している。東京都では令和7年9月から第1子を含む保育料無償化が実施され、大阪市においても令和8年9月からの無償化が発表されている。少子化対策としての経済的支援については、居住する地域にかかわらず全国一律に受けられるよう、国が主導して制度整備を進める必要がある。
- (4) 令和8年度予算の概算要求では、「高校無償化」「学校給食の無償化」「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」が検討事項として示されたものの、「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」のみが実現していない。まずは最低限の対応として、不公平感が特に大きい多子軽減制度における年齢条件及び施設利用条件を早急に撤廃すべきである。あわせて、要件撤廃等に際して地方自治体に生じるシステム改修等の準備経費に対しても、国による十分な財政支援が不可欠である。
- (5) 実際に、2人以上のこどもを望む世帯は22.2万世帯に上る一方で、10.6万世帯が理想とするこどもの数を実現できていない。その主な理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ということが最も多く挙げられている。さらに、物価高騰等により子育て世帯の生活費負担が増す中、経済的負担により出産を断念せざるを得ない世帯への支援が求められている。このため、在宅で子育てを行う世帯とのバランスにも配慮しつつ、まずは第2子保育料を無償化とし、その後、第1子保育料も無償化するなど、段階的な制度拡充を含め、子育て世帯に対する支援策の一層の充実を図る必要がある。

参考1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響（こども3人の世帯の例）

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約58万円の差がある。

また、上のきょうだい卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約48,000円（第1子標準時間）第2子を半額として試算

	第1子	第2子	第3子	保育料計/年	備考
世帯A	5歳児 (無償化)	1歳児 (24,000円)	0歳児 (0円)	288,000円	
世帯B	小学生 ※年齢条件により 数えない	1歳児 (48,000円) ※第1子扱い	0歳児 (24,000円) ※第2子扱い	864,000円 (差額576,000円)	第1子の年齢により 世帯Aより負担が 大きく、不公平感に

参考2 政令指定都市及び東京都の保育料無償化・多子軽減拡充状況（横浜市調べ：令和8年4月時点）

政令指定都市・東京都	軽減策
東京都、大阪市（令和8年9月～）	第1子を含む無償化
7市 大阪市、静岡市、京都市、堺市、福岡市、北九州市、札幌市	年齢条件・施設利用条件の撤廃 第2子保育料の無償化
5市 神戸市、川崎市、千葉市、浜松市、広島市	年齢条件・施設利用条件の撤廃
6市 さいたま市、新潟市、名古屋市、岡山市、熊本市、仙台市	その他拡充 第3子のみ年齢条件撤廃など様々
2市 横浜市、相模原市	国基準どおり

参考3 理想のこども数を持たない主な理由 第16回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢35歳未満）

理由	割合（選択率）
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	21.4%

提案・要望の担当

こども青少年局保育・教育認定課長

長田

TEL 045-671-0251

2-5 保育者の確保・定着に向けた更なる取組の推進

【要望先：こども家庭庁、文部科学省】

提案・要望

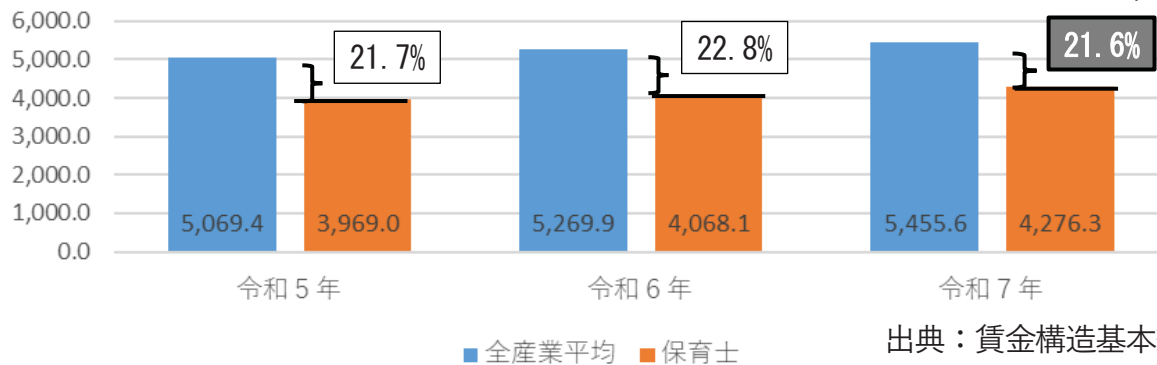
- 1 保育士の処遇改善を着実に進めるとともに、人材紹介会社に対する紹介料の上限設定など、委託費・給付費の増額分が確実に保育士の賃上げに反映される仕組みの構築や公定価格制度全体の再構築を行うこと。
- 2 多様化・複雑化する保育ニーズや現場課題に適切に対応し、保育の質の維持・向上を図るため、保育士の職員配置基準の改善を行うとともに、人員配置数以外を要件とする加算取得条件について撤廃すること。
- 3 保育者の安定的な確保及び定着を図る観点から、宿舍借上げ支援の見直しをはじめとした、各種支援策の拡充を図ること。

補足説明

- (1) 保育現場では、業務の高度化・多様化が進む一方、他産業と比較して賃金水準は依然として低い状況にある。加えて近年の物価高騰は、保育士の生活の安定や職業継続に深刻な影響を及ぼしている。さらに、委託費や給付費を人件費に十分反映しにくい用途制限や処遇改善制度の算定方法により、実効性のあるベースアップにつながりにくいといった構造的課題も指摘されている。安定的かつ質の高い保育を継続して提供していくためには、制度設計の見直しを含め、継続的な賃金水準の底上げを図ることが不可欠である。
- (2) 「こども誰でも通園制度」をはじめ、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業など、多様化・拡充が進む保育事業においては、現行の公定価格や給付水準が必ずしも運営実態に即したものとなっておらず、制度の円滑な実施や継続に支障が生じている。多様な保育ニーズに的確に対応していくためには、各事業の特性を踏まえた単価水準の見直しや基礎的給付の創設など、公定価格制度全体の再構築が必要である。
- (3) 低年齢児保育における安全確保、食育の推進、アレルギーや外国人児童への対応、ICT 活用など、保育内容や関連業務が複雑化している中で、現行の保育士配置基準は、必ずしも現場実態に十分対応しているとは言い難い。横浜市では、1歳児、2歳児及び4歳以上児について国基準を上回る配置基準を設けているものの、より安全・安心な保育を提供する観点から、より一層手厚い職員配置を求める声が寄せられている。配置基準の改善に加え、1歳児配置改善加算における人員配置以外の要件の撤廃など、より手厚い職員配置を可能とする制度整備と、それに伴う費用を制度的に支える仕組みの構築が重要である。
- (4) 保育人材の確保・定着は全国共通の喫緊の課題であり、採用後の早期離職が現場の負担増や保育の継続性に影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、保育体制強化事業については、定員規模に応じた制度に見直すとともに、同一法人内での継続勤務を条件とした宿舍借上げ支援の対象期間を延長する必要がある。併せて、幼稚園教諭に対する宿舍借上げ支援事業を創設するなど、保育者の定着・確保に向けた取組を一層強化する必要がある。

参考1 保育士の年収の全産業比較

(単位：千円)



出典：賃金構造基本統計調査

(調査年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について同年7月に調査)

参考2 保育士・保育教諭の職員配置基準(2・3号認定)

民間保育所・認定こども園(児童数：保育士数)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
横浜市	3 : 1	4 : 1	5 : 1	15 : 1	24 : 1
国	3 : 1	6 : 1※	6 : 1	15 : 1	25 : 1

※ 公定価格において、一定の要件を満たす場合に5 : 1相当の加算措置あり

【公定価格の1歳児配置改善加算の取得要件(以下の全てを満たすこと)】

- ・ 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
- ・ 業務においてICTの活用を進めていること。
- ・ 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上であること。

提案・要望の担当

こども青少年局保育・教育運営課長

榎村

TEL 045-671-2365

2-6 時代に即した幼児教育・保育の推進

【要望先：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

提案・要望

- 1 安定的に保育を提供するため、公定価格や施設等利用費について、物価高騰や気候変動を含む社会環境の変化を踏まえた改定を行うこと。
- 2 保育の生活環境の質の向上や保育資源の連携に要する費用について、公定価格に反映するとともに、巡回指導体制員の補助基準額を引き上げること。
- 3 多様な働き方に対応するため、こどもが2歳になるまでの間、自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できるよう、育児・介護休業法等を改正すること。

補足説明

- (1) 近年、食料品を中心とした物価の高騰に加え、光熱費や賃料等の上昇が続いており、保育所・幼稚園等の運営費用は継続的に増加している。さらに、通園バス運行や使用済みおもむつの処分など付随コストも拡大し、事業者の経営環境は厳しさを増している。これまで、地方創生臨時交付金等による一時的な対応を講じてきたものの、安定的・継続的な制度運営を支える仕組みとしては不十分である。通園送迎加算の単価引上げや公定価格の改定、施設等利用費の継続的な見直しなど、制度全体の根本的な見直しが必要である。
- (2) 猛暑日の増加等により、夏季の屋外活動が困難となり、こどもの安全確保や保育内容に大きな影響が生じている。しかし、現行制度はこうした環境変化を十分に想定しておらず、熱中症対策等の負担は、現場に委ねられているのが実情である。気候変動を踏まえた保育の維持・充実に必要な費用について、公定価格等に適切に反映させる必要がある。あわせて、遊戯場について、認められていない屋内や庇下等の活用を可能とするなど、認可基準の見直しを行うべきである。
- (3) 施設類型（認可外を含む）を問わず、児童が安全・安心して保育を受けられる環境を確保するため、事故防止をはじめとする安全対策、健康診断、衛生管理、食の安全やアレルギー対応等、生活環境全般の質の向上が必要である。あわせて、地域における保育資源の連携を促進する観点から、地域型保育事業との連携に係る取組について、その費用を公定価格に適切に反映する必要がある。さらに、保育現場を支援する巡回指導体制の整備を進めるとともに、これらの取組が継続的かつ安定的に実施されるよう、制度面・財政面双方から一層の支援の充実が求められる。
- (4) 現行の育児・介護休業法では、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給は、原則、こどもが1歳に達するまでとされ、保育所等に入所できない場合に限り、例外的に最長2歳まで延長可能となっている。しかし、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、1歳以降も育児休業の取得を希望する保護者は多く、こどもの成長段階や家庭の状況に応じた柔軟な両立支援が求められている。保護者が安心して育児に向き合える環境を整備し、こどもと家庭を社会全体で支える観点から、こどもが2歳になるまでの間は、理由を限定せず育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度となるよう、法改正を行う必要がある。

参考1 横浜市における保育所等に対する物価高騰対策支援

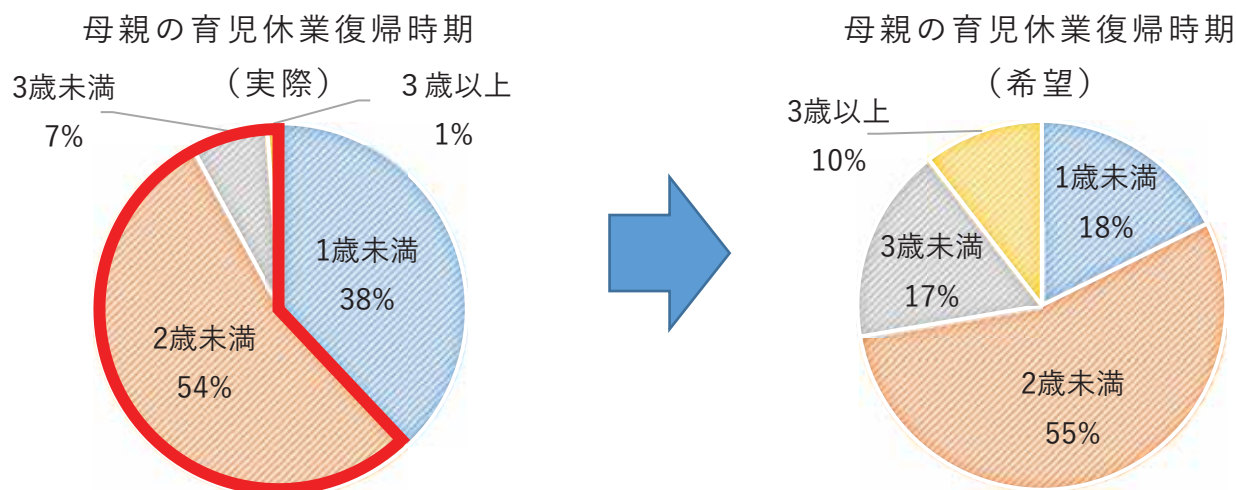
地方創生臨時交付金等を活用し、補正予算により保育所等に対する物価高騰対策支援を実施。

補正予算	事業	補正額（千円）	財源
令和4年9月	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業	1,366,156	地方創生臨時交付金
令和5年5月	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業	848,523	地方創生臨時交付金
令和5年9月	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業	754,500	地方創生臨時交付金
令和6年9月	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業	164,809	神奈川県補正予算
令和7年2月	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業	552,980	地方創生臨時交付金
令和8年2月	・施設型給付費 （公定価格における運営継続支援臨時加算） ・地域子ども・子育て支援事業における事業 継続支援事業	5,135,911 のうち一部 115,475	・子どものための教育・保育給付交付金（給付費） ・子ども・子育て支援交付金

※ 公定価格における運営継続支援臨時加算対象施設数（令和7年度実施）

認可保育所：817 施設、幼稚園：140 施設、認定こども園：77 施設、地域型保育事業所：281 施設

参考2 子育て中の家庭の現状とニーズに係る調査における母親の実際と希望の育児休業復帰時期



実際にこどもが1歳以降も育児休業を取得した方の割合が **61.9%** に対し、1歳以降も育児休業の取得を希望する方の割合は **82.3%** であり、**20%以上の差が生じている**。

提案・要望の担当

こども青少年局保育・教育運営課長	楨村	TEL 045-671-2365
こども青少年局保育・教育運営課担当課長	菊池	TEL 045-671-2386
こども青少年局こども施設整備課長	齋藤	TEL 045-671-2376
こども青少年局保育・教育支援課担当課長	高林	TEL 045-671-3955

2-7 小学生の放課後対策の推進

【要望先：こども家庭庁】

提案・要望

- 1 放課後児童クラブが地域の実情に応じて安定的に運営できるよう、支援員の経験年数に応じた加算の更なる拡充をはじめ、放課後児童支援員等に対する抜本的な処遇改善を推進すること。
- 2 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯等の家庭状況に十分配慮し、利用料減免制度の創設等を通じて、利用者負担の考え方を見直すこと。

補足説明

- (1) 放課後児童健全育成事業の運営費は、全国一律の補助単価とされているため、都市部においては人件費や賃借料等の負担が過大となっている。加えて、過去5年間における放課後児童支援員等の人件費の伸びは保育士の半分にも満たず、開所日数や児童数が少ない場合に補助額が縮小される仕組みとも相まって、財政支援は十分とはいえない状況にある。その結果、放課後児童支援員等の給与水準は保育士と比較しても低く、抜本的な処遇改善が不可欠である。また、経験年数の長い支援員や専門性の高い人材の処遇を一層充実させるなど、安定的なクラブ運営に資する制度の見直しも必要である。
- (2) 利用者ニーズの多様化や質の向上に向けた取組が進む中、開所時間帯以外の業務対応も求められているが、平日の勤務時間は3～6時間程度とする算定が標準となっており、実態と乖離している。令和7年度に横浜市が実施したアンケート調査では、常勤職員の多くが1日6時間程度の勤務である一方、より安定した働き方として「1日8時間程度の勤務を希望している」、又は「既にそのような勤務を行っている」と回答した者も少なくなく、多様な働き方を可能とする財政措置が求められる。
- (3) このような状況により、放課後児童クラブは人材確保の面で他職種・他分野と比較して競争力が低く、複数の事業を運営する事業者においても、人材が円滑に流動できない状況にある。国においては、保育所等を対象とした「保育人材確保事業」により、宿舍借り上げ支援をはじめとする財政措置を講じているが、放課後児童クラブについては、「放課後児童対策パッケージ」における普及啓発を中心とした取組にとどまっている。人材確保をより一層促進するためには、保育所と同水準の制度設計とするなど、市町村等に対する財政支援の拡充を伴う、具体的かつ実効性のある支援が必要である。
- (4) 利用者負担の観点では、保育所等において3～5歳児の保育料が無償化されている一方で、放課後児童クラブでは、運営費の概ね2分の1を保護者が負担することが想定されており、運営費の増加がそのまま保護者負担の増加につながる。さらに、所得やきょうだい数等の家庭状況に応じた負担軽減策がないため、特に支援を必要とする世帯ほど負担感が大きくなっており、全国の放課後児童クラブの88.3%が独自に利用料減免を実施している。国において家庭状況に応じた減免制度を創設するなど、利用者負担の考え方を見直す必要がある。

参考1 保育士と放課後児童支援員等の人件費推移の比較（前年度からの伸び率）

（単位：％）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	直近5年
放課後児童支援員等	2.1	2.4	0.1	1.3	3.3	6.2	15.4
保育士	0.3	8.4	1.2	5.3	10.7	5.2	31.1
差	▲1.8	6.0	1.1	4.0	7.4	▲1.0	15.7

参考2 保育士と放課後児童支援員等の人件費の比較

	勤務時間数	年額給与
放課後児童支援員等	月 128 時間	3,260 千円 ^{※1}
保育士	月 162 時間	4,376 千円 ^{※2}
差額		1,116 千円

保育士に比べ勤務時間数約 79%、
年額給与は約 74%であり、勤務時間
数との差を踏まえても保育士との待遇
に差が生じている。

勤務時間数が異なるものの、放課後児童支援員等と保育士では 1,116 千円の差が生じている。

※1 令和7年11月に実施した人材確保支援施策に係るアンケート結果（常勤職員 821 人が回答）

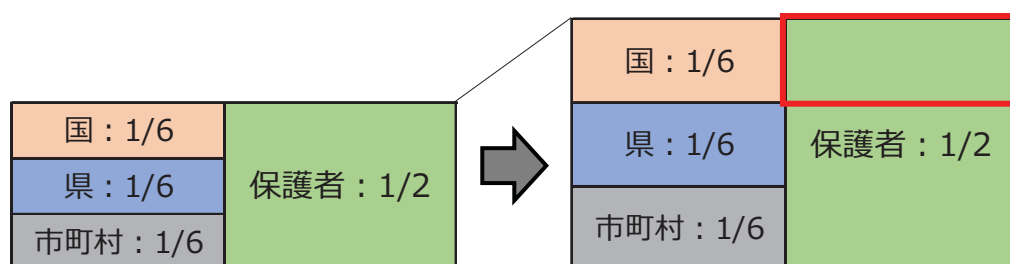
※2 令和6年賃金構造基本統計調査（神奈川県：保育士）参照

参考3 令和7年度 横浜市「人材確保支援に係るアンケート（スタッフ向け）」調査結果

フルタイムでの勤務を希望しますか [※]	すでにフルタイム で勤務している	希望する	希望しない
回答件数	269 人	178 人	455 人
回答割合	29.8%	19.7%	50.4%

※ 常勤職員のみ回答

参考4 国の運営費負担の考え方



運営費の2分の1は保護者負担のため、運営費の増加はそのまま保護者負担も増となる。

参考5 横浜市における子育て就労世帯の利用料等の月額負担状況（R7時点）

	0～2歳児 ^{※1} （保育所等）	3～5歳児 （保育所等）	小学生 ^{※2} （民設民営）
利用料（全体平均）	46,000 円	0 円	18,500 円
利用料（非課税世帯）	0 円	0 円	16,000 円

※1 国基準は所得やきょうだい人数（年齢・施設利用条件有）等に応じた金額を設定。

※2 一部市独自に負担軽減しているが、国による軽減制度はない。

提案・要望の担当

こども青少年局放課後児童育成課長 河原 Tel 045-671-4151

2-8 困難な状況にある子ども・家庭への支援

【要望先：こども家庭庁、厚生労働省】

提案・要望

- 1 児童養護施設等の職員配置基準及び各種加算・補助基準について、抜本的な見直しを行うとともに、宿舍借上制度を創設すること。あわせて、地域の実情や課題に応じた地方自治体の独自取組に対し、財政支援を講じること。
- 2 児童家庭支援センターが担う相談事業の実態を踏まえ、対応件数に見合った国庫補助の基準に見直すこと。あわせて、安定的な運営体制確保の観点から、職員雇用費や独立型施設運営費等についても、国庫補助の対象とすること。
- 3 「子どもの学習・生活支援事業」について、人口・事業規模や支援内容の実態に即した国庫補助の基準額や加算制度に見直すこと。

補足説明

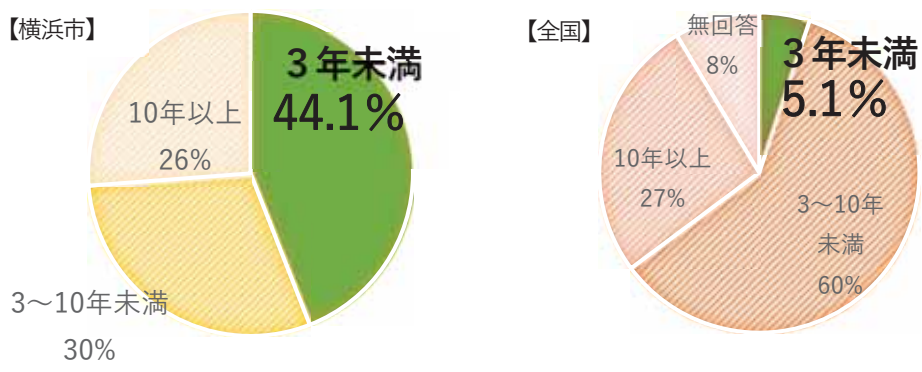
- (1) 横浜市は「横浜市社会的養育推進計画」に基づき、虐待等で深刻な心身の課題を抱える児童に質の高いケアを提供するため、児童養護施設や乳児院等の高機能化・多機能化を推進している。
- (2) 児童養護施設等について、国は小規模化・地域分散化を進める観点から、児童数に応じた職員配置基準を設定し、それに応じた財政支援を行っている。しかし、保護単価や加算が十分でないことから、横浜市では人件費や処遇改善費に独自補助を実施している。しかし、それでも認可保育所との待遇差により人材確保が難しく、少人数で24時間体制を維持せざるを得ないなど職員の負担は大きい。結果として離職率は16%と高水準にある。
- (3) 現行の職員配置基準や加算・補助制度では、人材の育成・定着や労働環境の改善に限界がある。高度化・複雑化するケアニーズに対応できる体制を構築するためにも、処遇改善加算の拡充や宿舍借上制度の創設に加え、専門職員の雇用費など地域の実態に応じた独自の取組についても支援対象とする必要がある。
- (4) 児童家庭支援センターでは専門相談の増加に伴い市内 18 か所中6 か所で国基準の最大相談件数を大幅に超過しており、補助額が実績に合っていないことから、件数区分の見直しが必要である。加えて、横浜市では国制度で対応が困難な人件費や運営費に対する独自助成を行っているが、安定的な運営体制を確保するため、支援対象とする必要がある。
- (5) 「子どもの学習・生活支援事業」では、面談による目標設定や進路支援、学習・生活習慣の形成、社会性の育成、体験機会の提供など、貧困の連鎖防止に向けたきめ細かな取組が求められている。横浜市では、ニーズに応じて事業の拡充を進め、市内40か所に常設の居場所を設置し、合計1,174名を支援している。しかし、国の財政支援は人口規模に応じた上限設定が設けられ、規模が大きいほど補助率が低く抑えられる仕組みとなっており、加算も十分ではない。その結果、実質補助率は約26%にとどまり、約8,230万円の超過負担が生じている。

参考1 市内児童養護施設等における離職率

施設種別・職種	離職率
児童養護施設等（市内平均公立除く）の保育士等※	16.1%
保育所（全国平均公立除く）の保育士	9.7%
常勤職員の一般労働者（職種問わず）	11.5%

※保育士等：児童養護施設等において直接処遇を行っている職員（保育士、児童指導員、母子支援員等）
（令和6年度市調査、厚生労働省・令和6年社会福祉施設等調査、令和6年雇用動向調査）

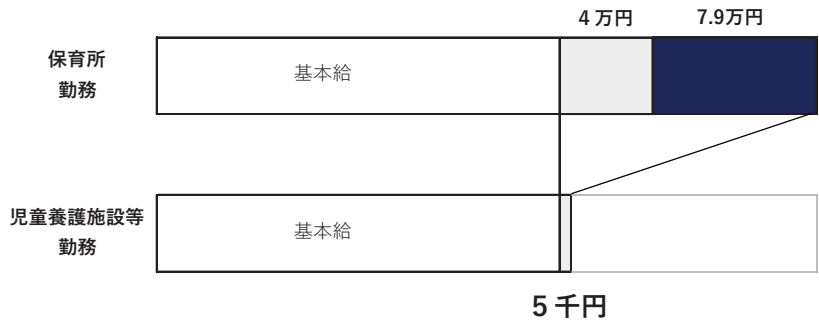
参考2 市内児童養護施設等における勤続年数別職員構成割合



※児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム
（市調査、こども家庭庁 社会的養護施設における人材確保と 効果的な人材育成・定着に関する調査研究報告書 令和7年3月発出）

参考3 認可保育所と児童養護施設等の保育士の国制度における月額給与差（モデルケース）

例：勤続8年副主任クラスの保育士の場合（同一基本給料）



■ 宿舎借上負担軽減分

保育所等を運営する事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舎を借り上げるための経費を国が助成
（国制度における横浜市の補助基準額：7.9万円）

■ 処遇改善

保育所 区分3：副主任保育士等への加算（4万円）
児童養護施設等 処遇改善加算Ⅱ：リーダー的業務を担っている保育士等への加算（5千円）

参考4 児童家庭支援センター（18 か所）における相談実績

年度	対応件数	4,400 件※以上の施設
R4	62,270 件	6 か所
R5	73,556 件	7 か所
R6	77,894 件	6 か所

※国基準の最大件数

参考5 横浜市の子どもの学習・生活支援事業の国庫補助率（令和8年度見込み）

横浜市の事業費	国庫補助基準（※）	国庫補助の上限額（低い方の額×1/2）	横浜市における実質的な補助率
340,907 千円	176,200 千円	88,100 千円	約 26%

※：令和8年度における人口300万人以上の上限額（基本基準額及び各種加算の合計額）

➡人口規模が大きい地方自治体ほど、実質的な補助率が低く抑えられている。

提案・要望の担当

こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長
健康福祉局生活支援課長

真舘 TEL 045-671-2359
阿部 TEL 045-671-2367

2-9 国による学校給食費完全無償化の実現

【要望先：文部科学省】

提案・要望

- 1 地方自治体の財政力によって学校給食の負担や質に差が生じることは、教育の機会均等の観点から課題であるため、国の責任において学校給食費の無償化を実施し、恒久的な財源措置を講じること。
- 2 国の給食費基準額は、近年の物価高騰を十分に反映しておらず、実勢価格と乖離が生じていることから、基準額を早急に引き上げること。また、毎年度の物価動向を的確に反映できる仕組みを構築すること。
- 3 義務教育課程における切れ目のない支援を実現するため、中学校給食費の無償化に向けた検討を早急に開始し、必要な財源措置を講じること。

補足説明

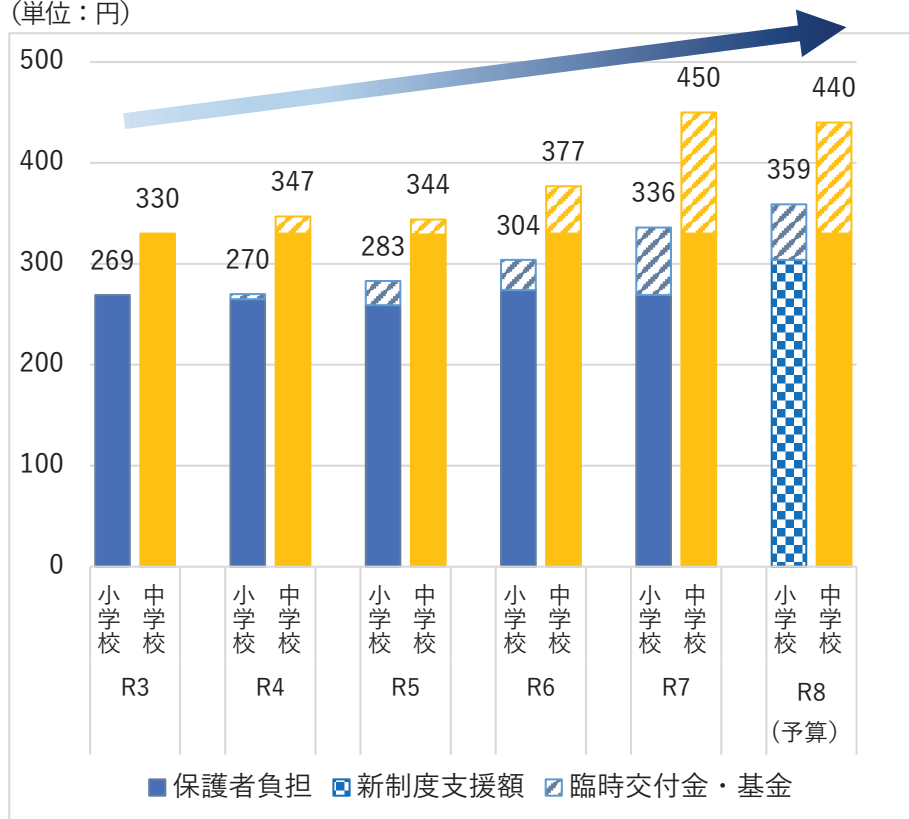
- (1) 学校給食は、成長期にある子どもたちが必要な栄養を確保するとともに、望ましい食習慣の形成や食育を通じて健全な心身の育成を支える重要な教育活動である。その質や水準は、本来、居住する地方自治体の財政力によって左右されるべきものではなく、教育の機会均等の観点からも、国の責任において全国一律に保障される必要がある。
- (2) こうした中、令和8年度から、国の新たな制度として「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」が開始され、小学校については月額5,200円、特別支援学校（小学部）については月額6,200円を基準額として、在籍児童数に応じた財源が都道府県を通じて交付される仕組みが整備された。一方で、基準額を上回る部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能とされており、地方自治体間で給食費負担や給食内容に差が生じている実態がある。
- (3) 横浜市では、全国的な物価高騰の影響を受け、令和8年度の小学校給食費（食材費）について、児童1人当たり月額6,141円と見込んでおり、国の基準額との差額は月額941円に達している。令和8年度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という）約15.3億円を活用することにより、保護者負担を生じさせない実質的な無償化を実現しているものの、令和9年度以降の恒久的な財源確保が大きな課題となっている。
- (4) 義務教育課程において、学校給食は小学校・中学校を通じて一体的に保障されるべきものである。しかし現行制度では、中学校給食費について、生活保護世帯及び準要保護世帯には無償で提供している一方、それ以外の世帯については従来どおり保護者負担を求めている。横浜市では、令和8年度は、国の重点支援地方交付金約14.8億円を活用することにより、保護者負担の増額を回避しているが、令和9年度以降も物価高騰への対応が課題である。義務教育課程において支援内容に差が生じることをないよう、国において中学校給食の無償化に向けた検討を早急に開始するとともに、必要な財源措置を講じる必要がある。

参考1 令和8年度 物資購入事業費における重点支援地方交付金等活用予定（予算）（千円）

	給食費負担 軽減交付金（県費）	保護者負担額	教職員・来客等 負担額	重点支援 地方交付金	計
小学校等給食 物資購入事業	9,345,698	0	1,402,433	1,532,324	12,280,455
中学校給食物 資購入事業		4,418,557	386,950	1,480,217	6,285,724

参考2 給食費の推移

（単位：円）



小学校給食費

国の基準額 月額：5,200 円
（304 円／食）
令和8年度は、月額 941 円（55 円／食）
を交付金で補填（給食回数 188 回で計算）

中学校給食費

保護者負担額 330 円／食
令和8年度は、日額 110 円を交付金
で補填

参考3 県内政令指定都市における重点支援地方交付金の活用状況

【令和8年度小学校給食食材費】

川崎市：5,900 円／月（国基準額との差額 700 円／月 について、重点支援地方交付金を活用）

相模原市：5,500 円／月（国基準額との差額 300 円／月 について、重点支援地方交付金を活用）

参考4 消費者物価指数（横浜市）

分類	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
穀類	98.3	102.3	109.9	119.6	146.5
肉類	101.0	104.6	109.7	113.4	121.7
生鮮野菜	96.4	100.7	105.9	116.5	124.5
乳卵類	100.1	103.1	117.3	120.1	125.7

提案・要望の担当

教育委員会事務局学校給食・食育推進課長 木村 TEL 045-671-3687

2-10 いじめや不登校等への対応力向上に向けた支援の拡充

【要望先：文部科学省】

提案・要望

- 1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、教職員定数に算定し、義務教育費国庫負担金の対象とすること。定数化までの間についても、国の補助事業として補助率どおりの財政支援を講じること。
- 2 小学校において、児童の発達段階に応じたきめ細かな支援を行い、関係機関や地域との連携の中核を担う「児童支援専任教諭」について、教職員定数に算定するとともに、全国共通の制度として位置づけること。
- 3 校内教育支援センター支援員配置事業について、補助期間（3年以内）を撤廃し、必要額を確保すること。また、教育支援センター業務について、民間委託を補助対象とし、安定的かつ継続的に運営できる制度とすること。

補足説明

- (1) 平成 27 年の中央教育審議会答申では、スクールカウンセラー（以下「SC」という）及びスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を将来的に正規職員として制度化し、教職員定数に算定する方向性が示されている。いじめや不登校などの課題解決には、専門職による支援が不可欠であるため、横浜市では SC を小中一貫型で配置するとともに、SSW が各校の巡回と要請に基づく支援を行う体制を整え、区役所や児童相談所等と連携した支援を行っている。しかし、国の財政支援が不十分なため、令和 7 年度には約 2 億円の超過負担が生じており、専門人材の安定的かつ計画的な配置や体制の拡充が困難となっている。
- (2) 国は、令和 7 年度に中学校で 1,000 人規模の生徒指導体制の定数改善を実施した一方、小学校への対応は行わなかった。令和 8 年度は小学校も対象となったものの、規模は約 100 人と限定的である。横浜市では、小学校におけるいじめや不登校等に組織的に対応するため、担任を持たず授業負担を軽減した「児童支援専任教諭」を平成 22 年度から段階的に配置、平成 26 年度には全校配置を行い、専任教諭を中心とした校内支援体制が確立している。いじめ重大事態の再発防止に向けては、迅速な情報共有や専門家・関係機関との連携が不可欠であり、こうした専任教諭の配置が求められることから、国の制度としての位置づけが必要である。
- (3) 全国の不登校児童生徒数は令和 6 年度に約 35 万人と過去最多となり、国では「COCOLO プラン」に基づく取組を推進している。横浜市では、支援体制の強化を目的として、令和 2 年度から校内に支援員を配置する「校内ハートフル事業（校内教育支援センター事業）」を全国に先駆けて実施し、令和 7 年度には全中学校 146 校において約 2,600 人が利用するなど、支援ニーズの高さが示されている。一方で、国の補助制度では、支援員配置に係る補助期間が 3 年以内に限られているほか、支援拡充のために民間委託により市内 2 か所に設置している教育支援センターも補助対象外となっている。不登校支援を安定的に継続していくためには、国による財政支援の一層の拡充が不可欠である。

参考1 小中学校におけるSC及びSSWへの相談件数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
SC (件)	79,332	78,054	89,482	88,736	99,324	116,031
SSW (件)	8,744	12,319	14,755	15,850	17,709	20,958

参考2 児童支援専任教諭の配置効果

- (1) 小学校の児童 1,000 人あたりのいじめの認知件数
配置前と比べ 38.6 倍に増加 (平成 21 年度 2.6 件 → 令和 6 年度 100.3 件)
- (2) 小学校のいじめの解消率
配置前と比べ 14.8 ポイント増加 (平成 21 年度 66.1% → 令和 6 年度 80.9%)

参考3 横浜市における不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	2,160	2,635	3,469	4,260	4,442
中学校	3,527	3,981	4,701	5,515	5,608
計	5,687	6,616	8,170	9,775	10,050

参考4 校内ハートフル事業（校内教育センター支援員配置事業）

- (1) 過去の実績 ※令和 2 年 4 月事業開始、令和 6 年 9 月から全中学校（146 校）で実施

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施校数（校）	8	20	35	55	146	146
利用人数（人）	116	356	624	942	2,361	2,581

- (2) 当該事業にかかる横浜市予算（令和 8 年度）
約 764,888 千円（人件費 754,069 千円の「1/3」にあたる約 251,356 千円を上限に国が補助）

提案・要望の担当

教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課長	並河	TEL 045-671-3706
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課担当課長	麻野	TEL 045-671-3773
教育委員会事務局教職員人事課長	片山	TEL 045-671-3226

2-11 部活動の地域展開等の推進に係る支援

【要望先：文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

提案・要望

- 1 部活動の地域展開にあたっては、こどもたちの活動の機会を最優先に確保する観点から、一律の形態への移行を前提とすることなく、学校・地域の実情や特性を十分に踏まえた柔軟な取組を可能とすること。あわせて、地方自治体の状況に応じたきめ細かな支援を行うこと。
- 2 部活動指導員を希望する全ての部活動に配置できるよう「地方スポーツ振興費補助金・文化芸術振興費補助金（部活動指導員の配置支援事業）」を拡充するとともに、都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げや補助率の拡充を図ること。また、民間委託についても補助対象とすること。
- 3 部活動の地域展開により生じる、地域の団体や人材による指導に要する人件費や事務費等について、地方自治体の過度な負担とならないよう、全国的な展開を見据えた十分かつ恒久的な財政措置を講じること。

補足説明

- (1) 少子化の進行や教職員の働き方改革が求められる中、将来にわたりこどもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を確保するためには、部活動の地域連携・地域展開を進めていくことが喫緊の課題となっている。一方で、部活動の規模や地域資源の状況は地方自治体や学校ごとに大きく異なることから、一律の制度設計では、こどもの活動機会の確保や持続可能な運営に支障を来すおそれがある。このため、生徒・教職員双方にとって無理のない取組とするとともに、学校や地域の実情・特性を十分に踏まえた柔軟な支援が必要である。
- (2) 横浜市では、約 3,000 の部活動が設置されており、全国最多となる延べ約 1,000 人の部活動指導員を任用している。部活動指導員は、持続可能な部活動運営を支える部活動改革の有効な手法として定着しつつある一方で、地域人材の確保や財政負担の増大が大きな課題となっている。こうした取組をさらに推進していくためには、地域の実態を十分に踏まえた制度設計とするとともに、指導員の量の確保と質の向上に向け、補助基準額の引上げや補助率の拡充など、国による支援の一層の充実が求められる。
- (3) 横浜市において全ての部活動を休日に地域展開した場合、実証事業に基づく試算では、年間 24 億円以上の新たな財政負担が生じる見込みである。地域展開を着実に進めるためには、地域の団体や人材による指導に伴う人件費や事務費等に対する、十分かつ恒久的な財政支援が不可欠である。あわせて、部活動の地域展開後においても、全てのこどもたちが従来どおり低廉な負担で活動を継続できるよう、経済的に困窮する世帯の生徒に対する支援を確実にを行う必要がある。

参考 1 部活動指導員の配置状況

(単位：人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
延べ人数	147	446	619	741	952	1,066	996

参考 2 部活動指導員が配置されている学校数

(単位：校)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
配置校数	88	138	141	146	146	145	145

※ R 6、R 7 は配置を希望する学校全てに配置

参考 3 部活動指導員に係る費用

(単位：千円)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (予算)
決算額	196,613	272,154	324,753	392,319	355,358
うち国費	54,962	73,742	73,623	66,978	79,683

提案・要望の担当

教育委員会事務局学校経営支援課長

熊切

TEL 045-671-3233

2-12 栄養教諭及び学校栄養職員の定数改善

【要望先：文部科学省】

提案・要望

- 1 栄養教諭及び学校栄養職員が担う役割は、児童生徒の健康と安全を支えるうえで極めて重要であることから、給食単独実施校すべてに栄養教諭等を配置できるよう、いわゆる義務標準法における配置基準を見直すこと。
- 2 すべての学校において、児童生徒への食育の推進や健康課題への適切な対応を等しく行うため、給食の提供方式にかかわらず、栄養教諭等が定数措置の対象となるよう、関係規定を見直すこと。

補足説明

- (1) 児童生徒に対する安心・安全な給食の提供や食物アレルギーへの適切な対応は、児童生徒の生命に直結する極めて重要な業務である。これらの業務には、専門的知識と高度な判断力が不可欠であり、その中核を担う存在として、栄養教諭及び学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という）は学校教育において重要な役割を担っている。しかし、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という）においては、児童数 549 人以下の給食単独実施校について、栄養教諭等は「4 校に 1 人」の配置とされている。このため、横浜市においては、令和 8 年度に学校調理方式で給食を実施する 347 校のうち、153 校において正規の栄養教諭等が配置されていない。
- (2) 正規の栄養教諭等を配置できない小学校においては、会計年度任用職員を配置するとともに、養護教諭や管理職等が、近隣校を兼務する栄養教諭等と連携しながら、食物アレルギー対応、食材の発注管理、衛生管理等の業務を担っている。しかし、このような体制では、栄養教諭等有する専門性を十分に発揮することには限界があり、学校現場における負担も大きくなっている。
- (3) 横浜市では、令和 8 年度から中学校で全員給食を開始しており、食物アレルギー対応の充実や食育の推進など、中学校における体制強化がこれまで以上に求められている。一方で、横浜市の中学校給食は、民設民営の学校給食調理施設から給食を提供する方式であるため、義務標準法の配置基準の対象外となり、各中学校には栄養教諭等が配置されていない。しかし、食育の推進や児童生徒の健康課題への対応は、給食の実施方式にかかわらず、すべての学校において必要である。
- (4) 食物アレルギーへの対応や食生活を巡る課題は複雑化・多様化しており、栄養教諭の役割はこれまで以上に重要性を増している。栄養教諭等が配置されていない学校では、学校全体として食育を体系的・組織的に推進する体制を構築することが困難であり、十分な取組を行うことができない。また、複数校を兼務する体制が常態化することにより、個々の栄養教諭等の業務負担は一層増大している。

参考 1 給食単独実施の小学校における栄養教諭等の配置状況の推移

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
給食単独実施校数（※）	341	341	341	340	339	339	338	338
栄養教諭等配置学校数	204	207	207	203	199	196	196	184
栄養教諭等未配置学校数	137	134	134	137	140	143	142	154

※ 特別支援学校は含まない。

参考 2 小学校における横浜市の食物アレルギー児童割合

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
児童数（人）	176,757	174,494	171,621	169,199	165,703
アレルギー児童数（人）	7,880	7,984	8,721	9,275	9,524
児童割合（％）	4.46	4.58	5.08	5.48	5.75

参考 3 横浜市の肥満・るい瘦の児童生徒の割合

	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
総数（人）	176,757	77,515	174,494	76,990	171,621	76,383	169,199	75,437	165,703	74,966
肥満（人）	1,555	233	1,675	239	1,630	199	1,895	136	1,491	75
るい瘦（人）	265	116	244	185	309	153	305	68	166	30
割合（％）	1.03	0.45	1.1	0.55	1.13	0.46	1.3	0.27	1.0	0.14

※ 個別的な相談指導が必要な児童生徒数に対して、栄養教諭の数が足りていない。

※ 個別的な相談指導が必要な児童生徒の割合は、令和 6 年度までは特に小学校において増加傾向にある。

参考 4 義務標準法における配置基準と横浜市における配置状況（令和 8 年度）

学校種別	給食提供方式	配置基準	配置状況
小学校等（※）	学校調理方式	給食室を有する学校に配置 ・児童又は生徒数 550 人以上 → 1 校につき 1 人 ・児童又は生徒数 550 人未満 → 4 校につき 1 人	国の配置基準の通り、 学校調理方式で給食を実施する 347 校のうち、 194 校は国の配置基準の通り、正規の栄養教諭又は 学校栄養職員を配置。国の配置基準の適用外である 153 校のうち 145 校には、市単独事業として、会 計年度任用職員を配置しているが、8 校には栄養 教諭等を配置できていない。
中学校	デリバリー方式	民設民営調理場を活用 → 配置基準の適用なし	国の配置基準の適用外であることから、 調理場及び各中学校に正規の栄養教諭又は学校栄 養職員を配置できていない。

※ 義務教育学校及び特別支援学校を含む

提案・要望の担当

教育委員会事務局学校給食・食育推進課長

教育委員会事務局教職員人事課長

木村

片山

TEL 045-671-3687

TEL 045-671-3226

3-1 中東情勢の影響拡大を踏まえた中小企業支援の強化

【要望先：内閣官房、経済産業省】

提案・要望

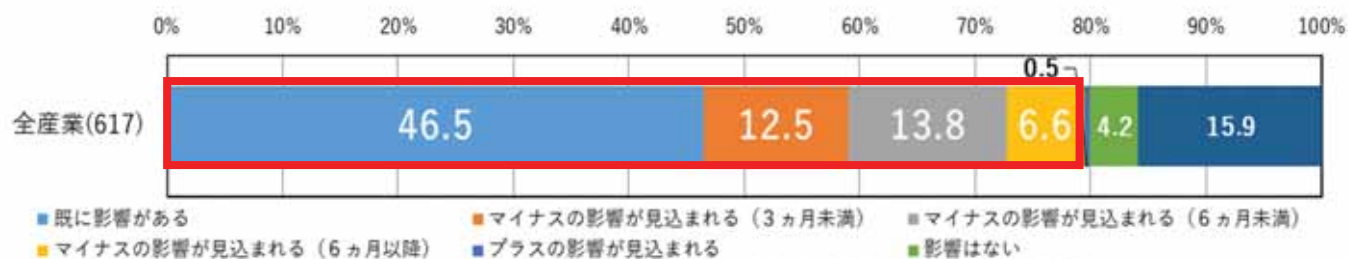
- 1 中小企業の資金繰りを支援するため、必要に応じて迅速かつ適切に「セーフティネット保証」を発動すること。あわせて、国内経済の基盤を担う中小企業を支えるため、新たな保証制度を創設すること。
- 2 燃料油・石油製品及び重要物資の安定供給の確保に向け、流通段階における目詰まりの解消やサプライチェーンの可視化・情報共有など、国の各種対策を継続するとともに、一層の強化を図ること。特に、原油価格や物価動向の見通し及びそれらの不確実性について、丁寧な情報発信を行うこと。
- 3 資金繰り支援や経営相談、価格転嫁の促進及び取引適正化に向けた支援など、地方自治体が地域の実情に応じて実施する独自施策との連携を一層強化するとともに、地方自治体に対する必要な支援を講じること。

補足説明

- (1) 米国・イスラエルとイランを巡る中東情勢の緊迫化に伴い、原油・燃料油・石油化学製品等の供給不安や価格高騰が生じており、その影響の長期化が懸念されている。
- (2) 横浜市では、令和8年3月に特別経営相談窓口を設置し、経営の先行きに不安を抱く市内中小企業を対象に、資金繰りや経営全般に関する相談対応を実施している。また、6月からは短期的な運転資金の確保を目的とした「短期特別経営支援資金」を開始した。
- (3) 相談窓口には、事業者から「価格転嫁が進まない中でキャッシュフローが悪化し、つなぎ資金が必要である」、「原材料価格の上昇や供給不安が中小製造業の操業や納期に影響を及ぼしつつある」などの声が寄せられている。また、市内1,000社を対象に四半期ごとに実施している「景況・経営動向調査」では、令和8年4-6月期調査において、約半数の企業が既にマイナスの影響を受けていることが明らかとなった。さらに、同調査では、今後見込みを含めると、約8割の企業が何らかの影響を受けると回答している。
- (4) 国においては、関連情報を発信するためのワンストップポータルサイトの整備や中小企業向け特別相談窓口の設置に加え、関係閣僚会議を通じたサプライチェーンの目詰まり解消に向けた取組などが進められている。しかしながら、影響の長期化が懸念される中においては、国による中小企業の資金繰り支援の更なる拡充や操業・受注停止の未然防止に資する予防的なサプライチェーン構築に向けた支援が不可欠である。あわせて、地方自治体が独自に実施する各種施策との連携を一層強化し、必要な支援を行うことにより、施策全体の実効性を高めることが求められる。

参考1 中東情勢緊迫化の市内企業への影響

第137回 横浜市景況・経営動向調査（令和8年4-6月期）



- ・約半数が「既に影響がある」と回答。今後も含めると約8割が影響あり。（上図太枠）
- ・主なコメント：価格高騰と調達困難の同時発生。原材料・副材料不足による納期遅れ。価格転嫁しにくい。

参考2 横浜市による中東情勢の影響拡大を踏まえた中小企業支援

支援施策	概要	支援内容
経営支援資金	中東情勢・米国関税措置等に伴い、売上高・利益率が減少している中小企業者等を対象とした制度融資。6/1 から短期・低利かつ、保証料助成率を上乗せした融資メニューを新たに導入	資金繰り
特別経営相談窓口	経営の先行きに懸念を抱く市内中小企業を対象に、横浜市経済局金融課、IDEC 横浜、横浜市信用保証協会に相談窓口を設置 ※IDEC 横浜による、プッシュ型の影響把握も併せて実施	相談 情報提供
ポータルサイト	中東情勢を踏まえた、市内事業者の皆様への支援情報をまとめたサイトを、横浜市ウェブサイト内に開設	情報提供
カーボンニュートラル設備投資助成	中小企業のエネルギー価格高騰対策及び脱炭素化を支援するため、LED照明設備をはじめとする省エネルギー化に資する設備と太陽光発電設備の導入に係る費用を助成	コスト抑制
展示会出展費用助成	中東情勢の変化や米国による関税措置等の影響を受ける市内中小企業の販路開拓を支援するため、国内展示会への出展に係る費用の一部を助成	売上確保
価格転嫁支援	価格転嫁に関するアドバイザー（専門家）派遣や価格転嫁セミナー・個別相談会を実施	相談 情報提供

参考3 横浜市「短期特別経営支援資金」の概要

融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 1 中東情勢等の影響を受け、売上高・粗利率・売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少している 2 セーフティネット保証5号の認定を受けている
資金使途	運転資金
融資額	8千万円以内
利率	1年以内 年1.3%以内 3年以内 年1.6%以内
融資期間（据置期間）	3年以内（12か月以内）
信用保証料・助成内容	最大0.7%助成【内訳】0.6%助成+宣言割0.1%助成
上記の助成後の信用保証料率	【脱炭素宣言割適用】0.0%～1.2%【宣言割なし】0.0%～1.3%
提案・要望の担当 経済局企画調整課長 松本 TEL 045-671-2565 経済局金融課長 入江 TEL 045-671-2586	

3-2 中小企業・小規模企業の持続的な賃上げ実現のための支援

【要望先：経済産業省、公正取引委員会、厚生労働省】

提案・要望

- 1 コスト上昇分を適切に価格へ転嫁できる環境の早急な整備に向けて、発注企業への働きかけや取締体制の強化、中小受託取引適正化法の周知徹底など、価格転嫁を後押しするための対策を一層推進すること。
- 2 コスト上昇分の価格転嫁が十分に進まない状況で賃上げを行えば、中小企業・小規模企業の経営に大きな負担が生じることから、事業者が持続的に賃上げを実施できるよう、必要な支援を加速・拡充すること。

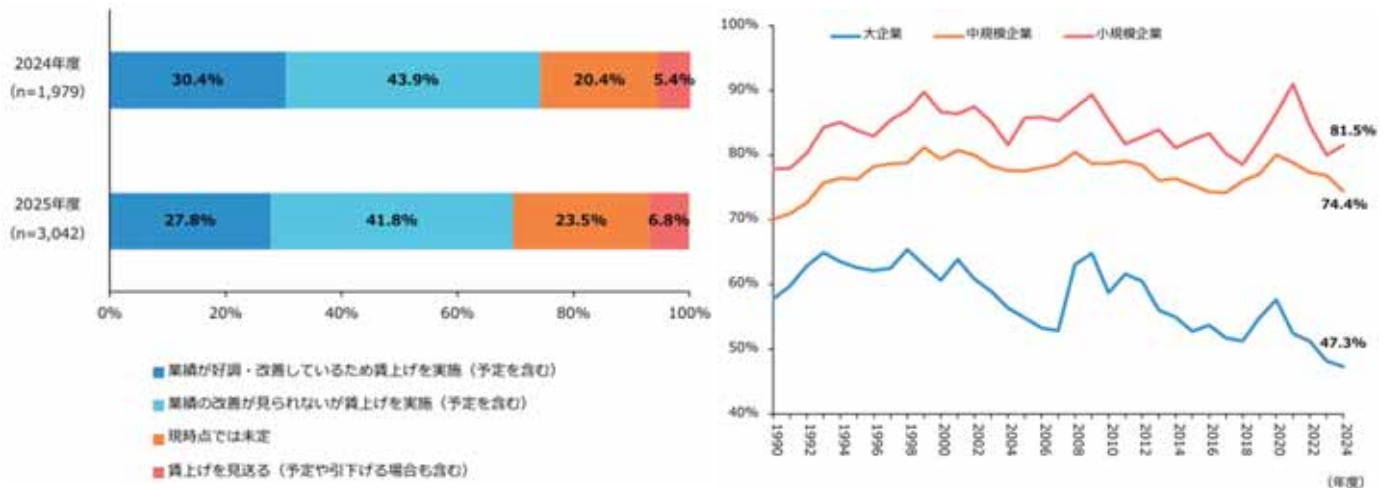
補足説明

- (1) 大企業では賃上げが進む一方、中小企業・小規模企業では、コスト上昇分を十分に価格へ転嫁できず、業績改善が進まない状況が続いている。こうした中、人材確保や物価上昇への対応のために「防衛的な賃上げ」を行う企業が依然として4割を超えており、中小企業・小規模企業の利益が圧迫されている。
- (2) 横浜市では、公益財団法人横浜企業経営支援財団のワンストップ経営相談窓口や専門家の出張相談を通じて、資金繰りや価格転嫁等の経営改善・業績向上に向けた支援を実施している。また、国等が実施する各種支援制度の紹介やセミナーの開催を行っている。さらに、国・県、使用者団体・労働者団体等で構成する「神奈川働き方改革会議」を通じ、賃上げの流れを中小企業へ広げるための機運醸成を進めるとともに、「パートナーシップ構築宣言」登録事業者への優遇融資制度を設け、適正な取引環境の整備を後押ししている。
- (3) 令和8年1月に施行された中小受託取引適正化法では、協議に応じない一方的な価格決定の禁止や対象取引の拡大が盛り込まれた。同法の趣旨を中小企業・小規模企業の現場で十分に機能させるためには、制度の実効性を確保するとともに、運用の徹底を図ることが必要である。また、価格転嫁の実効性を高めるため、助言体制の強化や発注側企業への働きかけを国として継続して進める必要がある。
- (4) 物価上昇を上回る所得増を実現するには、企業が賃上げに必要な原資を安定的に確保できる体制が求められる。しかし、中小企業・小規模企業は大企業に比べて収益力や生産性が低く、労働分配率も高い傾向にあることから、賃上げの原資を確保しづらいという構造的な課題を抱えている。このため、生産性向上や収益力強化を通じて中小企業・小規模企業の「稼ぐ力」の底上げを図り、賃上げの原資を安定的に確保できるようにするための支援策を、国としてさらに加速・拡充することが急務である。

参考1 中小企業における賃上げの実施状況と労働分配率の推移

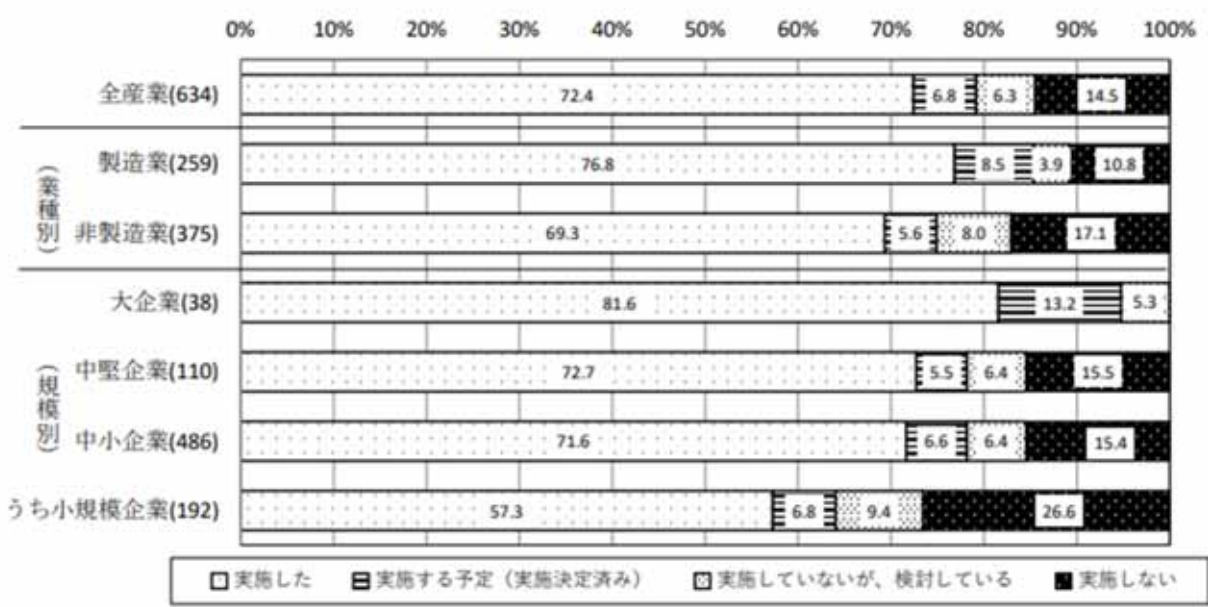
【中小企業における賃上げの実施状況】

【労働分配率の推移（企業規模別）】



（中小企業庁「2026 年版中小企業白書」）

参考2 賃上げの状況



（横浜市景況・経営動向調査 特別調査 2025 年 12 月第 135 回「物価高・原材料高騰に関する調査」）

提案・要望の担当

経済局中小企業振興課長	大友	TEL 045-671-2575
経済局雇用労働課長	新谷	TEL 045-671-2303

3-3 国等の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大

【要望先：国土交通省】

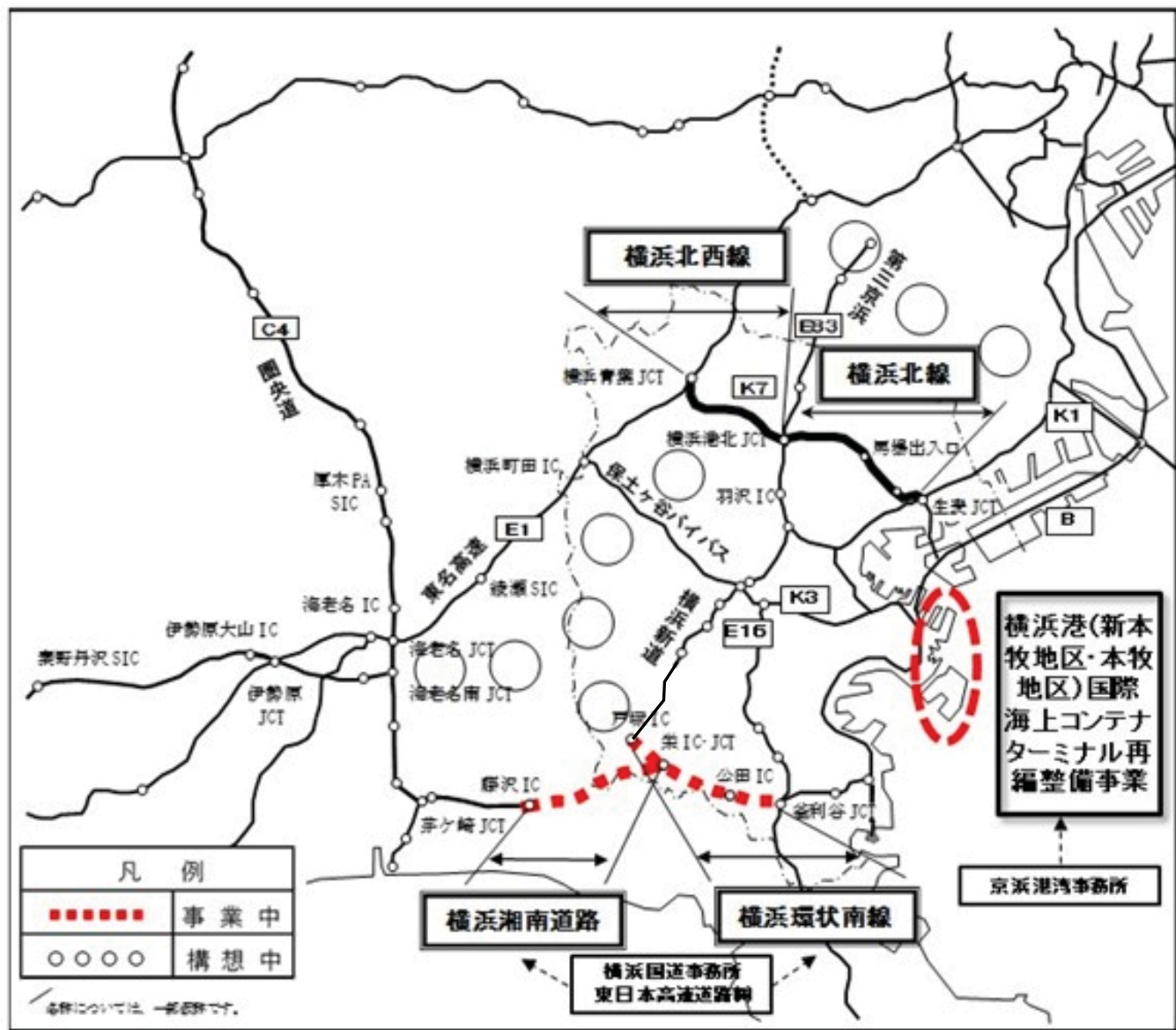
提案・要望

- 1 中小企業の受注機会を増大させるため、国及び国の関係機関が発注する公共事業について、適切な規模での分離・分割発注を推進すること。
- 2 地域への精通度や貢献度を評価する発注方式など、地元企業が参画しやすい発注方式を拡大すること。
- 3 資材価格の高騰や賃上げなどの動向を適正に反映するとともに、WTO 案件及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大を図ること。

補足説明

- (1) 国は、公共事業について地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 7 年 2 月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性を掲げている。
- (2) 地域経済を持続的に発展させていくためには、地域の中小企業の意欲的かつ創造的な活動を支援することが不可欠である。横浜市では「横浜市中小企業振興基本条例」（平成 22 年制定）に基づき、市が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化に取り組んでいる。
- (3) 国及び国の関係機関が発注する公共事業については、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成 23 年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業の受注機会の拡大を図ってきた。連絡会設立以降、受注実績は増加傾向にあったものの、令和 6 年度の市内企業受注額は過去最大となった令和 2 年度の約 2 割にとどまっている。
- (4) 市内中小企業者の受注機会を一層拡大するためには、中小企業者が受注しやすいよう、適切な規模に分離・分割して発注することが必要である。また、総合評価落札方式においては、地域への精通度や貢献度を適切に評価することが求められる。さらに、地域の活性化を図るとともに、地域における公共施設等の維持・管理を担う企業を将来にわたり確保する観点から、横浜環状道路や横浜港の整備などの大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたっては、地元企業へ優先的に発注する必要がある。
- (5) 中小企業者は、地域経済における雇用の重要な担い手であるとともに、災害発生時には地域の守り手として重要な役割を果たしている。これらを踏まえ、市内中小企業者の受注機会を確保するとともに、資材価格の高騰などによる事業経費の増額を適切に反映し、発注額を増大させる必要がある。

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額 (単位：億円)

	平成23年度	・・・	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発注額	960	・・・	2,589	1,617	682	1,938	1,926
WTO や緊急随意契約案件を除いた額	504	・・・	1,575	421	346	377	406
うち市内企業	55	・・・	181	111	27	43	34

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜河川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路株式会社（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路株式会社（更新・建築局・神奈川局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

提案・要望の担当
都市整備局公共事業調整課長 佐藤 TEL 045-671-3941

3-4 地域未来戦略の推進

【要望先：内閣府】

提案・要望

「地域未来戦略」に基づく地方創生を一層強力に推進するため、指定都市に集積する多くの企業・豊富な人材・技術等の資源を最大限に活用し、地域の実情に応じて圏域全体の発展を牽引する役割を果たすことができるよう、都道府県と同等の財政措置を講ずるなど、適切な制度設計を行うこと。

補足説明

- (1) 国は、地方創生 2. 0 基本構想を決定し、今後 10 年間を見据えた地方創生の方向性を示した。また、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定するとともに、この総合戦略で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」を策定し、併せて政策パッケージを取りまとめることとしている。
- (2) 「地域未来戦略」において地方の役割とされる「地域産業クラスター計画」については、一定の条件はあるが都道府県に加えて指定都市が独自に策定できる仕組みとなっている。
- (3) しかしながら、地域産業成長プラン（地域産業クラスター計画及び地場産業成長プラン）を推進するための財源措置である「地域未来基金費」は、都道府県が設置主体とされており、その財源も都道府県に対する普通交付税として措置されるため、指定都市への配分が十分に確保されないおそれがある。
- (4) 指定都市はこれまでも、様々な場面で圏域全体を牽引する役割を担ってきており、近年ではその役割も一層拡大している。このような状況において、地域産業成長プランについては、指定都市が計画を策定できるにもかかわらず、財源措置が都道府県と異なり直接配分されない仕組みとなっているなどバランスを欠いており、施策の実効性がしっかりと確保されるような制度設計とする必要がある。
- (5) 「地域未来交付金（地域未来推進型）」については、交付上限額において、都道府県、中枢中核都市、その他の市区町村との間で差が設けられていることに加え、中枢中核都市に該当しない東京圏の指定都市については、その他の市区町村と同額とされている。
- (6) 指定都市が圏域全体の発展を牽引し、地方創生を強力に推進していくためには、都道府県と同等の役割を果たし得る制度とすることが不可欠である。そのため、新たに指定都市の区分を創設し、地域未来交付金の交付上限額についても、都道府県と同額とするなど、実態に即した制度設計とする必要がある。

参考 1 地域未来基金費と地域未来交付金

地域未来基金費 (R8 予算で新設)
・都道府県が基金を創設し、複数年度で取り組むことを想定 ・令和 8 年度に限り、普通交付税として各都道府県に算定 (R8:4,000 億円) ・知事主導で計画されるクラスター形成・拡大や地場産業の付加価値向上・販路開拓支援の取組に活用

地域未来交付金 (地域未来推進型)
・支援対象…地方公共団体 ・措置額 (全体) - R7 補正 : 1,000 億円 - R8 当初 : 1,600 億円 ・地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、産業クラスター化や地場産業を支援する取組に活用

参考 2 地域未来交付金 (地域未来推進型)

	交付上限額		
	都道府県	中枢中核都市	市区町村
ソフト事業	15 億円/年度	15 億円/年度	10 億円/年度
拠点整備事業	15 億円/年度	15 億円/年度	10 億円/年度
インフラ整備事業	50 億円 目安 10 億円/年度	20 億円 目安 4 億円/年度	10 億円 目安 2 億円/年度

➡ 交付上限額について、都道府県・中枢中核都市・その他市町村で差があり、横浜市を含む中枢中核都市に該当していない東京圏の指定都市はその他の市町村と同額

提案・要望の担当

政策経営・国際戦略局経営戦略課担当課長	小牧	TEL 045-671-4202
経済局企画調整課長	松本	TEL 045-671-2565

3-5 地方消費者行政の推進に向けた支援の拡充

【要望先：消費者庁】

提案・要望

- 1 地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という）の「担い手確保、人材育成・強化型」における「特定領域相談への対応力強化」の人件費補助について、地方自治体一律の基準ではなく、人口規模、相談件数、相談員数等に応じた柔軟な設定とするなど、実態に即した見直しを行うこと。
- 2 交付金の地方消費者行政機能強化事業における「重点課題対応型」の定額の支援メニューである「特に緊急的・集中的に対応が求められる取組」の対象項目について、近年増加傾向にある通信販売における定期購入トラブル等をはじめ、最新の動向を踏まえた内容となるよう拡充すること。

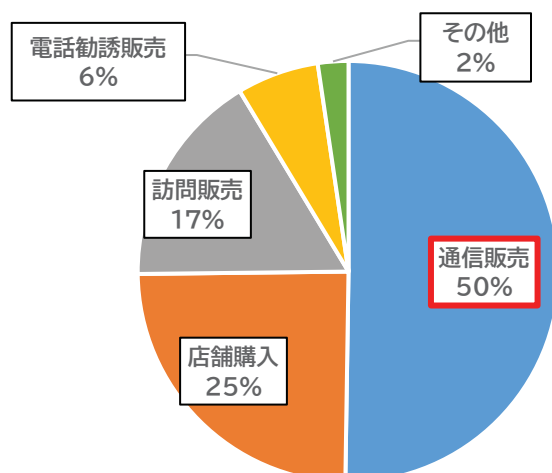
補足説明

- (1) 令和7年度に終了予定であった交付金については、「推進事業」の実質的な4年間の延長等の見直しが行われる等、令和8年度から新たな枠組みによる支援が開始された。
- (2) 新設された「担い手確保、人材育成・強化型」において、都道府県及び政令指定都市が活用可能な「特定領域相談への対応力強化」では、補助対象の上限が1地方自治体当たり2名以内とされている。しかし、相談体制は人口規模や相談件数に応じて大きく異なり、令和7年度の横浜市における相談員人件費（自主財源）は、政令指定都市平均の約2倍となっている。現行制度のように地方自治体単位で一律の上限を設定する仕組みでは、人口規模が大きく相談件数の多い都市部において、十分な体制整備が困難となるおそれがある。
- (3) AI技術の進展や電子商取引の拡大等により消費取引は大きく変化している。消費者白書によれば、令和7年の消費生活相談件数（約97万件）のうち、インターネット通販に関する相談は全体の約3割を占めている。また、SNSが関係する相談は過去5年間で約2倍に増加しており、デジタル分野を中心に消費者トラブルは一層複雑化・多様化している。キャッシュレス決済を悪用し、「返金」を装って消費者に送金操作を行わせる詐欺的手法など、新たな被害も拡大しており、地方自治体には、これまで以上に時流に即した迅速かつ集中的な対応が求められている。
- (4) このような傾向は横浜市においても顕著であり、令和7年度に横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という）に寄せられた相談17,167件（前年比+529件）のうち、通信販売に関する相談が全体の約5割を占めている。特に定期購入トラブルや返金を装った詐欺的手法等が増加している。
- (5) しかしながら、交付金の重点課題対応型の定額メニューである「特に緊急的・集中的に対応が求められる取組」では、「①新PIO-NETシステムへの円滑な移行」及び「②災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復」のみが対象であり、被害の多い通信販売に対応する取組が位置付けられておらず、消費生活相談の最新の動向を踏まえた支援として不十分である。

参考1 センターの消費生活相談件数及び合計契約金額の推移

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
相 談 件 数 (電話＋面接相談)	14,732 件	15,004 件	16,638 件	17,167 件
前年比	+193 件	+272 件	+1,634 件	+529 件
相談案件に係る 契約金額総額	99 億 8,570 万円	122 億 7,277 万円	125 億 4,816 万円	141 億 8,742 万円
前年比	+2 億 5,278 万円	+22 億 8,707 万円	+2 億 7,539 万円	+16 億 3,926 万円

参考2 センターに寄せられた相談の販売購入形態別件数



※販売購入形態が不明の相談を除く。

参考3 消費生活相談員の数及び人件費（自主財源）

	相談員の人件費	相談員数
横浜市	1 億 468 万円	26 人
神奈川県	6,781 万円	20 人
政令指定都市平均	5,421 万円	13 人

※令和7年度地方消費者行政の現況より算出

- ・人件費は令和7年度当初予算
- ・相談員数は令和7年4月1日時点

提案・要望の担当

経済局消費経済課長 山口 TEL 045-671-2573

3-6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化

【要望先：国土交通省、経済産業省、法務省、財務省、厚生労働省】

提案・要望

- 1 世界に誇れる水際線を形成するため、「水際線まちづくりコンセプトプラン」や山下ふ頭再開発の「事業計画案」を踏まえた、快適で安全な水辺空間等の整備について支援すること。
- 2 クルーズ船の受入環境を強化するため、既存旅客受入設備等の改修に対する支援を行うとともに、陸電（陸上から船舶への電力供給）設備の導入に対応するため、特別高圧移動電線に関する基準の見直し等を図ること。
- 3 横浜港の物流機能強化やアクセス性向上のため、山下ふ頭から本牧ふ頭及び新港ふ頭を結ぶ臨港幹線道路の整備を国直轄事業により推進すること。
- 4 複数ターミナルにおけるクルーズ船の同時着岸等に対応するため、受入機能の強化に対する支援を行うこと。

補足説明

- (1) 世界に誇れる水際線の形成を実現するため、楽しく快適な歩行者空間や多様な過ごし方が可能な滞在空間の創出が求められる。そのため、質の高いデザイン性と機能性を兼ね備えた緑地や遊歩道の整備・改良を推進するための所要額を確保することが不可欠である。あわせて、水際線の魅力向上のため、憩いや交流の場となる緑地空間の整備や、歩行者の安全性確保に資する護岸改修についても、支援の充実が必要である。
- (2) クルーズ船受入環境の維持・向上を図るため、現行の補助制度における対象範囲に加え、建物の外装や防災設備など、ターミナルを構成する設備の改修を補助対象として位置付けるとともに、所要額の確保が求められる。また、大さん橋国際客船ターミナルを東アジアのクルーズ拠点として競争力を維持するため、世界水準となりつつあるクルーズ船における陸上電力の受電装置の導入が不可欠である。しかし、現行の電気設備技術基準では電力供給に必要となる特別高圧の移動電線の設置が原則認められておらず、設置には特別な安全設備が必要になるなど、導入の障壁となっているため、基準の見直しや新たな補助制度の創設が必要である。
- (3) 新港地区から山下ふ頭、本牧ふ頭に至る臨港幹線道路は、2030 年代前半の供用を目指して再開発の検討が進む山下ふ頭へのアクセス性向上に加え、超大型クルーズ船が着岸可能な大黒ふ頭と都心臨海部が直接結ばれ、多くの観光客を円滑に輸送することが可能となる。臨海部の賑わい創出・回遊性向上にも大きく貢献するため、国直轄事業として早期に整備することが求められる。
- (4) 令和 7 年における横浜港のクルーズ船寄港回数は過去最多の 209 回に達し、2 年ぶりに全国最多となった。しかし、CIQ 手続きの時間短縮が船社から求められており、今後増加が見込まれる外国クルーズ船の複数隻同時着岸や早朝時間帯の寄港に対応するためには、CIQ（出入国管理、税関、検疫）に係る機材や人員の確保が不可欠であり、国による支援強化が必要である。

参考 1 世界に誇れる横浜港の水際線



参考 2 陸電設備における世界の動向

世界における陸電使用に向けた規制等の動向
(1)IMO（国際海事機関） 国際海運の目標として「2050 年頃までに GHG 排出ゼロ」を掲げており、GHG の段階的な削減規制を課す技術的手法を条約に盛り込み、条約改正案の採択、条約改正の発効を早期に目指す。
(2)EU 欧州委員会は、「Fit for 55」（温室効果ガス削減目標達成のための包括的な政策パッケージ）の中で、2030 年からの陸電の使用を義務付けた。
(3)米国カリフォルニア州 大気資源局（CARB）は、「At-Berth Regulation 2020 年改定」の中で、コンテナ船、リーファー船、クルーズ船、自動車運搬船、タンカーに陸上電源または排ガス捕集装置の使用を義務付けた。

国名	クルーズ船用の陸電設備を導入している世界の主要港（予定を含む）
米国	サンフランシスコ、サンディエゴ、マイアミ、ロサンゼルス、フォートローダーデール
カナダ	バンクーバー
スペイン	バルセロナ
イタリア	チビタベッキア、ジェノバ
ギリシャ	ピレウス
マルタ	バレッタ
オランダ	ロッテルダム
フランス	マルセイユ、ル・アーヴル
ドイツ	ハンブルク
ノルウェー	オスロ、ベルゲン
スウェーデン	ストックホルム
デンマーク	コペンハーゲン
オーストラリア	シドニー
中国	上海、深セン
韓国	仁川

提案・要望の担当

港湾局整備推進課長	周治	TEL 045-671-2885
港湾局山下ふ頭再開発調整課長	桑山	TEL 045-671-7325
港湾局政策調整課長	上田	TEL 045-671-2877
港湾局客船事業推進課長	小野	TEL 045-671-7237
港湾局物流企画課長	三浦	TEL 045-671-2714

3-7 アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化

【要望先：観光庁】

提案・要望

- 1 MICE 誘致における国際競争力を強化するため、主催者に対する助成等の経済的支援制度を創設すること。
- 2 大学連携等による MICE 人材育成など、新たな MICE 人材の発掘・確保・育成につながる取組を国が先導して行うこと。

補足説明

- (1) 「観光立国推進基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）では、国際会議開催について、2030 年までに「アジア NO.1 の開催国としての地位」を確立し、さらに「欧米上位国に拮抗する世界 5 位以内の地位」を目指すとしているが、コロナ禍からの回復をさらに加速させ、誘致を力強く進める必要がある。
- (2) 一方で、MICE 誘致を巡る都市間競争は年々激化しており、アジア諸国では国が主催者に対し助成等の経済的支援を行っている。横浜市においても最大 2,000 万円の助成を実施しているが、国による経済的支援は無い。地方自治体単独での支援だけでは国際競争に十分対応できず、誘致活動において不利な状況にある。
- (3) MICE は裾野が広い産業で多様な学問領域にまたがるにもかかわらず、国際関係や観光分野を学ぶ学生においても認知度が低く、人材の確保が困難な状況にあり、誘致体制の強化に支障が生じている。
- (4) 横浜市では、人材育成と MICE 産業への関心向上を目的とした「YOKOHAMA MICE Challenge」を実施し、市内大学生の興味・関心の醸成に取り組んでいるが、国際会議開催数の大幅な増加を目指す中では、地方自治体単独の取組による人材確保には限界がある。このため、国において、従来のコンベンションビューローの誘致機能強化を目的とした既存人材への支援に加え、将来を見据えた新たな MICE 人材の発掘・確保・育成に一層取り組む必要がある。
- (5) 一般社団法人日本コンベンション協会（以下「JCMA」という）が令和 7 年 11 月に公表した「MICE 立国を目指す戦略提言」においても、国際競争力強化に向け、国による誘致・開催補助制度の整備による資金面での格差是正や、大学等と連携した人材育成プログラムの創設と公的支援の必要性が示されている。国際的な MICE 誘致競争が一層激化する中、国による早急かつ抜本的な対応が必要である。

参考1 国・地域別 国際会議の開催件数（世界全体）（ICCA 統計）

国名	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
アメリカ	1,042	1	76	1	126	2	754	1	690	1	709	1	792	1
イタリア	621	5	39	4	103	6	577	3	553	2	635	2	616	2
ドイツ	802	2	64	2	118	4	539	4	463	5	491	4	565	3
スペイン	648	3	44	3	127	1	580	2	505	3	536	3	544	4
イギリス	615	6	23	11	69	12	482	6	425	6	481	5	507	5
日本	548	8	36	6	78	8	243	10	363	7	428	7	491	6
フランス	646	4	36	6	120	3	515	5	472	4	432	6	476	7
中国	572	7	28	8	115	5	124	16	170	18	249	11	326	10
韓国	262	14	38	5	70	11	170	12	252	11	243	12	286	12

参考2 MICE 人材育成プログラム「YOKOHAMA MICE Challenge」

市内の大学に在籍する学生を対象に、市内で開催される国際会議等を実証の場として活用し、各会議のテーマに関連したアクティビティや市内の取組、横浜の魅力を発信するコンテンツについて、学生自らが企画から当日の運営、参加者の対応まで一貫して担う実践的なプログラムである。

参加学生は、MICE 分野の専門人材による伴走支援のもと、研修や企画検討、主催者との面談、実証といったプロセスを段階的に経験しながら、学びやフィードバックを通じて企画を具体化・高度化していく手法を習得するとともに、実務に近い環境で MICE を体感し、同分野への関心を高める機会となっている。

【令和8年度プログラム 概要】

参加学生数：19 名

（神奈川大学、國學院大學、横浜市立大学、関東学院大学）

対象会議・期間：9月2日（水） - 5日（土） 世界内視鏡外科学会総会

9月27日（日） - 10月2日（金） ICSCRM2026

11月25日（水） - 26日（木） OX EXPO

参考3 JCMA「MICE 立国を目指す戦略提言」（令和7年11月13日）

3. MICE 人材育成とキャリア形成支援

【提案】1 教育基盤の整備

大学等と連携した「MICE 人材育成プログラム」の設定と公的支援を実施する。現在の断片的・限定的な MICE 教育を体系化し、専門課程を拡充する。観光庁が共催・後援となり、JNTO や JCMA 他業界団体との連携を念頭に MICE 寄附講座等の設置を促進する。

5. 国際競争に勝てる MICE 誘致・開催のための仕組み

【提案】1 MICE 誘致・開催補助金の整備

国としての MICE 誘致・開催補助金の整備により選択と集中に基づいた競合国との資金力格差を解消する。

提案・要望の担当

にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興課担当課長 佐伯 TEL 045-671-4233

4-1 横浜グリーンエキスポの成功に向けた推進・支援

【要望先：国土交通省、農林水産省、経済産業省】

提案・要望

- 1 会場への主要な歩行者動線となる瀬谷駅北口駅前広場や環状4号線等における、おもてなし空間の創出に向けた演出や暑熱対策が適切に行われるよう、必要な支援を講じること。
- 2 会期中における鉄道や道路交通の円滑化に向けた交通需要マネジメント（TDM）の取組について、自動車関係団体や経済団体など、関係各方面へ働きかけること。
- 3 グリーン社会の実現や環境にやさしい暮らしに資する取組を積極的に発信するとともに、レガシーとして継承すること。

補足説明

- (1) 徒歩来場者の主要動線となる瀬谷駅から会場までの区間においては、会場に近づくにつれて期待感が高まるような空間の演出が求められる。また、日陰づくりやミスト設備の設置など暑熱対策に取り組む必要がある。これらの市の取組に対して、国による技術的・財政的支援が求められる。
- (2) 横浜グリーンエキスポ会場は、通勤や物流等の交通需要が集中する地域に位置しており、会期中は来場者輸送と一般交通が交錯することにより、住民生活や経済活動への影響が懸念される。来場者輸送と一般交通を適切に共存させ、都市活動を支える円滑な交通の確保が図られるよう、在宅勤務や時差出勤、会場周辺の迂回などの住民や企業等の交通行動の変容を促す取組について、国においても市とともに自動車関係団体や経済団体をはじめとする関係者へ広く働きかけることが求められる。
- (3) 国際園芸博覧会は、園芸・造園分野の振興のみならず世界共通の課題解決を目指す場である。そのため、横浜グリーンエキスポの開催理念である持続可能な社会や自然との共生などについて、国においても市の取組と合わせ、政府出展や各種催事を通じて積極的に発信していくことが求められる。さらに、これらの取組を一過性のものにとどめることなく、グリーン社会の実現や環境にやさしい暮らしの普及等につなげ、レガシーとして継承・発展させていく必要がある。

参考1 瀬谷駅北口駅前広場、環状4号線等における安全・快適に通行できる公共空間の創出

会場最寄りである瀬谷駅から会場までの歩行者空間については、多くの歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、空間整備を進めている。開幕までに、瀬谷駅北口駅前広場や環状4号線における舗装の再整備工事を完了させるとともに、花や緑による彩りを加え、横浜グリーンエクスポを感じる装飾を実施する。

また、会期中においては、会場に近づくにつれて期待感が高まる空間となるよう、花や緑、装飾の適切な維持管理に努めるとともに、日陰づくりやミスト設置など様々な暑さ対策にも取り組む。



瀬谷駅北口駅前広場



環状4号線

整備イメージ

参考2 会期中の円滑な交通の実現に向けた交通需要マネジメント（TDM）の取組

会期中は、来場者交通と通勤・物流などに係る一般交通が混在することから、適切な対策を講じる必要がある。このため、令和7年12月に「GREEN×EXPO 2027 交通円滑化推進会議」を設置した。

今後は、在宅勤務や時差出勤、会場周辺の迂回といった、住民や企業等の交通行動の変容を促す取組について、関係者が一体となって検討・調整を進め、あわせて、これらの取組への幅広い協力を呼びかけることで、円滑な来場者輸送と都市活動の両立を図る。



第1回会議の様子

提案・要望の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長

滝澤 TEL 045-671-4778
原田 TEL 045-671-3789
山崎 TEL 045-671-4832

4-2 旧上瀬谷通信施設地区のまちづくり推進への支援

【要望先：国土交通省、農林水産省、財務省】

提案・要望

- 1 土地区画整理事業や道路整備事業に対する財政支援を講じるとともに、横浜市西部地域の交通ネットワーク構築に資する新たな交通の整備について、必要な財政支援を行うこと。
- 2 横浜市初の広域防災拠点である(仮称)旧上瀬谷通信施設公園の早期整備に向けた財政支援を講じるとともに、国有地取得に関して柔軟な対応を行うこと。あわせて、防災機能を最大限発揮し、フィジカルインターネット構築にも寄与する新たなインターチェンジ整備について、早期の連結許可を行うこと。
- 3 新たな都市農業モデルの実現に向け、農業振興地区における農業関連事業に対する継続的な支援を行うこと。

補足説明

- (1) 横浜市では、都心部と郊外部の「ダブルコア」のまちづくりを推進しており、上瀬谷地区の整備を郊外部全体の活性化につなげていく方針としている。同地区は戦後、米軍に接収され、約 250 人の地権者が長年土地利用の制約を受けてきた経緯があり、横浜グリーンエキスポ閉幕後には速やかなインフラ整備とレガシーを継承した持続的なまちづくりが求められている。
- (2) 本地区では、土地区画整理事業により、環状 4 号線や上川井瀬谷 1 号線・2 号線（令和 9 年度末までに供用開始）、区画 3 号線（令和 8 年度に都市計画決定予定）などの道路整備を進めている。これに加えて、日常的な渋滞解消や新たなまちづくりに向け、市道五貫目第 33 号線（上川井・上瀬谷地区）や都市計画道路瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）など、周辺道路の整備が不可欠である。
- (3) また、横浜市西部地域における持続可能な交通ネットワークの構築に向け、瀬谷駅を起点とする新たな交通（瀬谷・上瀬谷間のバス専用道の整備と、自動運転等を活用した輸送システムによる運行）の導入が進むよう、従来の枠組みにとらわれない柔軟で集中的な財政支援が必要である。
- (4) エクスポ会場跡地では、大規模災害時の応援部隊の活動拠点等となる広域防災拠点として、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」の整備を計画しており、閉幕後の早期整備が求められている。公園用地となる国有地は、エキスポ閉幕後も公園施設が全域で存置される中で、横浜市が約 65ha を一括取得する必要がある、その手法や取得時期について国の柔軟な対応が求められる。あわせて、防災機能を最大限発揮し、フィジカルインターネット構築に寄与する次世代基幹物流施設と直結するインターチェンジについて、まちづくりに合わせた供用開始に向け、令和 9 年度の連結許可取得が不可欠である。
- (5) 加えて、新たな都市農業モデルの実現に向け、土地区画整理事業と連動した農業基盤整備（畑地かんがい）への継続的な財政支援が求められるほか、エキスポで培われた環境配慮型の取組の継承・発展や農業者の早期営農開始に向けた施設整備に対する支援が重要である。

4-3 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

【要望先：外務省、財務省、国土交通省、防衛省】

提案・要望

- 1 市内米軍施設について、早期に全面返還を実現すること。
- 2 根岸住宅地区の返還・引渡しに伴う課題について、地権者に丁寧な説明を行い、解決を図ること。
- 3 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとする市内米軍施設及びその周辺地域において、市民生活の安全・安心を確保するとともに、米軍の活動に関する適時適切な情報提供を行うこと。
- 4 跡地利用の具体化を促進するため、財政面も含め積極的な支援を行うこと。

補足説明

- (1) 横浜市では、戦後 80 年にわたる米軍施設への土地提供が続いてきた結果、まちづくりや都市基盤整備が進まず、施設提供区域やその周辺地域の発展に大きな影響が生じている。
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど 4 施設・区域については、いまだ返還方針が合意されておらず、市民、市会、行政が一体となり、国に対し早期の全面返還を継続的に要請している。
- (3) 平成 16 年の返還合意 6 施設・区域のうち、旧小柴貯油施設（平成 17 年）、旧富岡倉庫地区（平成 21 年）、旧深谷通信所（平成 26 年）、旧上瀬谷通信施設（平成 27 年）については、すでに返還が実現している。一方、未返還の 2 施設・区域のうち、根岸住宅地区については、令和 8 年 6 月 30 日付けで全部返還がされたものの、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）については、いまだ返還の見通しが立っていない。
- (4) 根岸住宅地区については、返還後の円滑な土地利用に向けた検討を進めているが、国有地と民有地の境界設定、維持管理の継続、補償等、様々な課題が生じている。これらについては、原因者である国が地権者と丁寧に協議を行い、合意を得た上で引渡しを行う必要がある。また、地区に囲まれた土地に居住する世帯及び周辺住民の生活環境の維持・改善に向け、継続的な対応が求められている。
- (5) 令和 6 年 2 月には、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおいて新編された第 5 輸送中隊の運用が開始され、市民からは不安の声が寄せられている。あわせて、市内各米軍施設における訓練・演習や物資の備蓄等、基地使用に対する懸念も生じていることから、国においては、米軍の活動に関する情報を適時適切に提供し、安全面に十分配慮することが求められる。
- (6) 跡地利用の検討にあたっては、長年にわたり土地利用の制限を受け、多大な基地負担を強いられてきた地域や市全体が抱える課題を解決するため、国有地処分条件における特段の配慮が必要である。あわせて、土地区画整理事業、道路整備事業、都市公園事業などの都市基盤整備について、国庫補助の一層の充実を図るなど、財政面を含めた積極的な支援が不可欠である。

参考1 横浜市内の米軍施設・区域

(◆提供中 ○返還済)

■ H16 に返還方針が合意された施設・区域

■ 返還方針が合意されていない施設・区域

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック
52ha 国有 43ha(81%)
※水域 11ha

○旧上瀬谷通信施設 242ha 国有 110ha(45.2%) (H27 年 6 月返還)

◆根岸住宅地区
43ha 国有 27ha(64%)

6 月 30 日に全部返還

○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26 年 6 月返還)

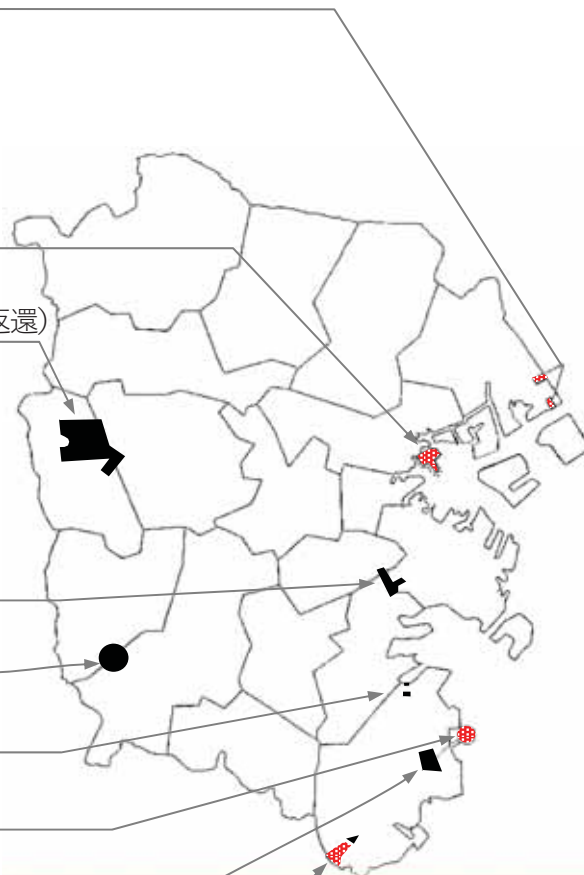
○旧富岡倉庫地区 3 ha 国有 3 ha(100%) (H21 年 5 月返還)

◆小柴水域 42ha

○旧小柴貯油施設 53ha 国有 51ha(97%) (H17 年 12 月返還)

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜地域) 37ha 国有 36ha(99%)

一部返還方針を合意済(飛び地 1 ha)



参考2 根岸住宅地区における土地利用の方向性

駅や各方面からのアクセスを想定し、骨格となる道路と緑のネットワークを配置します。

土地利用は、地区の中央にセンターゾーンを配置することとし、その周りに住宅地等ゾーンを配置します。また、根岸森林公園に隣接する部分については、既存の根岸森林公園と一体的に利用できるように森林公園ゾーンを配置します。

道路と緑のネットワーク

- ・周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成する。
- ・周辺の密集市街地の防災力向上につながるアクセスを確保する。
- ・緑や景観を楽しみながら回遊できる、緑の回廊ネットワークを形成する。

センターゾーン

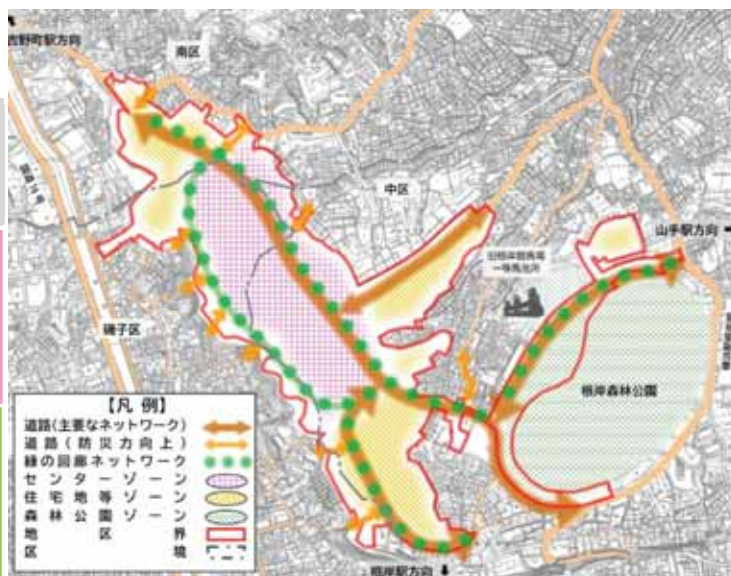
- ・横浜市立大学の医学部を核に、これと連携した研究施設などを誘致し、医療や健康をテーマとしたまちづくりを目指す。
- ・商業、子育て施設などの生活利便施設や、公園などの公共公益施設を配置し、地区内や周辺の利便性を高めるとともに、様々な人の交流や賑わいづくりを進める。

住宅地等ゾーン

- ・高台からの眺望を生かし、良好な住環境の形成を目指す。
- ・景観に配慮した特徴的な街並みを有し、ゆとりある質の高い住宅を誘導する。

森林公園ゾーン

- ・根岸森林公園を拡張する。
- ・隣接の一等馬見所の保全・活用などと連携し、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める。



提案・要望の担当

都市整備局基地対策課長

足立原

TEL 045-671-2057

4-4 港湾ロジスティクス強化に向けた国際コンテナ戦略港湾の推進

【要望先：国土交通省】

提案・要望

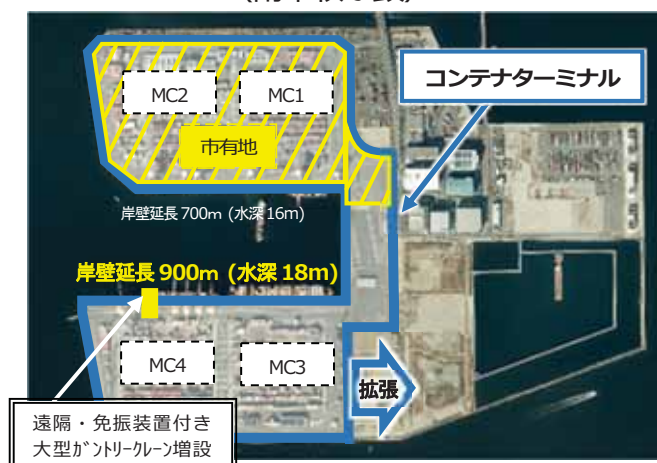
- 1 国際基幹航路に就航する超大型船の円滑な受入に必要な、水深 18m 以上の岸壁を有するコンテナターミナル（新本牧ふ頭、南本牧ふ頭）を、国の基幹インフラとして全額国負担で整備すること。
- 2 港湾コストの抑制を図り、釜山港をはじめとするアジア諸港に対する競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾におけるコンテナターミナル用地を国有化すること。
- 3 現在、国内で唯一水深 18m 岸壁が供用されている南本牧ふ頭ターミナルについて、更に機能を強化するため、大型ガントリークレーン増設、施設拡張、DX・GX の推進等に対し、国による積極的かつ大胆な投資を行うこと。
- 4 物流機能の維持・向上を図るため、荷役機械の遠隔操作や CONPAS の運用拡大に向けた実証事業等を着実に推進すること。
- 5 施設の整備・更新への支援やターミナル用地の国有化等により、港湾運営会社の経営基盤の強化を図ること。

補足説明

- (1) コンテナ船の大型化やアジア各国で国を挙げた港湾整備が進む中、「港湾ロジスティクス」は日本成長戦略本部において「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野に位置付けられている。国の経済安全保障に資する「港湾ロジスティクス」の強化については、地方自治体の財政状況に左右されることなく、国が国家戦略として主体的かつ積極的に取り組む必要がある。
- (2) 日本の港湾はアジア主要港と比較して港湾コストが高いことが課題となっている。コンテナターミナル用地を国有地化し、国が一元的に管理することで、港湾運営会社が負担する土地賃借料を戦略的に引き下げ、国際競争力の強化を図る必要がある。
- (3) 現在、国内で唯一、水深 18m 岸壁を有する南本牧ふ頭コンテナターミナルでは、超大型コンテナ船の寄港増加や取扱貨物量の増大により、施設能力がひっ迫している。今後も超大型コンテナ船の受入を推進し、国際基幹航路の維持・拡大を図るためには、同ターミナルの更なる機能強化を早急に進める必要がある。
- (4) 持続可能な物流体制の構築のため、先進技術を活用した DX の取組による港湾機能の高度化や労働環境の改善が不可欠である。今後も物流機能を維持・向上させていくため、荷役機械の遠隔操作や CONPAS をはじめとする港湾 DX について、国が主導して積極的に推進する必要がある。
- (5) 施設整備費やクレーン等の設備費の高騰が続く中で、港湾運営会社がコンテナターミナル機能の高度化や更新に投資できる環境を整えるため、経営基盤の強化に向けた支援が求められる。

参考1 横浜港内のコンテナターミナル

(南本牧ふ頭)



参考2 国直轄事業による大水深（水深18m）

コンテナターミナル整備の地方負担割合

施設分類	負担割合	
	現在	要望
岸壁（18m～）	3/10	全額国負担
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	
護岸	4.5/10	

参考3 大水深岸壁整備の日韓比較（水深18m以上）

■ 日本

	箇所名	水深	延長
供用中	横浜港（南本牧）	18m	900m
整備中	横浜港（新本牧）	18m～	1,000m
計画	なし		

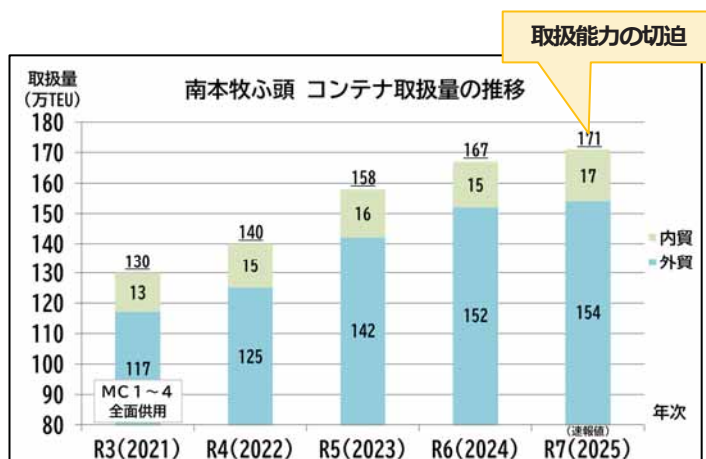
■ 韓国

	箇所名	水深	延長
供用中	釜山港（新港）	18m/20m	2,100m
整備中	釜山港（新港）	21m	700m
	釜山港（鎮海）	23m	約1,400m
計画	釜山港（鎮海）	23m	約7,000m

(本牧ふ頭・新本牧ふ頭)



参考4 南本牧ふ頭のコンテナ取扱量の増大



提案・要望の担当

港湾局物流企画課長	三浦	TEL 045-671-2714
港湾局政策調整課長	上田	TEL 045-671-2877
港湾局新本牧事業推進課長	浅野	TEL 045-671-7373
港湾局物流運営課長	飯島	TEL 045-671-2873

4-5 港湾の脱炭素化に向けた取組

【要望先：国土交通省、内閣府、環境省】

提案・要望

- 1 大型外航コンテナ船へのメタノール供給を実現するため、大型バンカリング船の建造費に対する補助制度を創設するとともに、一般岸壁における停泊基準を早急に策定すること。
- 2 洋上風力発電の導入拡大や洋上データセンターの実現に向け、海洋利用の在り方を体系的に整理し、方針を明確にした海洋空間計画を策定すること。
- 3 陸電（陸上から船舶への電力供給）の導入に向け、蓄電池を含む陸電設備全体の整備を対象とした補助制度を創設するとともに、新たに制定された低圧陸電の国際規格の国内普及を促進すること。
- 4 二酸化炭素を吸収・隔離・貯留する「ブルーカーボン生態系」としての機能を持つ藻場や浅場の整備等に対し、継続的な支援を行うこと。

補足説明

- (1) 既存のケミカルタンカーを活用したメタノールバンカリングは可能であるが、1回あたり補油量の少なさやデッキの高低差（乾舷差）、給油口のサイズ差といった安全面・効率面で課題がある。国際競争力強化のために、大型化が進む外航船舶に対応する大型バンカリング船の建造が不可欠である。また、大型バンカリング船は危険物接岸荷役許容量を大きく超えることから、一般岸壁への停泊が認められておらず、財政面及び制度面の両面から国による早急な支援が必要である。
- (2) 海洋空間計画（MSP）は、生態学的・経済的・社会的目標の達成に向け、科学的知見に基づき、海洋区域における開発と保全の優先分野を整理し、利害関係者や市民の参画の下で策定する計画である。「再エネ海域利用法」改正により、排他的経済水域（EEZ）でも海域利用が可能となった一方、海域には多数の利害関係者が存在し、複数省庁の調整が必要である。洋上での新規の利用が公正かつ効率的に進められるよう、国が目指すべき目標や価値観に基づき海洋利用方針を整理し、海洋空間計画を策定する必要がある。
- (3) 海外主要港ではコンテナ船やクルーズ船等を対象とした陸電の導入が急速に進展している一方、日本では岸壁の附帯施設として整備するスキームが基本となっている。導入推進には、電気コストの抑制効果がある蓄電池を含めた陸電システム全体を補助対象とするとともに、補助率を引き上げる必要がある。また、令和7年12月の低圧陸電装置の国際規格（ISO/IEC/IEEE 80005-3）の制定を踏まえ、内航船舶と港湾施設の双方が統一規格で低圧陸電の普及に取り組む必要がある。
- (4) 市街化が進んだ横浜市では、新たな大規模森林の造成は困難なため、杉林と同程度のCO₂を吸収するとされているアマモなどの海草類の植栽など、海域を活用したブルーカーボン生態系の拡大に向けた取組が重要である。しかし、この取組を安全に進めるために必要な潜堤築造、盛土、覆砂などに多額の費用がかかるため、藻場・浅場の整備への継続した支援が必要である。

参考 横浜港が目指すカーボンニュートラルポート構想

メタノールバンカリングの課題

- ・既存ケミカル船では、外航船舶が必要とする量を補給できないこと。
- ・大型メタノールバンカリング船は危険物接岸荷役許容量を超過すること。



写真提供：商船三井、国華産業、三菱ガス化学、出光興産、横浜市

陸電の実装に向けた体系的な整理

- ・電気代抑制のための蓄電池を含む陸電システム全体をカバーし、高い補助率により導入を強力に後押しする制度が必要。
- ・国内での幅広い内航船舶による利用に向け、2025年12月に制定された低圧国際規格 IEC/ISO/IEEE 80005-3 の普及が必要。
- ・特別高圧移動電線に関する電気設備技術基準の見直しや安全対策指針の整備が必要。(再掲)



洋上風力発電・洋上データセンターに必要な海洋空間計画 (Marine Spatial Planning)

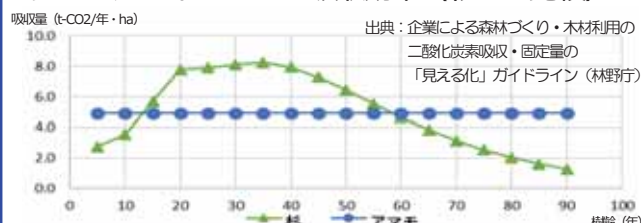


出典：海洋状況表示システム「海しる」(海上保安庁)

藻場・浅場のイメージ



ブルーカーボンのCO₂吸収効果 (杉との比較)



提案・要望の担当

港湾局政策調整課カーボンニュートラルポート担当課長

港湾局政策調整課長

港湾局新本牧事業推進課長

中村 TEL 045-671-7279

上田 TEL 045-671-2877

浅野 TEL 045-671-7373

4-6 カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充

【要望先：環境省、経済産業省】

提案・要望

- 1 公共施設への太陽光発電設備の導入について、設置が可能な市内公共施設への 100%導入目標の達成に向け、当該設備に対する補助制度の新規拡充を図るとともに、継続的な財政支援を行うこと。
- 2 電気自動車等用充電器の設置について、増加する需要に引き続き対応するとともに、公道上の充電器設置に対し重点的な予算配分を行うこと。

補足説明

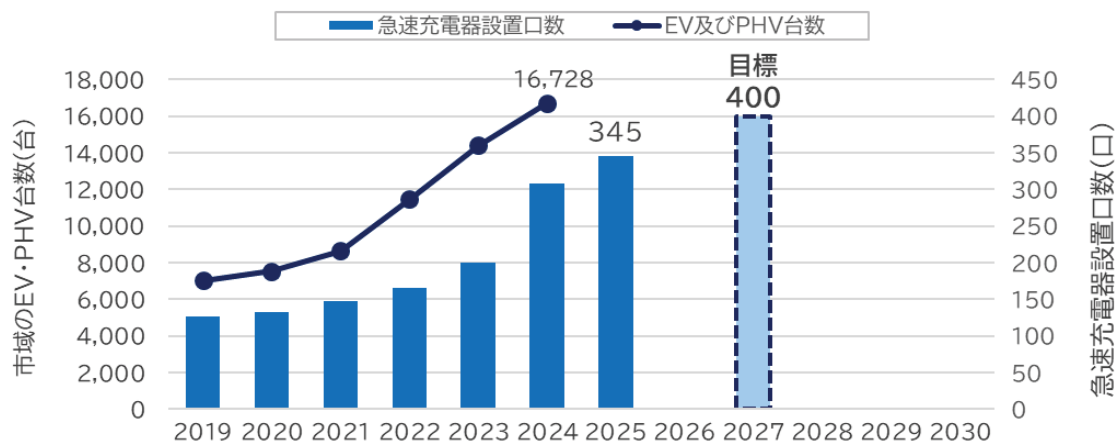
- (1) 地域脱炭素ロードマップでは太陽光発電設備について、国及び地方自治体が保有する設置可能な建築物等において、2030 年までに導入率を 50%、2040 年までに 100%とする目標を掲げている。また、設備容量ベースでは 2030 年度までに公共部門で 6.0 ギガワットの導入を目指す中、地方自治体の保有施設分の導入目標は 4.82 ギガワットとなっている。2024 年度時点の導入見込みは 0.19 ギガワットにとどまっており、目標達成に向けて大幅な導入拡大が必要である。
- (2) 横浜市では、国の目標を 5 年前倒しし、2035 年度までに公共施設への太陽光発電設備の 100%設置達成を目指している。そのため、PPA（電力購入契約）を活用した導入を積極的に推進し、2025 年 3 月末時点で、設置可能な市内公共施設 814 施設のうち 397 施設で設置が完了している。
- (3) このような目標を着実に達成するためには、PPA を活用した公共施設向け太陽光発電設備に対する補助制度の拡充が不可欠である。具体的には、現在、避難所等の地域防災拠点に限定されている補助対象をその他の公共施設へ拡大するとともに、新たな補助制度の創設や PPA 事業者に対する継続的な財政支援が必要である。
- (4) 横浜市では、市民が利用しやすい電気自動車（EV）向け充電インフラの整備に向け、民間企業と連携し、自動車の走行データを活用した急速充電器の最適配置の検討を進めている。さらに、利便性の高い公道への充電器設置を行う事業者への支援も積極的に行っており、市が公道上に設置し継続的に運用している充電器の月平均利用回数は、全国平均の 2 倍以上となっている。
- (5) このように、公道への充電設備の設置は高い効果が見込まれる一方で、整備費用が高額であること、各種手続が煩雑で設置までに時間を要することなど、高速道路への設置と共通する課題も抱えている。加えて、国の電気自動車用充電設備導入に対する補助制度については、令和 7 年度補正予算において補助金の配分方法が見直され、従来の 5 区分から「高速道路（SA・PA）」と「高速道路以外」の 2 区分へと整理された。この見直しより、利用回数の多い公道上の充電設備の優先順位が下がるとともに、高い利用が見込まれることがデータに基づき客観的に示されている設置場所であっても、優先的な配分が受けられない仕組みとなっている。
- (6) こうした状況を踏まえ、公道における充電器設置についても、高速道路と同等の水準で、重点的かつ継続的な支援を講じることが重要である。

参考1 市内公共施設への太陽光発電設備の設置加速



参考2 横浜市における公民連携による急速充電器の設置拡大

- ・ 2021年度より全国初の公道充電器を設置
- ・ 2027年度までに 400 口設置



参考3 横浜市内の公道等（道路用地などの市有地含む）を活用した主な充電器設置状況



提案・要望の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素マネジメント課担当課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局循環型社会推進課担当課長

東田

飯塚

TEL 045-671-4933

TEL 045-671-2666

4-7 循環型社会実現に向けた国際連携推進への支援強化

【要望先：外務省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望

- 1 国等が主催する循環型社会の実現に貢献する国際会議等について、海外都市とのネットワークを有する横浜市での開催を拡充すること。あわせて、同種の国際会議等において、国と地方自治体の連携による政策や取組の発信を強化するなど、会議の開催価値を高めるための支援を拡充すること。
- 2 海外都市のグリーンな成長を後押しする事業者や地方自治体の取組を一層推進するため、JCM 設備補助事業や「脱炭素社会の実現のための都市間連携事業」について、補助採択件数の拡大を図るとともに、海外都市・企業の来日を促進する制度の拡充など、支援を継続・強化すること。

補足説明

- (1) 国においては、環境大臣が 1995 年以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）に毎年出席しているほか、エネルギー、気候変動、生物多様性など、幅広いグリーン分野に関する国際会議への参加や国内開催に積極的に取り組んでいる。また、ホストシティとなる地方自治体と連携し、日本と各地域との関係強化や持続可能な開発の促進を目的として、「アフリカ開発会議（TICAD）」や「太平洋・島サミット（PALM）」などの国際会議を開催している。
- (2) 横浜市は、アジア・スマートシティ会議 2025 において創設された「アジア循環型都市宣言制度」の第 1 号都市となった。また、アジア太平洋地域における循環型都市の実現に向け、2026 年からは、国や国際機関、優れた環境技術を有する市内企業と連携し、宣言制度の参加都市・機関が知見を共有するプラットフォームとして、「アジア太平洋循環型都市フォーラム」を開催するなど、循環型社会実現に向けた国際連携に積極的に取り組んでいる。
- (3) 2027 年には、気候変動をはじめとする地球規模の課題に対し、グリーンイノベーションによる解決策を日本・横浜から世界へ発信する「横浜グリーンエキスポ」を開催するとともに、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）と協力し、持続可能な開発に向けた「アジア・太平洋都市フォーラム（APUF）」を開催する。
- (4) 都市の取組を地球規模の課題解決につなげるためには、海外都市や国際機関等との幅広いネットワークを有する横浜市において、世界のグリーンな成長や循環型社会の実現に貢献する国際会議等の開催を拡充するとともに、世界の国や都市、国際機関など多様なステークホルダー間において、都市のグリーンな成長に向けた先進的な取組等に関する知見の共有を一層推進することが重要である。
- (5) また、新興国都市のグリーンな成長への貢献をさらに高めるためには、海外の都市や企業を国際会議等に招へいし、日本の都市施策等への理解を促進する取組や、日本企業が有する優れた環境技術の導入に向けた調査等に対し、国による一層の支援が不可欠である。

参考 世界のグリーンな成長への貢献に向けた横浜市のグローバルネットワークの推進

2027年には、「横浜グリーンエクスポ」との相乗効果が期待されるグリーン分野の国際会議の開催を通じて、世界の成長に貢献するとともに、グローバル都市としての価値向上につなげる。

(1) アジア太平洋循環型都市フォーラム (APCC-Forum)

2012年から毎年開催してきた「アジア・スマートシティ会議」で培った実績を基盤として、2026年9月に新たに「APCC-Forum」を開催する。

横浜市が発起都市となり創設された「アジア循環型都市宣言制度」を基盤に、参加都市・機関等による知見共有の場として本プラットフォームを育成し、アジアにおける循環型都市づくりを加速させる。

さらに、市内企業による環境ビジネスの海外展開促進と連動させることで、好循環を生み出す。



2026年と27年のアジア太平洋循環型都市フォーラムの開催予定を発表
(アジア・スマートシティ会議 2025)

(2) 第9回アジア・太平洋都市フォーラム (APUF-9)

共同主催者である国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)をはじめ、国や国際機関、市内企業等と連携し、持続可能な都市発展に向けた政策やイノベーションを横浜から世界に向けて発信する。

また、APUF-9開催期間中には、各種国際会議等を横浜市内で集中的に開催し、横浜グリーンエクスポをはじめとする国際会議等との相乗効果を拡大する。



APUF-9の2027年横浜開催決定が発表
(国連 ESCAP 総会、2025年4月)

(3) IPCC2027年総会

IPCC(気候変動政府間パネル)の総会が、2027年の後半に横浜で開催される^{*}。横浜での開催は2014年以来、13年ぶり2度目となり、2回目の開催は日本の都市では初めて。

横浜では豊富な国際会議実績を基に、IPCCによる会議の円滑な進行をサポートするほか、IPCC専門家による市民へのアウトリーチイベントなどを通じて、国内外の脱炭素施策の推進に貢献する。

^{*}開催候補地として横浜市が選定。



IPCC気候変動と都市報告書に関する国際セミナーの横浜開催
(2025年3月)

(4) SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)

第11回定例会合を2027年に横浜で開催する。

横浜市は、生物多様性の取組や循環型社会の実現などの環境施策を推し進めている。

本会議では、横浜を舞台に、世界の多様なステークホルダーが生物多様性について議論を深め、横浜から世界に向けて発信する。



第10回定例会合における本市の取組発信
(2026年3月)

提案・要望の担当

政策経営・国際戦略局グローバル都市戦略課担当課長

大島

TEL 045-671-4720

4-8 廃棄物分野における脱炭素化及び資源循環に向けた施策の推進

【要望先：環境省、経済産業省】

提案・要望

- 1 プラスチック資源及びリチウムイオン電池等の収集・処理・再商品化・再資源化に係る費用について、事業者が全額負担する制度に見直すこと。また、制度構築までの間、交付金創設等により市町村費用負担が生じないようにすること。
- 2 現在の技術ではリサイクルが困難な合成繊維、合成ゴム及び複合品等の廃棄物の社会実装を見据えたリサイクル技術の開発を加速化すること。
- 3 再生プラスチックの安定的な需要創出の観点から、再生材の利用義務を課す製品の対象を拡大すること。
- 4 焼却工場から発生する CO_2 を分離回収する装置の導入に対し財政支援を講じること。また、分離・回収した CO_2 の有効利用先の確保に向けた技術開発を加速化すること。

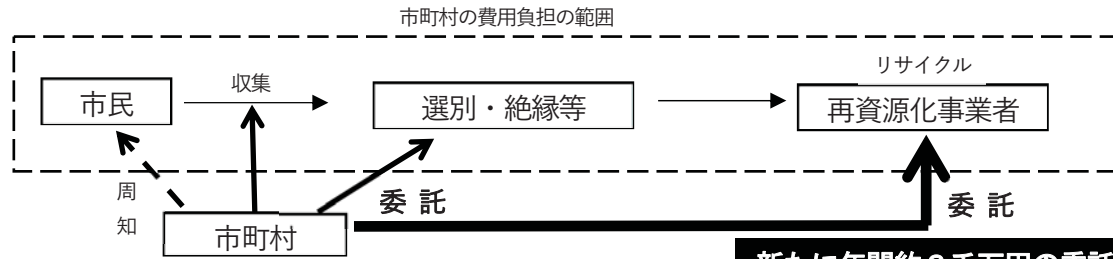
補足説明

- (1) 横浜市では、令和7年4月からプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品も再商品化の対象として回収を開始した。これにより、収集運搬費用の増加に加え、プラスチック製品の再商品化費用が新たな負担となっている。分別収集や中間処理を含む費用の大部分を地方自治体が負担しているが、本来は拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者が全て負担すべきである。
- (2) 収集運搬時及び廃棄物処理施設におけるリチウムイオン電池等を原因とした火災の発生を受け、横浜市では令和7年12月から集積場所での分別収集を開始した。「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、リチウムイオン電池等の自主回収と再資源化は製造事業者及び輸入販売事業者の義務とされているにもかかわらず、現状は横浜市が費用を負担している。
- (3) 石油由来の合成繊維や合成ゴムを含むプラスチックごみのリサイクルは、循環型社会の形成に加え、脱炭素社会の実現の観点からも重要であるが、これらに係るリサイクル技術は、研究開発段階にとどまるものが多く、いまだ商業ベースでの実用化に至っていない。
- (4) 令和8年4月に施行された改正「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、再生プラスチックの利用義務の対象がプラスチック製容器包装、家電4品目（ユニット型エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫及び電気洗濯機）及び自動車の3分野に限定されている。そのため、再生プラスチックの需要拡大や動静脈連携の促進の観点で課題がある。
- (5) 横浜市では焼却時に排出される CO_2 の分離・回収・有効利用に向けて民間事業者と連携したCCUの実証試験等を進めている。CCUは脱炭素社会の実現に大きく貢献するが設備設置に国の財政支援がなく、分離・回収した CO_2 の利用先も用途が限られていることから導入が進んでいない。

参考1 横浜市のプラスチックリサイクルと本市の費用負担

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (見込み)
処理量	5万トン	5.1万トン	5.4万トン	5.6万トン
分別収集	18億円	20億円	21億円	22億円
中間処理	15億円	16億円	19億円	20億円
再商品化(製品)	—	1億円	4億円	3億円
合計	33億円	37億円	44億円	45億円

参考2 リチウムイオン電池等の分別・リサイクルにおける費用負担



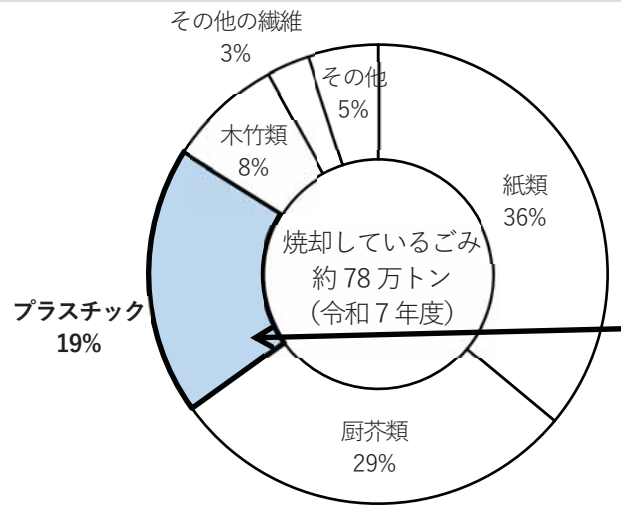
新たに年間約2千万円の委託費用が発生

参考3 横浜市内におけるリチウムイオン電池等に係る回収実績及びごみ収集車両の火災件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (~R7.11)	令和7年度 (R7.12~R8.3)
回収実績※(トン)	5.4	9.6	13.7	11.7	43.1
火災件数(件)	13	11	4	5	3

※ R7.11 までは一般社団法人JBRCへ引渡したリチウムイオン電池の数量、R7.12以降は横浜市内で回収(集積場所での収集及び拠点回収)した小型充電式電池等の数量

参考4 横浜市内で焼却されているごみの中のプラスチックの割合



横浜市では年間約15万トンのプラスチックを焼却している。脱炭素社会の実現には、そのうち37%を占める5.3万トンの合成繊維や複合品などをリサイクルする技術の早期社会実装が必要。

有効なリサイクル技術 あり	プラスチック製容器包装	2.3万トン(16%)
	プラスチック製品	0.9万トン(6%)
有効なリサイクル技術 なし	合成繊維・複合品など	5.3万トン(37%)
ごみ袋		1.0万トン(7%)
その他		5.0万トン(34%)
合計		14.5万トン

提案・要望の担当

資源循環局政策調整課長	澤田	TEL 045-671-4567
資源循環局業務課長	石川	TEL 045-671-2532
資源循環局施設課長	草刈	TEL 045-671-2527

4-9 廃棄物処理施設等の老朽化対策の推進

【要望先：環境省】

提案・要望

- 1 廃棄物処理施設の新設・更新及び基幹改良に係る交付対象の拡大や交付率の引上げを行うこと。また、基幹改良以外のCO₂排出削減に寄与する焼却工場の設備改修に対して、新たな財政措置を講じること。
- 2 廃棄物処理施設の新設等に伴い実施される既存施設の解体工事費について、ごみ焼却施設以外の廃棄物処理施設についても、交付対象とすること。
- 3 災害廃棄物の仮置場候補地としての活用を見据えた廃焼却施設の解体事業について、十分な予算措置を講じること。

補足説明

- (1) 住民の安全・安心な生活を支えるためには、廃棄物処理を将来にわたり安定的に継続することが不可欠である。特に、老朽化が進行するごみ焼却施設等については、適切な維持管理、更新等を計画的に実施する必要がある。横浜市では焼却工場の廃止やダウンサイジングにより財政負担の軽減に取り組んできたが、施設の新設・更新には多額の費用を要し、地方自治体単独での対応には限界がある。このため、老朽化対策を着実に進めるには、国による継続的かつ十分な支援が不可欠である。
- (2) ごみ焼却施設等の整備については交付金等による支援制度が設けられているものの、施設や設備の種類によって対象が限定されているほか、交付率が低いものもあり、必ずしも十分とは言えない。さらに、一部の事業では、今後交付率の引下げが予定されており、地方自治体の財政負担の増大が懸念されている。
- (3) 中継輸送施設や収集事務所、し尿受入施設などの廃棄物関連施設についても老朽化が進行しており、これらを計画的に補修・更新していくためにも、国による財政支援が必要である。
- (4) 廃棄物処理施設の新設においては、ごみ焼却施設以外も交付対象とされている一方で、既存施設の解体費についてはごみ焼却施設のみが対象とされ、その他の施設は対象外となっている。このため、解体に係る地方自治体の負担が大きく、計画的な更新の支障となっている。
- (5) 南海トラフ地震や首都直下地震など大規模災害への備えの強化が喫緊の課題となる中、工場跡地を災害廃棄物の仮置場として活用することを見据えた解体事業は、制度上は交付対象とされているものの、十分な予算措置が講じられていない状況にある。

参考 1 廃棄物処理施設の老朽化



焼却工場 穴の開いたボイラ水管



ボイラ水管穴あき詳細



資源選別施設 老朽化したコンベヤ

参考 2 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・整備の拡充

			現状・課題	提案内容
廃棄物処理施設	新設・更新	交付対象設備及び交付率	ボイラー・蒸気タービンなどの高効率エネルギー回収設備のみ 1/2 その他の設備については 1/3 (令和 9 年度～) 施設整備に関する計画支援事業は 1/4	一律で 1/2
	基幹改良	対象施設	対象はごみ焼却施設・資源選別施設 中継輸送施設※・最終処分場は対象外	中継輸送施設※、 最終処分場も対象
		対象設備	対象の設備は CO ₂ 排出削減に寄与するもの その他の設備は対象外	中央監視制御装置等の 重要設備の基幹改良も対象
	上記以外	工場の CO ₂ 排出削減に寄与する改修	基幹改良以外の CO ₂ 排出削減に寄与する改修には 財政措置がなされていない (蒸気タービン改修やインバータ化などの省エネ改修)	財政措置の新設
関連施設の新設・更新 (収集事務所・し尿受入施設など)			財政措置がなされていない 老朽化対策に支障	対象施設の拡大
解体工事費			対象施設は、廃焼却施設のみ	対象施設の拡大

※中継輸送施設は、昭和 50 年代から全国に先駆けて横浜市が導入した処理体制であり、効率的な収集運搬体制の構築だけでなく、ごみ焼却施設数の効率化や大規模化に伴う発電能力増大化にもつながるため、施設の更新は、二酸化炭素の排出抑制に寄与する。

参考 3 ごみ焼却施設における発電実績 (令和 7 年度)

	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	計
発電電力量 [kWh]	102,739,350	44,661,180	64,558,580	74,790,540	286,749,650
CO ₂ 削減効果 [t-CO ₂]	43,458.7	18,891.6	27,308.2	31,636.3	121,294.8

提案・要望の担当

資源循環局施設課長

草刈

TEL 045-671-2527

資源循環局施設計画課長

鈴木

TEL 045-671-4145

4-10 焼却灰資源化の推進

【要望先：環境省、国土交通省】

提案・要望

- 1 焼却灰資源化の推進にあたり財政的な負担が過大であることから、国において新たな財政支援を講ずること。
- 2 循環型社会への移行を一層推進する観点から、焼却灰を原料とした資源化製品について、公共工事等における優先的かつ積極的な活用を促進する制度を創設すること。

補足説明

- (1) 国内における一般廃棄物最終処分場の残余容量は、令和5年度末時点で24.8年分とされている（環境省報告）。しかし、新たな最終処分場の整備については、周辺環境への影響に対する懸念や地域住民との合意形成の難しさから、多くの地方自治体において実現が極めて困難な状況にある。
- (2) 循環型社会の形成を一層推進するためには、サーキュラーエコノミーの取組を進めつつもなお発生する焼却灰の有効利用に取り組む必要がある。焼却灰の資源化は、再利用による経済的価値の創出を通じて、循環型社会の実現に大きく貢献する取組である。
- (3) 横浜市では、現在埋立を行っている最終処分場は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場のみであり、同処分場を将来にわたり安定的に使用していくためには、最終処分量の削減が不可欠である。
- (4) 横浜市においても焼却灰の資源化に取り組んでいるが、多額の財政負担を伴うことから、現状では総焼却灰発生量の0.15%にあたる年間約160トンにとどまっている。仮に資源化量を年間25,000トンまで拡大できれば、最終処分場の約10年の延命につながると見込まれる。しかしながら、こうした取組を各地方自治体が単独で継続・拡大していくには限界があり、国による財政支援の強化が求められる。
- (5) 焼却灰を原料とした資源化製品については、公共工事等での利用に関する統一的な使用基準が整備されておらず、その採否は各発注者の判断に委ねられているのが現状である。このため、当該資源化製品が公共工事等において優先的かつ積極的に活用されるよう、制度や基準の整備に加え、地方自治体が実施する資源化処理委託に対する財政支援の創設など、総合的な施策を早急に講じる必要がある。

参考 1 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場について

所在地 中区南本牧 3 番 1、4 番 1 地先
 埋立面積 16.4ha
 埋立計画量 400 万 m³
 埋立期間 平成 29 年 10 月から概ね 50 年



【開設時からの埋立量と埋立率】

(単位：t)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
埋立量	364	120,132	120,211	120,081	115,094	113,179	109,100	103,591	100,014	901,766
内 訳	焼却灰	364	107,193	106,626	106,897	104,141	101,456	98,643	94,729	810,768
	不燃物	0	3,109	4,075	2,965	3,058	2,950	2,618	2,438	23,680
	産業廃棄物	0	9,830	9,510	10,219	7,895	8,773	7,839	6,395	67,318
埋立率	0.01%	3.00%	6.00%	9.00%	11.90%	14.70%	17.50%	20.00%	22.50%	22.50%

参考 2 横浜市の焼却灰資源化実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資源化量	796t (686 m ³)	986t (850 m ³)	793t (683 m ³)	565t (487 m ³)	160t (138 m ³)
焼却灰発生量	121,600t	118,674t	115,219t	110,450t	105,394t
資源化率	0.65%	0.83%	0.69%	0.51%	0.15%
資源化に かかるコスト	35,540 円/ t 28,600 円/ t ※	28,600 円/ t 58,289 円/ t ※	29,700 円/ t	26,950 円/ t	49,500 円/ t

※ 令和 3 年度、令和 4 年度は資源化処理委託を 2 回実施

提案・要望の担当

資源循環局施設課長

草刈

TEL 045-671-2527

4-11 地域における多文化共生の推進に向けた取組強化

【要望先：総務省、法務省、文部科学省、内閣府】

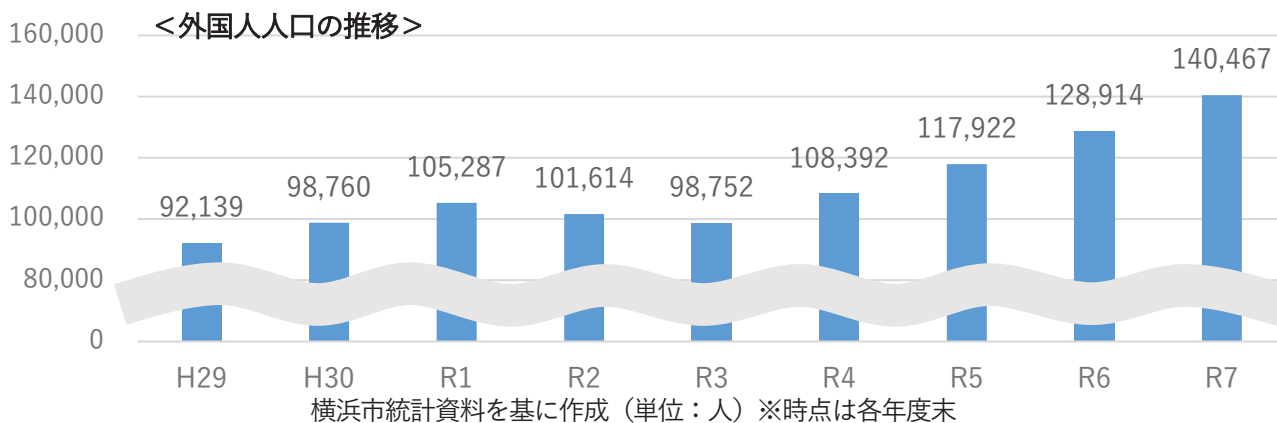
提案・要望

- 1 地域日本語教育や相談体制の強化、多言語での情報発信等に対する財政支援を拡充すること。
- 2 地域特性に応じた施策を展開できるよう、国において外国人・日本人双方の意識や課題を市町村単位で調査し、その結果を共有すること。
- 3 特定技能基準省令に係る「協力確認書」に関する事務について、市区町村と特定技能所属機関の双方の負担軽減に向けて、より効率的な制度へ見直すこと。

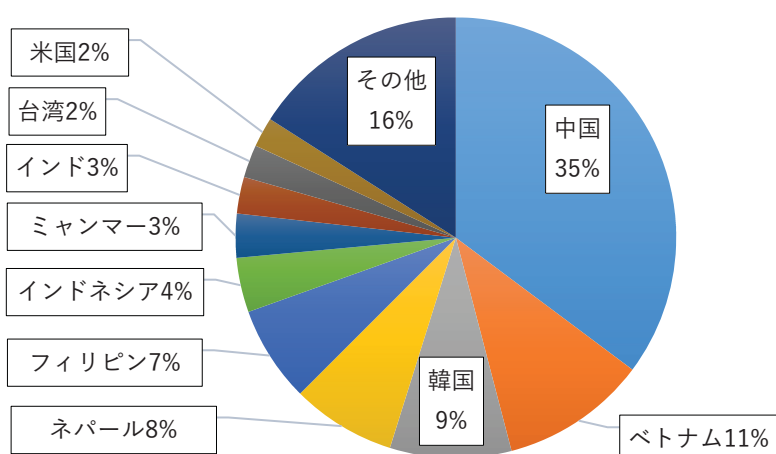
補足説明

- (1) 横浜市の外国人人口は、コロナ禍以降、毎年1万人以上増加し、令和8年3月末時点で14万人に達しており、多文化共生の推進は、横浜市の重要政策の1つとなっている。
- (2) 地域の日本語教室は、主にボランティアや市民団体によって運営されているが、外国人人口の増加に伴い学習希望者も増加しており、安定した運営体制の確保や質の向上などが課題となっている。地域の状況に応じた日本語教育推進施策の策定・実施は地方自治体の責務とされていることから、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」における十分な財源確保が必要である。
- (3) 在留期間の長期化や家族帯同の増加等により、外国人住民が抱える課題は複雑化・多様化している。これに対応するため、相談対応言語の拡充や対応の質の向上に加え、地域社会への円滑な適応を促すアウトリーチ型の生活オリエンテーションの実施等が重要となっている。これらの取組を着実に進めるため、「外国人受入環境整備交付金」の更なる拡充等が求められる。
- (4) すべての外国人に必要な行政情報を確実に届けるためには、デジタル技術を活用した多言語での情報発信も不可欠であるが、こうした取組に十分活用できる国の財政支援制度は整っていない。
- (5) 日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査は、令和5年度に実施されたのみである。都市間・地域間の違いを検証し、好事例を展開していくためには、全国共通の調査項目による定期的な調査を、外国人・日本人双方を対象に実施する必要がある。また、実施にあたっては、地域ごとに特徴や課題が大きく異なることを踏まえ、地方自治体の意見を十分に反映する必要がある。
- (6) 特定技能基準省令の改正により、市区町村への「協力確認書」の提出が義務化された結果、横浜市では令和7年度中に2,800件超の申請があり、多大な事務負担が生じている。特定技能所属機関にとっても、市区町村ごとに提出方法が異なるうえ、事業所所在地と雇用者居住地の双方に提出が求められるなど、負担が大きい。このため、国においてデータを一元的に管理・整理し、必要に応じて地方自治体に提供する仕組みへ見直すなど、負担が少なく効率的な制度への改善が求められる。

参考1 横浜市内の外国人住民の状況



<国籍数 (169 か国・地域)>



令和 8 年 3 月末現在 横浜市統計資料より

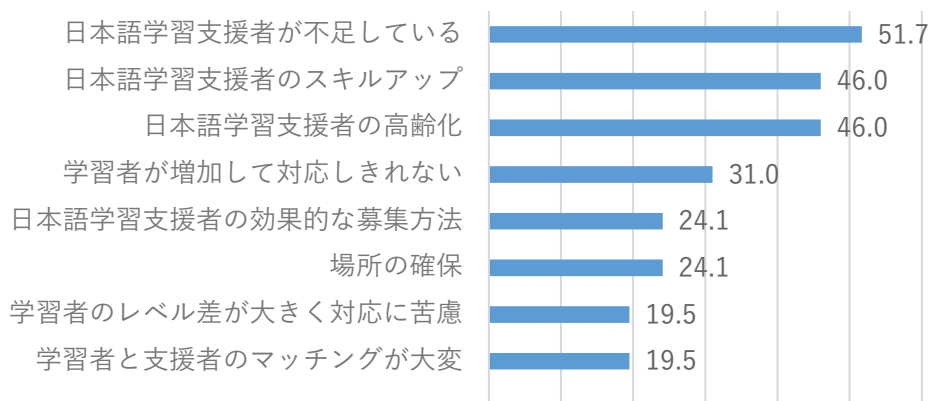
1 位	中国	49,471 人
2 位	ベトナム	15,062 人
3 位	韓国	12,507 人
4 位	ネパール	10,744 人
5 位	フィリピン	9,897 人
6 位	インドネシア	5,621 人
7 位	ミャンマー	4,522 人
8 位	インド	3,771 人
9 位	台湾	3,391 人
10 位	米国	3,070 人

◆在留資格別 (※R8.3 末現在)

1 位	永住者	45,008 人
2 位	技術・人文・国際	19,358 人
3 位	家族滞在	15,581 人
4 位	留学	10,031 人
5 位	特定技能 1 号	9,085 人
	その他	41,404 人

参考2 地域日本語教室への実態調査結果 (令和 6 年 8 月実施、市内 87 教室回答)

<教室運営の課題 (MA) > 上位項目 n = 87 単位: %



参考3 横浜市多文化共生総合相談センターでの相談受付件数 (参考: 国際交流ラウンジ受付件数)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
横浜市多文化共生総合相談センター	8,624 件	11,913 件	8,859 件
【参考】国際交流ラウンジ	15,349 件	18,068 件	17,144 件

提案・要望の担当

市民局国際平和・ダイバーシティ推進課多文化共生担当課長

卯都木

TEL 045-671-4718

5-1 「特別市」の法制化の実現

【要望先：総務省、内閣府】

提案・要望

「特別市」について、第34次地方制度調査会における議論を着実に進め、特別区設置以外の新たな大都市制度の選択肢として、早期の法制化を実現すること。

補足説明

- (1) 我が国の地方自治制度は、明治21年に47道府県の形となって以来、道府県と市町村による画一的な二層構造が約140年にわたり継続している。また、現行の政令指定都市制度は、特別市制度の廃止に伴う暫定的な制度として創設されてから既に70年が経過しており、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、依然として多くの課題を抱えている。
- (2) 第30次地方制度調査会答申においては、「特別市（仮称）」は、「大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされている。
- (3) 第34次地方制度調査会においては、「特別市」の意義やこれまで道府県が担ってきた事務に与える影響、広域事務・財政等への影響、特別市の設置手続などについて、審議が進められている。
- (4) 横浜市では、特別市制度の骨子や特別市に対して指摘されている懸念・課題に対する基本的な考え方を整理した「横浜特別市大綱」を公表している。また、令和4年2月には、市民の代表である横浜市会が「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を可決し、「特別市の法制化に関する要望書」を継続して内閣総理大臣等へ提出している。さらに、令和5年4月及び令和6年5月には、地域の代表で構成される横浜市町内会連合会から市長宛てに「特別市の実現に向けた取組の推進について」の意見書が提出された。令和8年6月には、附属機関である「横浜市大都市自治研究会」から「特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申」を受けている。
- (5) 指定都市市長会においても、「多様な大都市制度実現プロジェクト」のもと、将来を見据えた地方自治制度の抜本的な見直しや多様な大都市制度の早期実現の必要性について検討を重ねてきた。令和7年11月には、特別市の根拠法となる地方自治法改正案を含む4年間の検討成果を取りまとめた報告書を公表し、国や政党、経済団体等に対し政策提言を行っている。
- (6) 人口減少や経済状況の停滞といった課題に直面する中、持続可能な社会を構築し、我が国が今後とも継続的な発展を遂げるためには、地域の実情に応じた大都市制度を選択できることが不可欠である。このことが、東京都への一極集中を是正し、大都市が持つ力を最大限発揮できる多極分散型社会の実現につながる。こうしたことから、特別区設置以外の新たな大都市制度としての「特別市」の早期実現を国家戦略として推進する必要がある。

参考1 指定都市制度における支障事例と特別市の必要性

1 指定都市制度における具体的な支障事例

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにもかかわらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の課題であり、個々の権限移譲の推進等により、実質的に特別市に近付ける取組だけでは解決できない課題である。

具体的な支障事例

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応
 - ・ 都市計画事業の認可など土地の使用・管理
 - ・ 私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
 - ・ 医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、市民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税收効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税收増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

27

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」報告書（令和7年11月）より一部抜粋

参考2 横浜市町内会連合会による「特別市の実現に向けた取組の推進について」の意見書

意見書の要旨

特別市の選択が可能になるよう、法制化の実現に向け、市民の暮らしがどのように良くなるのかなど、幅広い年齢層の市民の皆さまや、地域の商店街や事業者の皆さまなど、より広く特別市の内容と意義が伝わるよう、各区での説明会の実施や、より参加しやすいシンポジウムの開催、動画等も活用した広報・周知を強力に進め、継続的に機運を醸成し、法制化の実現に向けた取組を進めていただきたい。



意見書手交式（令和6年5月）

参考3 横浜市大都市自治研究会による特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申

答申の主なポイント

県の総合調整機能への影響とその対応策	特別市と県による事務の共同処理制度の創設や特別市と県の協議・調整の仕組みの構築などにより解決可能。（医療計画・広域的な災害対応・警察事務等）
特別市に移行する区域に県が有している施設の取扱い	県有施設は特別市移管前のサービス水準維持が原則。利用対象は県の住民も対象とするなど、住民の日常生活への影響を生じないようにすることにより、移管された施設を改めて県内に新設するなどの費用負担が発生しない。
行政サービスへの影響が生じないようにするための財政面での対応	財政中立の観点から財政調整が可能となる地方税財政制度の導入について、国や県と協議しながら、検討を進める必要がある。円滑な移行のため、国において特別市と県の双方に対する激変緩和措置を講ずることも必要。
特別市における住民自治や住民代表機能の確保	特別市は行政区を単位に住民自治を制度的に強化することが必要。区長は、議会の同意の上で市長が選任する特別職とすることが適当。区単位で選出する市議会議員で構成する区常任委員会の設置も考えられる。
特別市への移行手続や住民の意思確認	特別市移行の発意の主体は指定都市。指定都市の市議会による議決とともに、包括県の境界変更を伴うものであるため、当該県議会の議決も必要。住民投票の範囲は移行対象となる指定都市の住民に限定。

提案・要望の担当

政策経営・国際戦略局特別市制度企画課長 室町 TEL 045-671-4323

5-2 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実

【要望先：総務省、国土交通省】

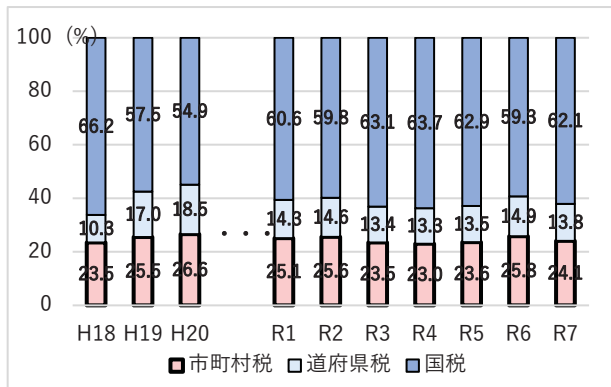
提案・要望

- 1 税制・税源配分の見直しと自主財源の充実・強化を図ること。
- 2 増加する地方の財政需要を捕捉し、地方全体の一般財源総額を充実させること。また、必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造を地方交付税の算定への確に反映させること。
- 3 ふるさと納税制度について、特例控除額の上限の引下げ等、本来の趣旨に沿った制度への見直しを行うこと。
- 4 「公共施設等適正管理推進事業債」について、恒久的な措置とすること。また、庁舎等の公用施設にも対象を拡大すること。

補足説明

- (1) 高齢化の進展等に伴い財政需要が増大する中、大都市の特性や実態を踏まえ、自主財源の安定的確保や財政運営の自立性向上につながる税制と税源配分の実現、財源保障の充実が必要である。具体的には、個人所得課税の国・地方間の税源配分の是正、固定資産税の安定的な確保、法人所得課税及び消費・流通課税の地方・大都市への配分割合の拡充等が求められる。また、大都市特例事務に係る経費は税制上の措置が不十分であり、税源移譲による措置が必要である。加えて、新たに税源の偏在是正措置を講じる場合は、過去の法人市民税の一部国税化で多くの大都市が税収減となったことを踏まえ、このような影響が生じない地方税体系とすることが求められる。
- (2) 令和8年度地方財政計画では、物価高における経済・物価動向等の反映や、社会保障関係費・人件費等の増が計上され、前年度を上回る一般財源総額が確保された。しかし、物価高の長期化等に伴う財政需要の増加が懸念されている中では、今後も地方を取り巻く社会・経済状況の変化を確実に地方財政計画へ反映することが必要である。また、人口が集中する大都市では特有の行政課題を抱えており、今後も財政需要の増大が懸念されるが、これらの財政需要や行政サービスのコスト構造が、地方交付税の算定において十分に反映されていない。加えて、国において消費税減税が検討されているが、消費税収は地方交付税の原資であることを含め、その約4割が地方財源であることから、国の責任において代替財源を確保することが不可欠である。
- (3) ふるさと納税制度について、都市部の財政への影響がもはや看過できない水準にある。令和8年度税制改正で、特例控除額について定額の上限設定等が行われたが、対象者は限定的であり課題の解消には至っていない。特例控除額の上限の引下げ等、さらなる制度の見直しが必要である。
- (4) 公共施設は高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備され、今後一斉に更新時期を迎えることから、切れ目なく計画的に老朽化対策を進めることが必要である。しかし、公共施設等適正管理推進事業債は令和8年度までの時限措置であり、また災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署等の公用施設は長寿命化対策の対象外である。

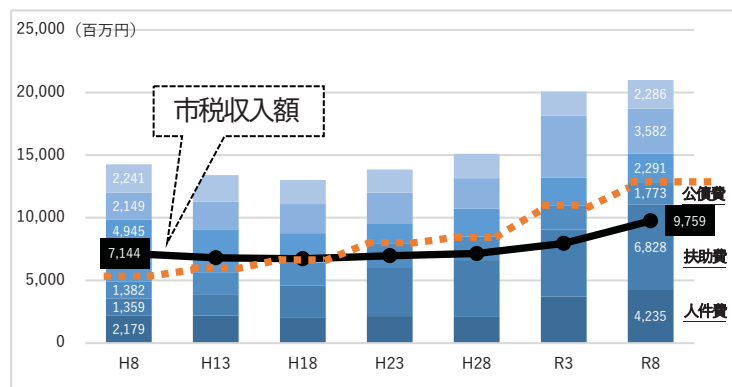
参考1 個人所得課税の配分割合の推移



市町村の配分割合は、税源移譲（平成19年度実施）後においても、依然として低い状況で推移

（指定都市『大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和8年度）』を加工）

参考2 横浜市一般会計歳出予算額と市税収入の推移



市税収入は増加傾向にあるものの、人件費、扶助費及び公債費の合計である義務的経費は、市税収入の伸びを超えて増加している。

参考3 横浜市のふるさと納税に関する状況

<横浜市のふるさと納税による税収影響額（決算）>

※ 交付税措置は未考慮



<所得階層別ふるさと納税実施者割合と一人当たり控除額>



（指定都市『令和8年度税制改正要望事項』を加工）

参考4 公共施設等適正管理推進事業債の横浜市活用実績

（単位：百万円）

		令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)	令和7年度 (見込額)
長寿化 (公共用建物)	施設の使用年数を、法定耐用年数を 超えて延長させる事業	1,212	1,174	757	1,384
長寿化 (道路施設)	所管省庁が示す管理方針に基づき 実施される事業	957	1,016	958	1,077
長寿化 (都市公園)	所管省庁が示す管理方針に基づき 実施される事業	132	6	11	6
ユニバーサルデ ザイン化	バリアフリー法に基づく改修事 業、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づく改修事業	0	0	0	197
除却	施設の除却を行う事業	73	39	45	39
計		2,374	2,235	1,771	2,703

令和4年に新設され令和5年に別メニューとなった「脱炭素化推進事業債」は含めていない

提案・要望の担当

総務局税制課長

行財政局資金課長

行財政局ファシリティマネジメント推進課担当課長

折出

古川

加藤

TEL 045-671-2188

TEL 045-671-2185

TEL 045-671-3801

5-3 地方分権改革の推進

【要望先：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

提案・要望

- 1 「手挙げ方式」による権限移譲を基本とし、すべての都道府県・市町村に一律に移譲するのではなく、積極的に移譲を求める地方自治体に対し、事務・権限とともに、これに見合う財源を移譲すること。
- 2 「提案募集方式」については、地方がより活用しやすい制度とするため、地方の意見を十分に踏まえた見直しを行うこと。

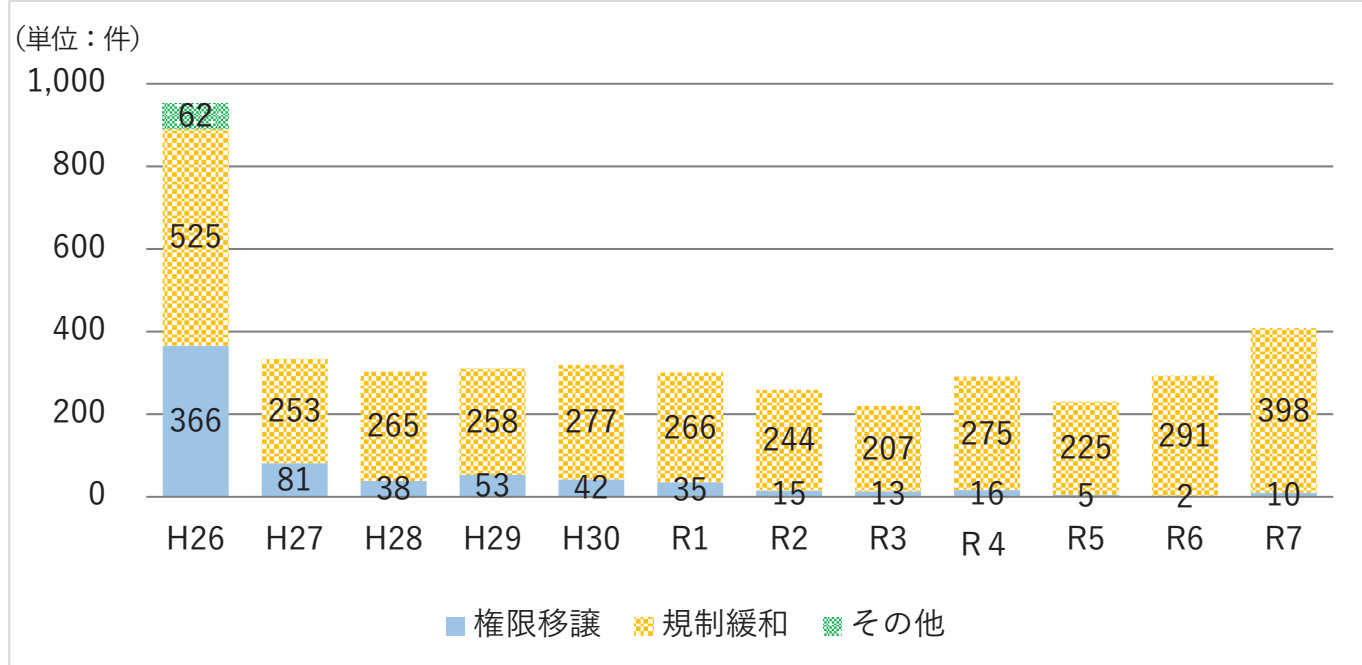
補足説明

- (1) 平成 26 年に、地方の発意に基づく取組として「提案募集方式」が導入されたが、近年では「権限移譲」に関する提案件数が大幅に減少している。その背景には、急速な人口減少に伴う担い手不足や財政状況の悪化があり、市町村が事務・権限を都道府県へ返還する事例も見られる。このような状況下では、全国一律・画一的に権限移譲を進めることが困難である。
- (2) 平成 30 年の「災害救助法の一部を改正する法律」により、「手挙げ方式」を活用し、大規模災害時における応急救助の実施権限を都道府県から国が指定する救助実施市へ移譲する制度が導入された。本制度に基づき、横浜市は平成 31 年 4 月に救助実施市に指定されている。このように、地方の多様性を尊重する仕組みとして「手挙げ方式」が導入されたものの、実際の活用事例は限定的である。
- (3) 地方自治体間では規模や能力、財政状況に大きな差が存在しており、地方分権を着実に進めるうえで、「都道府県」「市町村」といった画一的な区分に基づく権限移譲だけでは十分とはいえない。意欲と能力を有する地方自治体に対しては、その希望に応じて迅速に事務・権限を移譲するとともに、これに見合う財源を確保することが重要である。
- (4) 第 34 次地方制度調査会においても、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方として、都道府県による市町村支援の重要性が指摘されている。「手挙げ方式」により、政令指定都市など積極的に権限移譲を求める地方自治体への移譲が進めば、都道府県は支援を必要とする市町村により重点的に対応できるようになり、結果として地方行財政全体の持続可能性の向上にもつながる。
- (5) 「提案募集方式」は導入から 10 年以上が経過しており、その効果検証や制度の見直しが求められている。今後は、提案の趣旨に応じて税財源に関する事項も対象とするなど、地方分権改革を一層推進する必要がある。また、国・地方を通じた行政サービスの効率化を図りつつ、地方が自らの役割に注力できる環境を整えるため、規制緩和や権限移譲以外の事項についても提案対象に含めるべきである。これらを通じて、地方の実情や意見を十分に踏まえた、より活用しやすい制度へと見直していくことが重要である。

参考1 横浜市が手挙げ方式により移譲を求めている事務・権限

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る事務・権限及び財源 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
地域医療構想・医療計画の策定等、医療法に係る事務・権限及び財源	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた地域医療構想・医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。また、市に医療審議会の設置を可能とすることで、既に事務・権限の移譲を受けている医療法人の設立認可等について、移譲された権限がより実態を伴ったものとなるとともに、手続きを効率的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区間）・二級河川の管理に係る事務・権限及び財源	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、事務手続の簡略化、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地法に係る事務・権限及び財源	横浜市では、総合的な崖地対策として「啓発活動」、「予防対策」、「発災・復旧対応」などに取り組んでいるが、「予防対策」、「復旧対応」のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、ハード対策の窓口が市に一元化されることとなり、相談窓口が明確になる。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務・権限及び財源	人口・人流が集中する政令指定都市において、ワクチンの効率的かつ迅速な供給・接種体制の構築が可能になるなど、政令指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる。

参考2 「提案募集方式」における提案類型別（目的別）の提案件数の推移



内閣府 地方分権改革推進室「令和7年提案更新データ」より作成

※H26年「その他」62件の内訳は、「関連する見直し」2件、「対象外」60件

提案・要望の担当

政策経営・国際戦略局広域行政課担当課長 池谷 TEL 045-671-2109

5-4 三大都市圏の政令指定都市等を核とした広域連携の促進

【要望先：総務省】

提望・要望

三大都市圏における政令指定都市等を核とした近隣市町村との相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携を更に推進し、中長期的な課題検討、圏域の発展に取り組むための新たな支援制度を創設するとともに、必要な財政措置を講ずること。

補足説明

- (1) 総務省が設置した「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が取りまとめた令和7年6月の報告書では、三大都市圏について、地方交付税措置も含む財政支援が講じられ広域連携の推進が図られている連携中枢都市圏とは異なり、広域連携が十分に進んでいるとは言いがたいことから、比較的リソースを有する政令指定都市等を中心とした連携の枠組みの検討が指摘されている。
- (2) 令和7年度には「新しい分野・方法・地理的条件」における連携の枠組みを構築することを目的としたモデル事業が創設されたが、特定の事務を対象としており、三大都市圏を想定していない地理的条件が示されていることに加え、単年度でのモデル構築を求めていることから、三大都市圏の中長期的な課題解決に向け、継続的に取り組むことができる枠組みとなっていない。また、令和8年1月には第34次地方制度調査会が発足し、国・都道府県・市町村間の役割分担や大都市地域における行政体制のあり方等が審議項目となっているが、これまで指摘されてきた政令指定都市等を中心とした連携の枠組みについても、検討を進めていくべきである。
- (3) 横浜市では、平成30年度に隣接7市と「8市連携市長会議」を開催し、水平・対等な関係による圏域全体の発展を目指し連携策の協議を開始した。令和2年度には、8市の人口等の将来推計を分析・整理し、「8市の未来予測等報告書」をとりまとめた。これを踏まえ、令和3年度から「専門人材の育成・確保」「海洋プラスチックごみ削減」の検討を始め、具体的な連携取組を実施しており、令和6年度の8市連携市長会議では、「自然災害からの防災・減災」、「2040年を見据えた高齢者福祉施策」に新たに取り組むことに合意し、連携を進めている。一方、広域連携のための財源については、連携中枢都市圏のような支援制度がなく、現状では、課題認識を持つ市町村が、限られた独自予算の中で自主的に取り組まざるを得ない状況となっている。
- (4) 令和8年5月に公表された令和7年国勢調査における人口速報集計結果によると、令和7年10月1日現在における我が国の人口は1億2305万人となっており、前回調査から人口は309万7千人減少し、都道府県別にみると東京都及び沖縄県を除く45道府県において人口減少となっている。今後、三大都市圏においても人口減少や高齢化等により人口構造が急激に変化する中では、地域のリソースを最大限活用し、政令指定都市が圏域を牽引して広域連携をより一層進めていくことが重要であり、そのためには、中長期的な課題の検討や圏域全体の発展に継続的に取り組むための支援制度と、それに応じた柔軟に活用できる財政措置が必要である。

参考1 横浜市と隣接7市※との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

○ 8市連携市長会議の開催（令和6年7月30日）

【合意事項】以下①②については継続して取り組み、③④について新たに取り組む。

① 専門人材の育成・確保に関する検討会（令和3年10月～）

8市の専門人材の不足に対応するため、再任用終了後の65歳以上の人材活用について協議・検討し、「65歳以上の専門人材活用に向けた取組」を令和6年4月採用事務から運用開始。

② 海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動に関する検討会（令和3年10月～）

海洋プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動や取組等を検討。

8市での一斉清掃や啓発パネル等の巡回展示の実施、啓発動画を作成。

③ 自然災害からの防災・減災に関する検討会（令和6年10月～）

風水害時に発生する災害廃棄物の迅速な処理に向けた検討を進め、「8市連携災害（風水害）時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定書」を締結。

④ 2040年を見据えた高齢者福祉施策に関する検討会（令和6年10月～）

将来の「元気な高齢者」の増加に繋がるような具体的な取組や、企業・地域など様々な主体への啓発、不足する介護人材の育成・確保に向けた魅力発信等について検討。

○ 8市連携スタディミーティングの開催（令和3年度～）

2040年頃に8市の中核を担う世代の職員を対象に、広域連携に対する意識醸成や、職員間の将来にわたるネットワークの構築を目指し、広域的な課題の解決に向けた連携政策の提案書を作成するワークショップ等を含む研修（全5回）を開催。4グループ程度に分かれ、防災・災害対策、子育て・教育、医療介護・福祉、インフラ、デジタル、観光、地域コミュニティ等テーマ設定は多岐にわたり、分野横断的な検討も行う。



8市連携スタディミーティング

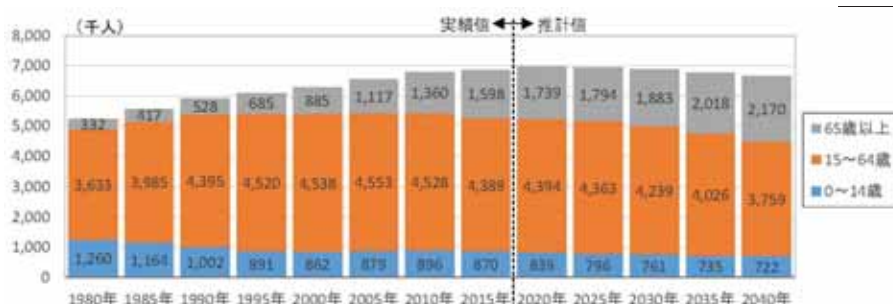
○ これまでの主な連携事例：災害時の相互応援、待機児童対策、図書館の相互利用、観光施策の取組 等

参考2 高齢者人口の今後の推移と8市の年齢3区分人口の推移

【図1：高齢者人口の今後の推移（2015年=100として指数化）】



【図2：8市の年齢3区分人口の推移（将来推計を含む）】



8市は他の圏域に比べ、高齢者人口が増加する傾向にある。また、生産年齢人口については2025年以降に減少傾向が続く推計となっている。

現時点で比較的资源を有する政令指定都市を中心とした連携の枠組みによる広域連携を推進し、圏域全体の持続的な行政サービスの提供をしていくことが不可欠である。

<図1・図2>

出典：令和3年6月「8市の未来予測等に関する報告書」（総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」から作成）

提案・要望の担当

政策経営・国際戦略局広域行政課長

高村

TEL 045-671-2108

5-5 デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進

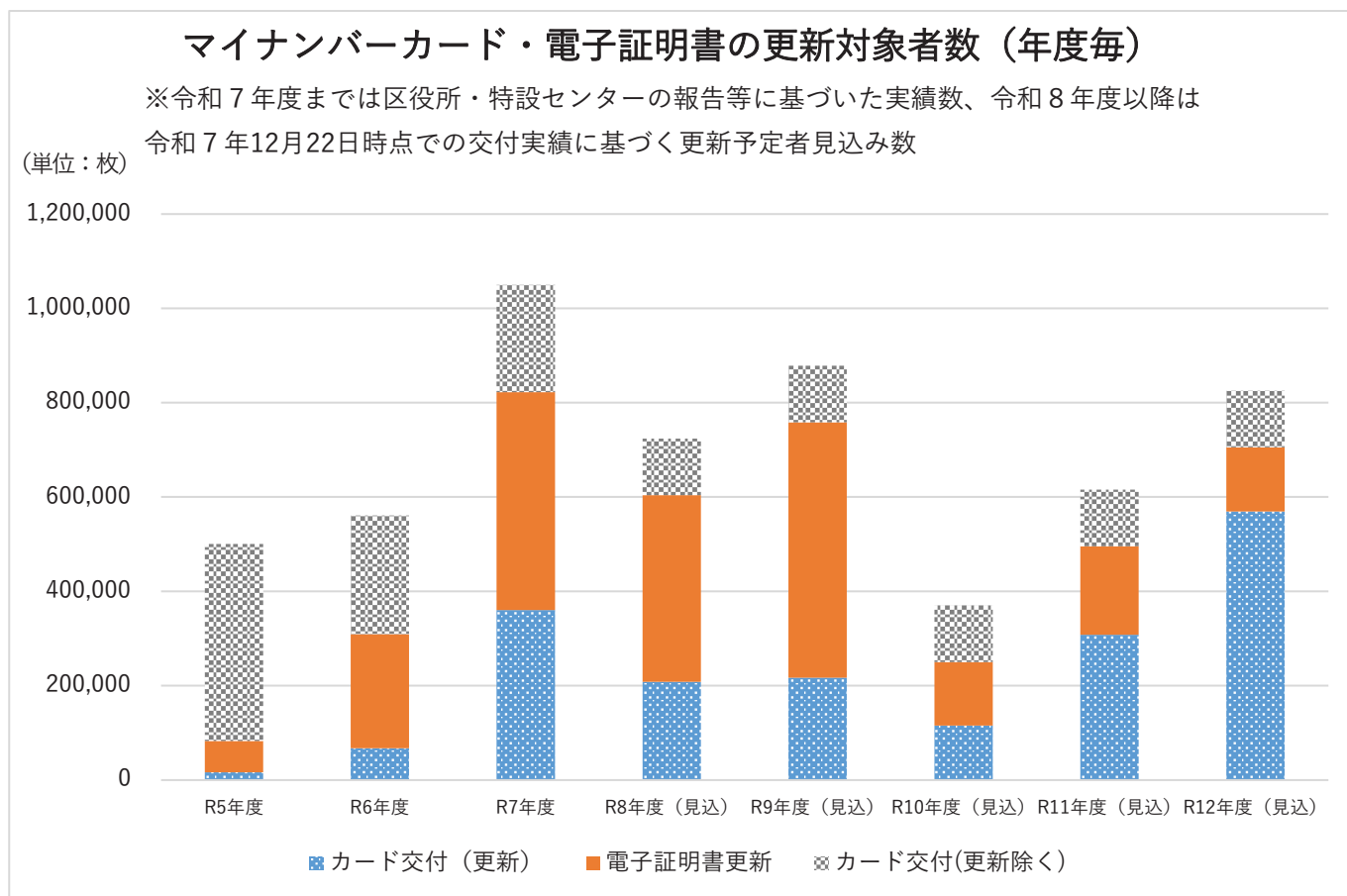
【要望先：総務省、デジタル庁】

提案・要望

- 1 マイナンバーカードの交付及び電子証明書・カードの更新業務の恒常化に伴い、必要な体制維持に係る費用を引き続き全額国費負担とすること。
- 2 行政手続のオンライン化が進む中、国民の利便性向上と地方自治体の負担軽減や行政手続の効率化を図るため、マイナンバーカード電子証明書の更新手続について、オンライン化に向けた取組を進めること。

補足説明

- (1) 令和8年5月末時点で全国のマイナンバーカード保有枚数は約1億328万枚、保有率は83.1%に達している。横浜市においても約314万枚、保有率83.7%となり、新規交付を中心とした「普及フェーズ」から、更新・再交付を主とする「運用フェーズ」へ移行している。
- (2) カード本体は原則10年（未成年者は5年）、電子証明書は年齢に関わらず5年で有効期限を迎えるため、今後も大量の更新業務が継続的に発生する。特に人口規模が大きい横浜市では、令和元年度以降、電子証明書及びカードの大量更新が継続しており、今後も同様の状況が見込まれる。
- (3) カード保有者の増加に伴い、住民異動時の継続利用処理、紛失・記載欄満欄による再発行、暗証番号再設定等の窓口業務が増加している。加えて、マイナ保険証への移行、運転免許証・在留カードとの一体化、カードへの振り仮名記載、特急発行・交付などの対応により、窓口手続は一層複雑化し、問い合わせ件数や処理時間も増加している。
- (4) 国は、大量更新に対応した窓口・人員体制強化、休日・夜間開庁、臨時窓口、予約制拡大、民間委託の活用等を求めている。横浜市では、18区役所に加え、平日夜間や土日祝日に対応する4か所の特設センターを継続して開設予定であるが、単年度予算では賃貸契約が難しく、複数年にわたる財源確保の明示が必要である。また、更新業務を恒常的業務と位置づけ、交付数に応じた安定的な財源措置が必要である。
- (5) 電子証明書が失効すると、マイナポータル、マイナ保険証、コンビニ交付、e-Taxなど幅広い行政サービスの利用に支障が生じる一方、更新手続は窓口来所が必須となっている。大多数の国民にとって、生活上不可欠な手続である電子証明書の更新について、オンライン化による国民の利便性向上と市区町村業務の効率化が強く求められる。
- (6) 令和10年度末に導入予定の次期個人番号カードでは電子証明書の有効期限も10年となる見込みだが、令和8～10年度における電子証明書更新対象者は100万件を超え、現行の窓口対応を前提とした制度では、安定的な事務処理体制の維持が困難である。地方公務員の人材不足が深刻化する中、行政手続の一層のオンライン化が不可欠であり、現行カードにおける電子証明書の有効期限延長についても検討しつつ、更新手続のオンライン化に向けた本人確認水準、制度設計、システム要件の整理を早期に開始する必要がある。



提案・要望の担当

市民局窓口サービス課担当課長 中野 TEL 045-671-3471

5-6 水道スマートメーター導入推進の支援

【要望先：内閣府、国土交通省】

提案・要望

水道スマートメーターの全国的な普及促進に向け、計画的な導入に要する経費を補助対象とするなど、補助制度の要件を緩和すること。また、水道スマートメーター導入に向けたロードマップの策定など、普及を後押しする環境整備を進めること。

補足説明

- (1) 全国の水道事業者は、人口減少による料金収入の減少、検針員の高齢化や担い手不足、水道施設の老朽化など、様々な課題に直面している。特に大都市の水道事業者では、膨大な給水戸数や多様な建築環境を抱えることから、検針業務等の負担が非常に大きく、業務の省力化は喫緊の課題となっている。
- (2) このような状況の中、水道スマートメーターの導入は、検針業務の効率化や事業運営の高度化を図るうえで有効な手段である。しかし、従来型メーターと比較して導入コストが高く、財政的な負担が導入の大きな課題となっている。
- (3) 現在、導入に活用可能な財政支援としては、サービス立ち上げに係る費用のみを対象とする「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や、付加価値の創出や先進性が認められる事業を対象とする「上下水道DX推進事業」がある。
- (4) 一方で、水道メーターは検定有効期間（8年間）ごとに取り替えが必要であり、また、年度ごとの交換数を平準化して実施していることから、給水区域全域への導入には少なくとも8年以上を要する。このため、導入期間の大半において、導入コストの多くが補助対象外となる。大都市における全域展開を加速し、ひいては全国的な普及促進を図るためには、給水区域内のスマートメーター導入に係る経費全般を補助対象とするなど、補助制度の要件緩和が必要である。
- (5) 電力・ガス分野においては、平成22年6月の改訂エネルギー基本計画で「2020年代の可能な限り早期に原則全需要家へのスマートメーターの導入を目指す」と明示され、経済産業省が「スマートメーター制度検討会」を設置するなど、国が主導して導入を牽引してきた。その結果、電力会社ではスマートメーター化が進んでおり、都市ガス大手3社についても、2030年代半ばまでのスマートメーター化が公表されている。
- (6) これに対し、水道スマートメーターについては、導入ロードマップが明確でないことや、通信方式・機器仕様の標準化がなお検討段階にあることなどから、普及が進みにくい状況にある。こうした状況を踏まえ、水道スマートメーターの計画的な導入を後押しするためには、導入方針の明確化や通信方式・仕様の標準化など、国による制度面での環境整備が強く求められる。

スマート水道メーターのコスト

スマート水道メーターとは

遠隔で検針値等の水量データを取得
指定された時間間隔等でデータ送信

活用方法・メリット

ビッグデータの利活用・住民の見守り機能
漏水検知・検針員の削減

種類

○分離方式

メーターと通信端末が分離しており、メーターに通信端末を後付け（結線作業）して通信を行う。
従来型（羽根車式）水道メーターに通信端末を取り付けたものが一般的。

○一体方式

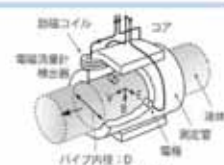
計測するメーター部と通信端末が一体となっている水道メーター。
コンパクトで管理しやすく、設置も簡単。



水道メーターの計測方式

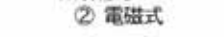
① 羽根車式

羽根車の回転により流量を計測。
従来から長く使用されている。



② 電磁式

電磁誘導を利用して流量を計測。
内部は筒状。



③ 超音波式

超音波を利用して流量を計測。
内部は筒状かそれに近い構造。



スマート水道メーターのコスト（日本水道協会による概算）

	従来型水道メーター(20mm、1個当たり)				スマート水道メーター(20mm、1個当たり)			
	本体単価(円/個)	取替費用(円/回)	検針委託単価(円/年)	通信費(円/年)	本体単価(円/個)	取替費用(円/回)	検針委託単価(円/年)	通信費(円/年)
各単価・費用	¥3,500	¥3,700	¥700	¥0	¥23,700	¥4,000	¥0	¥1,400
1年で換算したコスト	¥1,600				¥4,863			

スマート水道メーターの普及促進にあたっての課題 → コスト

メーター設置個数：全国 **約6,000万個**

それぞれの市場規模：**約960億円・約2,920億円**（※単純化した計算であるため、実態とは異なる）

出典：公益社団法人日本水道協会「第1回 規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ」資料

提案・要望の担当

水道局経営企画課担当課長（イノベーション推進担当）

大塚

TEL 045-671-4886

提案・要望項目 府省別一覧

内閣官房

1 - 2 防犯対策強化に係る取組への支援.....	3
3 - 1 中東情勢の影響拡大を踏まえた中小企業支援の強化	69

内閣府

1 - 1 物価高騰に関する支援.....	1
1 - 2 防犯対策強化に係る取組への支援.....	3
1 - 3 大規模災害時の対応力強化.....	5
3 - 4 地域未来戦略の推進.....	75
4 - 5 港湾の脱炭素化に向けた取組.....	91
4 -11 地域における多文化共生の推進に向けた取組強化.....	103
5 - 1 「特別市」の法制化の実現.....	105
5 - 3 地方分権改革の推進.....	109
5 - 6 水道スマートメーター導入推進の支援.....	115

公正取引委員会

3 - 2 中小企業・小規模企業の持続的な賃上げ実現のための支援.....	71
---------------------------------------	----

国家公安委員会

1 - 2 防犯対策強化に係る取組への支援.....	3
----------------------------	---

消費者庁

1 - 2 防犯対策強化に係る取組への支援.....	3
3 - 5 地方消費者行政の推進に向けた支援の拡充.....	77

こども家庭庁

1 -22 障害児・者の支援の充実.....	43
2 - 1 こどもの医療費助成制度の創設.....	45
2 - 2 出産費用の無償化に向けた丁寧な制度設計.....	47
2 - 3 こども性暴力防止法への対応.....	49
2 - 4 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充.....	51
2 - 5 保育者の確保・定着に向けた更なる取組の推進.....	53
2 - 6 時代に即した幼児教育・保育の推進.....	55
2 - 7 小学生の放課後対策の推進.....	57
2 - 8 困難な状況にあるこども・家庭への支援.....	59

デジタル庁

5 - 5 デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進.....	113
--------------------------------------	-----

総務省

1 - 1 物価高騰に関する支援.....	1
1 - 2 防犯対策強化に係る取組への支援.....	3
1 - 3 大規模災害時の対応力強化.....	5
1 - 8 道路における令和の国土強靱化対策の推進.....	15
4 -11 地域における多文化共生の推進に向けた取組強化.....	103
5 - 1 「特別市」の法制化の実現.....	105
5 - 2 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実.....	107
5 - 3 地方分権改革の推進.....	109
5 - 4 三大都市圏の政令指定都市等を核とした広域連携の促進.....	111
5 - 5 デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進.....	113

法務省

3 - 6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化.....	79
4 -11 地域における多文化共生の推進に向けた取組強化.....	103

外務省

4 - 3 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援.....	87
4 - 7 循環型社会実現に向けた国際連携推進への支援強化.....	95

財務省

3 - 6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化.....	79
4 - 2 旧上瀬谷通信施設地区のまちづくり推進への支援.....	85
4 - 3 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援.....	87

文部科学省

1 -22 障害児・者の支援の充実.....	43
2 - 5 保育者の確保・定着に向けた更なる取組の推進.....	53
2 - 6 時代に即した幼児教育・保育の推進.....	55
2 - 9 国による学校給食費完全無償化の実現.....	61
2 -10 いじめや不登校等への対応力向上に向けた支援の拡充.....	63
2 -11 部活動の地域展開等の推進に係る支援.....	65
2 -12 栄養教諭及び学校栄養職員の定数改善.....	67
4 -11 地域における多文化共生の推進に向けた取組強化.....	103
5 - 3 地方分権改革の推進.....	109

スポーツ庁

2 -11 部活動の地域展開等の推進に係る支援.....	65
------------------------------	----

文化庁

2 -11 部活動の地域展開等の推進に係る支援.....	65
------------------------------	----

厚生労働省

1 -13 病院の耐震化対策の推進.....	25
1 -14 がん検診の推進.....	27
1 -15 小児・AYA世代のがん対策の推進.....	29
1 -16 安定的な定期予防接種のための財政措置等の見直し.....	31
1 -17 令和9年度報酬改定に向けた要望.....	33
1 -18 福祉人材の確保・定着に向けた介護従事者等の処遇改善.....	35
1 -19 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援.....	37
1 -20 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正.....	39
1 -21 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充.....	41
1 -22 障害児・者の支援の充実.....	43
2 - 2 出産費用の無償化に向けた丁寧な制度設計.....	47
2 - 6 時代に即した幼児教育・保育の推進.....	55
2 - 8 困難な状況にあるこども・家庭への支援.....	59
3 - 2 中小企業・小規模企業の持続的な賃上げ実現のための支援.....	71
3 - 6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化.....	79
5 - 3 地方分権改革の推進.....	109

農林水産省

4 - 1 横浜グリーンエキスポの成功に向けた推進・支援.....	83
4 - 2 旧上瀬谷通信施設地区のまちづくり推進への支援.....	85

経済産業省

1 - 1 物価高騰に関する支援.....	1
1 - 3 大規模災害時の対応力強化.....	5
3 - 1 中東情勢の影響拡大を踏まえた中小企業支援の強化	69
3 - 2 中小企業・小規模企業の持続的な賃上げ実現のための支援.....	71
3 - 6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化.....	79
4 - 1 横浜グリーンエキスポの成功に向けた推進・支援.....	83
4 - 6 カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充.....	93
4 - 7 循環型社会実現に向けた国際連携推進への支援強化.....	95
4 - 8 廃棄物分野における脱炭素化及び資源循環に向けた施策の推進.....	97

国土交通省

1 - 1 物価高騰に関する支援.....	1
1 - 3 大規模災害時の対応力強化.....	5
1 - 4 「交通空白」解消に向けた地域公共交通の充実への支援	7
1 - 5 横浜3号線の延伸の早期実現に向けた支援.....	9
1 - 6 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進.....	11
1 - 7 横浜環状南線・横浜湘南道路の整備推進.....	13
1 - 8 道路における令和の国土強靱化対策の推進.....	15
1 - 9 国土強靱化に向けた水道施設の更新・耐震化への支援.....	17
1 -10 強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援.....	19
1 -11 強靱で持続可能な河川事業への支援.....	21
1 -12 安全で安心な港づくり.....	23
1 -13 病院の耐震化対策の推進.....	25
3 - 3 国等の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大.....	73
3 - 6 臨海部の賑わい創出・回遊性向上とクルーズ船受入環境強化.....	79
4 - 1 横浜グリーンエキスポの成功に向けた推進・支援.....	83
4 - 2 旧上瀬谷通信施設地区のまちづくり推進への支援.....	85
4 - 3 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援.....	87
4 - 4 港湾ロジスティクス強化に向けた国際コンテナ戦略港湾の推進.....	89
4 - 5 港湾の脱炭素化に向けた取組.....	91
4 - 7 循環型社会実現に向けた国際連携推進への支援強化.....	95
4 -10 焼却灰資源化の推進.....	101
5 - 2 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実.....	107
5 - 3 地方分権改革の推進.....	109
5 - 6 水道スマートメーター導入推進の支援.....	115

観光庁

3 - 7 アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化.....	81
----------------------------------	----

環境省

4 - 5 港湾の脱炭素化に向けた取組.....	91
4 - 6 カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充.....	93
4 - 7 循環型社会実現に向けた国際連携推進への支援強化.....	95
4 - 8 廃棄物分野における脱炭素化及び資源循環に向けた施策の推進.....	97
4 - 9 廃棄物処理施設等の老朽化対策の推進.....	99
4 -10 焼却灰資源化の推進.....	101

防衛省

4 - 3 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援.....	87
---------------------------------	----



公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

GREEN × EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

©Expo 2027

横浜市 政策経営・国際戦略局 大都市制度推進本部室 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>